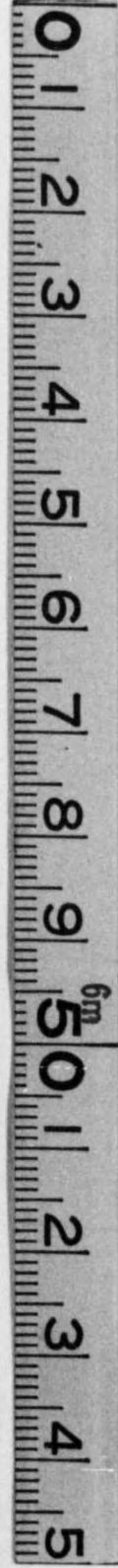


678.23
SE65

678.23-Se65㊦



1200500750580

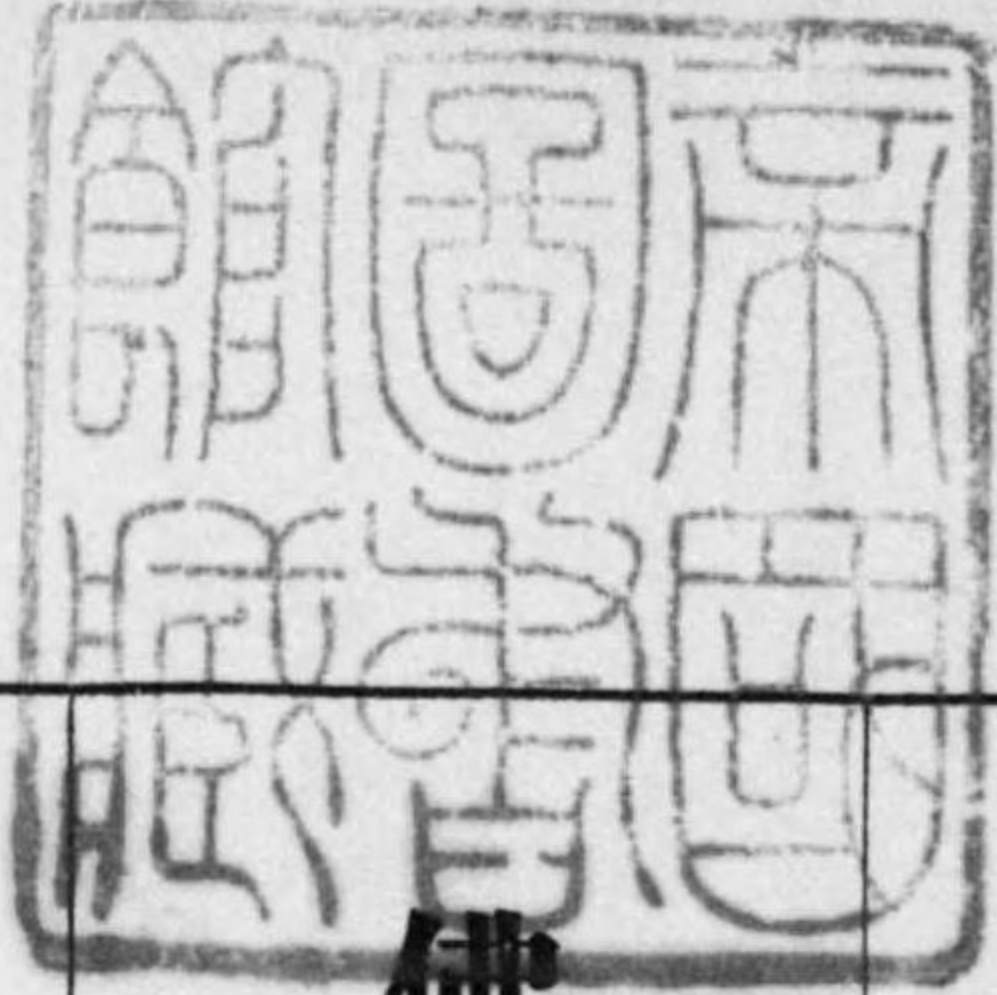


始



561

678.23
SE 65



纖維製品輸出振興株式會社企畫部編

(調查第十卷)

佛領印度支那貿易概觀

大同書院發兌



937
18
圖
號

序

世界經濟の歴史的發展段階に於て屢々繰り返へされたあらゆる戰爭の核心をなすものは、人類生存の發展向上に對して必然的に萌醸し來る矛盾の綜合的解決に伴ふ發展性である。即ち經濟社會の育成發展はこの矛盾の綜合的發展の連鎖によつて著しき展開を重ね、これが歴史的必然性の歸結として現時の廣域圈經濟社會形態を現出するに至つたのである。

斯くて世界廣域經濟圏の一環として、茲に日本を盟主とする東亞共榮圏が樹立さるべく日支事變より大東亞戰爭にまで進展するに至つたことは歴史的發展段階に於ける必然的歸趨ではあるが、之を完遂し、以て鞏固なる有機的廣域經濟圏の興隆發展を計ることは、ひとり日本民族のみの要請ではなく大東亞民族の使命である。

然るに、東亞共榮圏内に於ける資源ブロックの一として不可缺の佛領印度支那に於ては、既に佛國資本主義の發展に伴ひ、その植民地として屬領化され爾來五十有餘年、本國の桎梏下に搾取の對象となり、民族的發展の途は全く梗塞されて居たのである。即ち佛本國は資本主義的植民地經營方

策として佛印に對し自國本位の政策を實施し、對外的には新興産業國の進出を阻止すべく、保守的防禦的色彩を極めて濃厚に示し、地理的、經濟的或は民族的諸條件に於て、絶對的相互補足性を有する新興日本産業に對しては特に防禦的敵性態度をすら示し來つたのである。

然るに今次の第二次歐洲戰に於ける獨逸の佛國に對する壓倒的勝利は當然、佛國の印度支那に於ける地位を不安ならしめ、同時に日本軍の印度支那無血進駐に續く日、獨、伊三國同盟の締結は佛國をして直ちに援蔣、英米依存政策を放棄せしめ、對佛印政策に於ても急角度の轉向をなさしむるに至り、こゝに日・佛印の經濟關係を新たなる基礎の上に緊密化せしむべき日・佛印經濟協定の調印を見るに至つたのである。

斯くして大東亞共榮圏の一翼として、面目を新たにした佛印に於ける經濟資源の開発は、東亞自給經濟圏内に於ける物資交流の基礎を鞏固にするものであり、之が貿易計畫の樹立に基づく經濟的運營發展を計ることこそ、大東亞戰爭の目覺しき進展に伴ひ、吾々に背負はされたる重大使命である。

この意味に於て、弊部にては豫てより佛印に對する各種事情の調査研究を進めつゝあつたが、創

立日猶淺き弊社のことなれば、独自の營業方面よりする資料すらも充分と云ひ得べき程度に蒐集出來なかつたことを遺憾とする次第である。この點に就ては引續き調査研究を進め完成の上は輯を改めて刊行する豫定ではあるが一應現在までの資料を取纏め、未だ試作の域を脱せざるものなるも敢て非力をも顧みず刊行した次第である。

幸ひにして本冊子により、關係各位に幾分たりとも裨益することを得ば望外の俸せである。

尙本冊子の刊行に當り、權威ある各方面調査機關の參考資料に負ふところ大なるものありたることを此の機會に併せて感謝する次第である。

昭和十七年三月

纖維製品輸出振興株式會社企畫部

目次

第一章 共榮圈貿易に於ける佛印産業の地位……………	一頁
第一節 資源ブロックとしての佛印産業状態……………	四
(一) 農業——(二) 林業——(三) 水産業——(四) 鑛業——(五) 工業	
第二節 佛印産業に對するフランス本國の政策……………	二七
第二章 佛印貿易の本質と其の變遷……………	三一
第一節 輸出商品の構成……………	三四
第二節 輸入商品の構成……………	四〇
第三節 貿易相手國の構成と其の推移……………	四四
第四節 佛印に於ける輸入機構……………	五一
(一) 佛印輸入統制組合——(二) 佛印日本人輸入同業會——(三) 佛印に於ける陸上貿易——(四) 佛印に於ける華僑の地位	

第五節	佛印に對する關稅政策と關稅制度の變遷……………	六
	(一)佛印に對するフランス本國の關稅政策——(二)佛印關稅制度……………	
第三章	日・佛印貿易の現狀……………	七
第一節	日・佛印貿易の概觀……………	七
第二節	日・佛印經濟協定の成立……………	八
第三節	吾國貿易政策の轉換と南方地域の動向……………	九
第四節	佛印に對する輸出調整方策……………	九
	(一)南洋貿易會の設立——(二)貿易代行商社の指定——(三)纖維製品に對する指定商制度……………	
第五節	對佛印貿易に於ける纖維製品の輸出現狀……………	九
第六節	佛印市場に於ける纖維製品の需要狀況……………	一〇
第七節	對佛印纖維製品輸出振興對策……………	一一
第八節	日本貿易會の設立と其の任務……………	一二

第九節	結語……………	一三
-----	---------	----

附 錄

一、南洋ニ對スル貿易調整令ニ關スル件……………	一五
二、日佛印經濟協定文……………	一八
三、對本邦佛領印度支那輸入關稅表(本社取扱商品)……………	一九
四、佛印輸入組合及聯合會設定並ニ輸入許可ニ關スル總督令……………	二〇
五、佛印日本人輸入同業會定款……………	二〇
六、佛領印度支那價格取締規程……………	二七
七、佛印向指定輸出品(本社取扱品)買受及販賣規程……………	二七
八、佛印向指定輸出手續要綱……………	三一
九、佛印向指定輸出商社名簿……………	三五
十、佛印輸入組合員名簿……………	四三

佛領印度支那貿易概観

第一章 共榮圈貿易に於ける佛印 産業の地位

佛領印度支那は元來典型的農業植民地である。近年フランス資本による鑛、工業等がやゝ發達を
見てゐるが、それらは産業構成全體の上から見れば尙微々たるものであり佛印産業の様相に幾何の
變化をも齎して居ない。

佛印貿易總額の三大品目別割合は一九三九年の統計に依れば左の如くである。

輸 出

食料品	五五%
原料品	四〇%
完成品	五%

右食糧品は概ね農産物であり、原料品は主として鑛産物並に農産物である。而して完成品は殆ど工業生産物であると見て間違ひない。以上は國內産業の構成を反映するもので印度支那が依然として農業國であることを明かにしてゐる。佛蘭西の植民政策は本國本位主義を以て終始一貫し、貿易上に於ても同領を準本國としてその關稅制度を本國と同一の規定の下に置いた。それがため印度支那の産業は佛本國に隸屬せしめられ、漸次その依存度を高めると共に、廉價なる近隣國商品を輸入するの道を防がれ佛本國商品の獨占的消費市場たるの運命を負はされて來たのである。

佛本國と競争的立場にあつた我國に對し佛蘭西の警戒は特に嚴重であつたから世界に雄飛せる廉價なる我が商品も佛印に對しては文字通り手も足も出ぬ状態であつた。かゝる輸出貿易の低調は當然輸入貿易に影響せざるを得ず、かくて日佛印貿易は相互に需要を感じつゝ益々疎隔したのである。

更に佛蘭西は佛印の國內企業に於ても外國資本の参加を拒絶して來たので佛印に於ては他の南方諸地方に於けるが如き邦人並に邦人資本の活動は殆ど見られず僅かに鑛業方面に二、三商社の關係せるものがあるのみであり我國と佛印産業との關係は何れの角度より見るも極めて稀薄なる状態であつた。

然るに一九三九年(昭和十四年)九月、第二次歐洲大戰勃發し、本國との交易が杜絶するに及び全面的に本國依存の上立つ佛印産業は重大なる危機に直面するに至つたがこの時に當り我國は市場を失へる佛印諸物資を大量に買付け佛印經濟の危機を救つたのである。

昭和十五年七月前印度支那總督カトルーは、「佛印對外貿易情勢の現在と將來」と題する意見書を發表したがその中に於て「重要産物については佛印は幸ひにも本國に代り日本に販路を得、農産物の對日輸出は最近相當に増加して居り佛印の經濟的危機は日本が救つたと云へやう」と語つてゐる。敗戦佛蘭西が徐々に樞軸陣營に傾くに及び日・佛印關係はその經濟的提携の必然性を基礎として一段と接近し、而も昨十六年五月、日・佛印經濟貿易協定が成立し、佛印をして東亞共榮圏の一環としての役割を分擔せしむるに至つたのであるが、今次大東亞戰爭の開始は佛印をして共榮圏確立に對する日本の決意の程を充分に知らしめたであらう。斯くて共榮圏確立に對する佛印の協力は一段と自發的積極的たることが期待されるのである。今や佛印の産業は、共榮圏の一翼としての産業であらねばならず佛印産業の方向は共榮圏に寄與し得る方向に向つて進み導かる可きである。佛印の生くる道もまたこゝにありと云はねばならぬ。

第一節 資源ブロックとしての佛印産業状態

(一) 農業

農業は主として原住民により行はれ農産物としては米、玉蜀黍を始め、胡椒、コブラ及其他の穀類があるが護謨、珈琲等の所謂植民地農業は概ね佛人によつて行はれてゐる。

原住民の間には甘蔗、煙草、棉花、麻等が生産されて居るがその産額は尙國內需要を充たすに足らない程度である。

右のうち最も重要なものは米、ゴム、玉蜀黍であり、この三品は、それだけで一九三九年に於ける輸出総額の七十七%を占め二十六億八千七百萬法に達してゐる。

一九三九年米、護謨、玉蜀黍
輸出額
(單位百萬法)

品名	輸出額	輸出總額に對する百分比
米	一、三八六	三九・七〇
護謨	九五六	二七・七四
玉蜀黍	三四五	一〇・〇〇
計	二、六八七	七七・〇〇

一九三八年に於ける米の作付面積は約五百萬ヘクタ

ールで、これは佛印全作付面積の約九〇%餘に當る。

佛印二千三百萬住民の九〇%—九五%迄は米作農民であり四萬の歐洲人(主として佛人)を除き住民の殆ど全部が米を常食としてゐる。

一九三九年の米の輸出額は前掲の如く十三億八千六百萬法に達し輸出總額の四〇%に垂々としてゐる。

佛印經濟の上に占める米の地位は極めて重要であるから米作の豊凶は直接佛印經濟に影響する所が多い。

米作は平野のあるところ、到る所に行はれてゐるが特に南部メコン河のデルタ(面積約四萬平方)北部ソクイ河のデルタ(一萬三千平方)は共に沃野を形成し氣温、雨量共、米作に適してゐる。

米の生産額は平年約六百萬噸(約三千萬石)と推定されるが、その反當り收穫量は平均六斗内外で我國(内地)の三分の一程度に過ぎない。

作付面積

平年生産高

反當り收穫量

日本	約三二〇萬町歩	約六千萬石	約二石
佛印	約五〇〇萬町歩	約三千萬石	約六斗

この低收穫の理由は多々あるであらうが、農業技術が粗雑拙劣であること、水利事業が進捗せず灌漑が充分でないこと、小規模經營であること等々が主なる理由であると思はれる。將來種々なる改良施設を施せば増産が期待されるが、これについては我國の進歩せる米作技術は大いに参考とならう。

佛印米の生産量はこれを世界全産米量に比較すればその六%見當を占むるに過ぎず支那、英領印度、日本、ビルマに及ばず世界第五位であるが、これを輸出に就て見ればその生産額の約四〇%を輸出してゐるのでこれは、世界米輸出量の約四分の一に當りビルマ、泰兩國と共に世界三大米輸出國に數へられ所謂西貢米は泰のタイ米、ビルマのラングーン米と共に世界外米市場で三大米と稱せられて居る。

東京及北部安南地方は人口稠密でその食糧密度は米田一平方軒につき平均七百人を超え世界稀有の農民人口過剰地帯をなし、更に多くのデルタでは八〇〇人乃至一、二〇〇人にも達し、米の生産は

自給自足にも至らず食糧問題が発生して居る状態である。

これに反し交趾支那の人口密度は東京のそれと大差ないが食糧密度について見れば二四四人に過ぎず米は交換を目的として生産される。従つて輸出米の大部分は交趾支那米である。

米の取引は粳の採集から精白、輸出に至るまで殆ど一切が支那人(華僑)によつて獨占されてゐる。外國人勢力の侵透を極力防遏して來た佛印に在つて而も佛印經濟の基調をなす米穀に於ける華僑の此の勢力は極めて特異なる現象である。

佛人の米穀取引への割込は過去に於て屢々試みられたが獨特の商業組織により多年培はれた彼等の獨占力を如何ともなし得ず僅かに二、三精米會社を設立するに止つてゐる状態である。

彼等の組織の先端たる粳採集人は一般に支那小商人であり多くは部落に土着し原住農民の貧窮に乗じて金錢を貸し與へ收穫期に粳で回収するのが普通である。

かくして採集された粳は粳商人に集り、更に米商人に渡つて彼等の所有する精米工場に於て精白される。

米の町提岸市シヨロシはこれ等米商人及輸出業者の中心地であり特異なる支那人都市を形成してゐる。

提岸に於て集荷精白された米は東方五キロの西貢に運ばれそこより西貢米として輸出せられるのである。

米の最大の消費國は從來佛本國であつて一九三八年に於て輸出米の約五一%を出して居り、東亞市場には支那、香港等に僅か二割を出すに過ぎず、その中、日本向は二%の極少量であつた。

併し一九三九年九月第二次歐洲大戰の勃發によりこの状態は一變し、戦前八箇月間（昭和十四年一月―八月）四十一萬三千噸に達した。本國及屬領向輸出量は戦後八箇月間（昭和十四年九月―十五年四月）には十萬四千噸に激減してしまつた。こゝに於て佛印はその經濟を維持するためには否でも米の市場を東亞に求めざるを得なくなつたのである。

偶々我國は前述の如く戦争勃發後の經濟情勢の變化により漸く外米依存度が加はらんとした折柄であり佛印米の輸出は自然日本に向けられるに至つたのである。

護 謨

護謨は米と並び佛印の最重要物産であり佛蘭西が最も力を入れ且最も成功せる新興産業である。米の生産が原住民によつて行はれてゐるに對し、護謨の栽培は殆ど全部佛人によつて行はれてゐる。

その栽培面積は一九三七年初頭に於て一二七、二〇〇ヘクタール、栽培園數一、〇〇五の中、四〇ヘクタール以上の大農園三〇四を以て總面積の九四%を占め、特に赤土栽培會社（Plantations des Terres Rouges）以下の代表的大農園數社は佛印護謨の六〇%以上を生産してゐる。原住民の栽培園も若干あるがその面積は全栽培園の一%内外に過ぎず、云ふに足りない。

主要生産國生護謨生産統計（英噸）

	英領馬來	蘭 印	佛 印	錫 蘭	泰	其他ヲ合 ム合計
一九三五年	四一七、〇〇〇	二二、九〇〇	二八七、〇〇〇	五四、三〇〇	二八、三〇〇	八七三、七〇〇
一九三六年	三三三、七〇〇	三〇、九〇〇	四二一、八〇〇	四九、七〇〇	三四、六〇〇	八七九、七〇〇
一九三七年	四六九、九〇〇	三三、七〇〇	四三三、四〇〇	七〇、四〇〇	三五、六〇〇	一、三九八、〇〇〇
一九三八年	三三三、〇〇〇	二九、八〇〇	五九二、〇〇〇	四九、五〇〇	四一、六〇〇	八九四、九〇〇
一九三九年	三七六、七五五	三七、二〇〇	六五二、二一五	六二、〇二五	四一、七五五	一、〇〇四、九四五

護謨樹の栽培條件の中では氣候と土質が特に重要であるが佛印南部は、氣候、土質共實に好條件を具へてゐる。特に交趾支那の東北バリア洲の海岸から約二十五哩の幅を有しつゝ、北方に雄大なる弧を描いてカンボジャに至る

長さ六十哩乃至七十哩に達する大赤土層地帯は護謨の栽培に最適であり、大農園は主としてこの赤土帯に經營されてゐる。佛印の護謨生産量は一九三〇年頃までは一萬噸に過ぎなかつたが、右の如き自然的好條件に加へ佛蘭西の熱心なる助長政策により一九三九年に於ては、六萬五千噸に達し別

表の如く英領馬來、蘭印に次いで世界第三位に躍進した。佛印の護謨栽培はもとく年五萬噸乃至六萬噸に達する佛本國の需要を充たすことを目標として保護助長されて來たのであつたが米國に對する輸出は近年佛本國を凌駕してゐる状態にあつた。

我國のゴム消費量は從來大體五、六萬噸と推定され年々六萬噸内外の護謨を輸入して居たと思はれるがその七割までを英領馬來と蘭印より輸入し佛印からの輸入は昭和十二年の五千五百噸を最高とし十三年は千二百噸、十四年(一九三九)に至つては僅かに二百九十噸と云ふ状態であつた。極く最近の状況は明かでないが昨年七月の米英蘭等の資産凍結以來、馬來蘭印よりの輸入が杜絶した結果、佛印の護謨輸入が増大してゐることは想像に難くない。今回大東亞戰爭の勃發により更に米國の大市場をも失つた現在の佛印は我國によつてのみその護謨産業を維持するの道あるのみである。

佛印護謨生産量及輸出量の推移

	生産量	輸出量
1926	8,100	8,942
1927	8,900	9,627
1928	9,100	9,793
1929	9,500	10,308
1930	9,700	10,454
1931	11,000	12,001
1932	13,500	14,602
1933	17,300	17,211
1934	19,600	19,874
1935	28,700	29,505
1936	42,830	41,933
1937	43,400	43,135
1938	59,200	60,080
1939	65,219	68,879

玉蜀黍

玉蜀黍は米、護謨と共に佛印の三大輸出品と呼ばれ一九三九年の輸出額は佛印輸出總額の十%を占めてゐる。

玉蜀黍の栽培は從來から補充食料として人口稠密なる東京及北部安南地方に於て行はれたが一九三二、三年頃より佛本國への輸出を目的として政府の保護奨勵下に盛んに栽培された。殊にメコン河の流域カンボジャ平原に於て異常なる發達を遂げ栽培面積、收穫量共に全佛印の六、七割に及ぶ、現在年産額約六十萬噸、その殆ど全部が輸出される。

玉蜀黍は一九三八年まではその輸出量の九十%以上は佛本國に輸出されてゐたが歐洲大戰の勃發した一九三九年にはその比率は既に六十%に減じた。更に戦前八箇月と戦後八箇月の本國向輸出量を比較するに、戦前の十九萬七千噸(一億七千二百萬法)は戦後の同期間に於ては六萬五千噸(四千八百萬法)と三分の一以下に激減したが、一方日本向は同じ期間に三倍以上に激増した。引續き今日まで佛本國にとつて代り我國が米と共に玉蜀黍の大手筋として大量を買付けてゐることは容易に想像される所である。先般の第七十七臨時議會に於て井野農林大臣が「佛印の玉蜀黍を以て戦前(日

支事變前)の數の鶏を飼育することが出来る」と報告したことは這般の事情を物語るものである。

其の他の農産物

甘蔗は古くから自家消費用として黒砂糖蒸溜の目的で隨所に栽培されてゐる。最近安南及び交趾支那に於て近代的栽培が行はれ、製糖工場も二、三を數ふるに至つたが尙國內消費を充たすに足りない。

茶は安南人によつて古くから小規模に栽培されて來たが最近佛人資本により交趾支那に於て大規模栽培が行はれ、咖啡は主として當初より佛蘭西資本により全印度支那に栽培されて居る。相當に優良品であるが大部分は國內で消費される。

胡椒は東埔寨と交趾支那に於て主として華僑により栽培されて居り、漆は東京地方に最も多く大部分を日本及支那に輸出する。佛印で栽培される主要な纖維植物は棉花、黃麻、苧麻、大麻であるが悉く國內消費に充てられる。婦人は自家用に紡いだり織つたりしてゐるが貧困な地方ではこの手工業は副業として重要な意義を持つてゐる。養蠶は各地に行はれ大部分の生絲は自家用織物として消費されるが安南及東京に於ては若干の繭が歐人の紡績工場により消化される。

コブラは安南と交趾支那から輸出され原住民はまた落花生や胡麻を栽培してゐる。これらによる食用油、工業油は前途有望とされてゐる。一九三七年に於ける此等農産物の栽培面積、收穫量、輸出量を示せば下の通りである。

(一) 林業

印度支那の總面積七四、〇四〇平方呎の内その半以上は森林であり、地方別に見れば左の如くである。

産物	栽培面積 (単位平方呎)	收穫量	輸出量
咖啡 (豆)	一〇〇	二、五〇〇	四二二
茶 (葉)	二〇〇	一五、〇〇〇	一九八三
煙草 (葉)	二二二	一五、〇〇〇	
甘蔗 (砂糖)	四〇〇	六〇、〇〇〇	
棉花 (種)	一五五	一、二〇〇	七五六
カボック (種子)	四	三、〇〇〇	一三三二
板カボック	〇・二	一〇〇	一七九
黄麻	三〇	三〇、〇〇〇	一一、一二五
コブラ	一五	一二、〇〇〇	三、七六〇
落花生	一四	三、五〇〇	一五八〇
胡麻	四	五、〇〇〇	
蓖麻	四	三、五〇〇	
胡椒	一・五	二、五〇〇	三、八五一
漆	七	二、五〇〇	一、七一八

地区	森林面積 (単位平方呎)	割合 (%)
安南	六、五〇〇	四四%
東埔寨	七、八二四	四三%
交趾支那	八一七	一三%
東京	六、九四三	六〇%
老撾	二〇、三四六	八八%
總計	四二、四三〇	五七%

森林問題は久しい間餘り關心を拂はれなかつたが近年に至り漸く森林局により、有用材木、林相等の調査が行はれ百萬分の二森林地圖も完成され森林面積の計算、森林地帯と山林開墾地帯との區別も確立されるに至つた。

林業は小規模な原住民の經營に委ねられたまゝでフランス人もこれに参加することを好まぬため開發も見ゆる可きもの乏しく交通、運輸の不備に伴ふ伐採搬出の困難も手傳ひ森林面積と材種の豊富なる割にその産出量は少い。

かかる不利な條件の下に於て佛印は尙若干量の木材を輸出して居り金額數量共尙幾何にも及ばぬが趨勢は上昇してゐる。

林産輸出品中最も重要なものはチーク材である。安南及柬埔寨を主産地とし従來は印度、香港、フランス、イギリス等に輸出され一九三七年の輸出量は一萬二千噸であつた。日本の佛印林業に最も期待する材種もこれであらう。

過去に於ける我國との林産品取引は若干量の樹脂を除き問題とするに足るものがなかつた。

一九三七年に於ける主要木材輸出量は左の通りである。

一九三九年印度支那主要木材輸出量

(單位噸)

チーク材	一、二三〇	木	四、八二〇
其他の優良材	一、六三〇	籐及竹	六〇八
クナオ材	二、一〇三	樹脂類	八三四
マチン材	九二〇	普通材	一三、五〇一

(三) 水産業

漁業

佛印の海岸線はS字型を爲して約二千五百軒に及び又國內河川湖沼に富み

魚族は頗る多く二五〇—三〇〇種に達すると云はれる。

漁業方法は極めて幼稚で全體として沿海漁業の域を出てゐない。海上漁業は華僑により獨占され安南人は近海に限られてゐる。河川、湖沼の漁業は原住民がこれに當つてゐる。

漁獲量は一箇年沿岸約六萬噸、河川、湖沼約十萬噸と推定される。原住民は一般に獸肉を用ひず副食物は主として魚類であるが尙約四萬噸(約八千萬法)は乾製、鹽漬、燻製及び罐詰としてシンガポール、香港方面に輸出されてゐた。一九三九年の輸出量は

シンガポール 二四、四八五噸 香港 五、一八〇噸 泰國 三、二四〇噸であつた。

魚油は佛印では原住民の食料、燈明、船底の塗布料、防腐劑等として幼稚な方法で生産され大部

分消費されるが一部は輸出される。(一九三九年に於ける魚油輸出量は一四、四〇六噸、一、六四四噸法であつた。)

鹽 鹽は佛印水産資源中最も重要である。鹽の生産量は十八萬噸乃至二十萬噸で生産は稅務局の監督の下に在り專賣制を實施してゐる。

鹽の主要産地は東京、安南、交趾支那の海岸に點在して居り、主として原住民の手により天日製鹽法が行はれるが安南のビンチュアンにはフランス資本による印度支那鹽田會社が歐式製鹽法により専ら輸出を目的として年六萬噸乃至七萬噸を生産してゐる。

一九三七年—一九三九年に於ける

對日鹽輸出量

(單位 噸)

生 産 量	一 九 三 七 年	一 九 三 八 年	一 九 三 九 年
一 九 三、六 〇 〇	一 八 〇、〇 〇 〇	一 二 一、五 四 六	四 四、二 〇 六
及 貯 藏 量	一 〇 〇、三 二 〇	六 八、四 五 四	四 四、二 〇 六
輸 出 量	九 三、二 八 〇	六 五、二 三 九	四 四、一 九 五
對 日 輸 出 量 及 對 日 輸 出 量 比	七 三、〇 〇 〇 七 八 %	六 五、二 三 九 九 五 %	四 四、一 九 五 一 〇 〇 %

鹽は食糧其の他魚獲物の保藏加工等のため約十萬噸乃至十二萬噸が國內に消費され残りが輸出される。我國は下表の如く従來から佛印鹽の最大顧客であつたが工業用として鹽に對する需要

は益々増大が豫想される折柄佛印鹽對日輸出量の増加が望まれる。

右表に於て一九三九年の輸出量の減少は同年歐洲戰亂勃發後他の重要物資と共に鹽の一般輸出を禁止したことにより、またその對日集中は我國に對しては、緩和措置を採つたことによる。

(四) 鑛 業

鑛業は農業に次ぐ重要産業である、佛印の地下資源は相當豊富であり、石炭を筆頭に錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、マンガン鑛、タングステン鑛、ボーキサイト、燐鑛石、アンチモニー等の鑛産がある。併し開發が稍々進んでゐるのは東京と北部安南地方で全體としては尙充分なる調査も行はれて居らず従つてその産出量も一般に少量である。

佛國は多年に亘り佛印産業に對する外國資本の參加を拒絶して來たが日佛印經濟協定成立の結果鑛業に於ても合辦の形式を以て我國資本の參加を認めることになつた。今後我國の全面的協力により所謂「佛蘭西植民地の眞珠」に磨きがかけられるべく共榮圏の鑛産供給地として、多種豊富なる地下資源の今後に於ける調査開發が期待される。

石炭

石炭は農業に於ける米に匹敵する地位を占め、石炭に乏しい南洋ではその産出量も第一である。所謂ホンゲイ炭が全佛印炭の九八%を占めて居り佛印炭即ホンゲイ炭と考へて差支へない。ホンゲイ炭は海防^{ハイフン}北方一帯東京沿岸に位する廣大なる炭田より採掘されその埋藏量は區々であるが少くとも十一億噸と稱せられる。現在年産額二百五十萬噸内外で採炭に従事せる労働者の数は四萬數千人に達し彼等はホンゲイからケバオに及ぶ十里の細長い海岸線に連鎖炭鑛都市を形成して居る。採炭會社中、トンキン炭鑛會社が最大でドントリユーこれにつき兩社で生産高の大部分を占めてゐる。

トンキン炭鑛會社 (一九三九年)
一、八八四千噸

ドントリユー炭鑛會社
五二六千噸

トンキン炭鑛會社(Société Française de Charbonnage du Tonkin)は一八八八年四百萬法を以て設立されたがホンゲイ以東に跨る二萬數千歩の鑛區に於ける採鑛權を獨占しそこに道路や鐵道や港灣や市街を設營して炭田連鎖都市を建設した。六十年の歴史と十億噸の埋藏量を有する斯業の代表的會社として今日一億フランの資本を擁し年百七十萬噸の採炭と年三千七百萬法の

純益を擧げつゝ南部佛印護王國の覇者たる赤土栽培會社と共に印度支那經濟界の双壁を誇つてゐる。

(井田淺龜氏「佛印研究」より)

佛印炭の産出量は東亞共榮圈全産出量の三乃至四%に過ぎないが約七〇%を輸出し石炭供給地としては滿洲國に次ぐ。運賃等の關係からその仕向地は從來から東亞各地であつたが特に我國はホンゲイ炭の最大の顧客として一九三七、八年頃^ノに於て約七、八十萬噸を輸入してゐた。此の數字は其後更に飛躍してゐるものと思はれる。

錫

錫鑛の主要産地は東京のピアウワツク、老撾^{ラオス}のナンパテーヌ地方である。一九三七年の錫鑛(含有量)は千六百噸(世界總産出の一%)であるが内九百九十噸はナンパテーヌ鑛山、残りの大部分はピアウワツク鑛山に於て産出される。

佛印の錫鑛は精鍊されず、その全産額を原鑛のまま、世界的錫産地たる英領馬來に送られ同地の精鍊所に於て馬來の錫鑛と混合精鍊される。

亞鉛

亜鉛は従来石炭に次ぐ重要鑛産であつたが一九三〇年以降市價の急激なる下落により事業不振に陥り多數の鑛山が閉鎖されその生産は激減した。一九三〇年に於ては一萬五千九百噸(含有量)中一萬一千四百噸を輸出したが以來生産激減して回復せず現在の五千噸(含有量)内外の生産に於ては輸出の餘地は數百噸に過ぎない。

鐵鑛及マンガン鑛

鐵鑛床は主として東京のケバオ島、ハイジョン地方、タイギエン地方、及び北部安南である。最近我國よりの需要により未採掘のまゝ放置されてあつた鐵鑛床の採掘が開始されるに至つた。わが臺灣拓殖の子會社「印度支那産業株式會社」は印度支那の鐵鑛マンガン鑛の採掘と購入の目的を以て設立され現在タイギエン地方に於て採掘に従事してゐる。

マンガン鑛は北部安南のマンガン含有鐵鑛床より産出される。

鐵鑛及マンガン鑛の産出量は左記の通りであるがその大部分は我國に輸出され我國の需要によりその發展も顯著なるものがある。

鐵鑛及マンガン鑛産出量 (括弧内ハ含有量)

(單位噸)

	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
鐵鑛	六三五(二七五)	一〇、〇一七(四、八七〇)	三三、二八五(一六、三六八)	一三〇、二九八(七一、八八一)
マンガン鑛	一、五六八(六五三)	三、四二九(一、六一三)	五、二八七(二、五三六)	二、二二四(一、一一四)

其後、日佛印經濟提携の緊密化による我國への輸出増大により、これ等の生産額も一層の増大を示してゐるものと思はれる。愈々増大すべき我國鐵鑛需要に對する供給圏の一環として積極的に調査研究をすゝめる必要がある。

タングステン鑛

タングステンの原鑛ウォルフラムは東京のピアウワック錫鑛山から錫と共に産出されるが一九三七年の産出量は五八〇噸(含有量三三〇噸)である。僅かの世界産出量の中に在つて二%近い數量を占めてゐる。四九八噸が輸出され従来は香港、シンガポールに向けられてゐた。

ボーキサイト

アルミニウムニウムの製造原料たるボーキサイトは中部トキンハイ・ジョン洲のダイ・ファ鑛床が其の唯一なるもので一九三七年の産出量は七、〇〇〇噸(含有量四〇%)であつた。ボーキサイトの東亞に於ける産出は比較的僅少で二十五萬噸と言はれ佛印を除き殆ど全部蘭印より産出される。

磷酸鹽

磷酸鹽は現在では米稻肥料として大部分國內消費に充てられてゐるが藏源である磷灰石が相當豊富であるから、今後の開發如何によつては相當の輸出量が期待できる。

(五) 工業

佛印に於ける工業の現状は今日尙極めて低位にあるが、佛印に對する我が輸出貿易の上から見てこれが研究は特に重要である。

屢々引用される如く一九三六年の佛印貿易統計によれば輸出總額の九七・九%までは食料品及原料品より成り完成品は二・一%に過ぎない。反對に輸入に於ける完成品は總輸入額の六一%を占めてゐる。これは佛印が高度の原料資源國であることを物語ると共にその工業の低位を示すものであ

る。その理由は多々數へられるがその根本的なるものはフランス本國の對佛印植民政策即ち本國工業の發展のために佛印の工業化發展を人為的に阻止せんとする諸政策である。現在やゝ發展を見てゐるのは、精米、醸造、精糖、紡績、セメント等で其の他煙草、製油、石鹼、製陶、煉瓦、マツチ等の工業があるが極めて低位である。

右の中輸出餘力を有するものとしてはセメントを擧げ得るのみである。これ等の工業も精米は華僑に壟斷され、その他は殆ど佛蘭西資本の支配する所で土着資本の參加は極めて微々たるものであつて佛印の工業化促進により原住民大衆の購買力を増加するの途は殆ど講ぜられてゐない。

精米業

精米業は世界的の米の集散地たる提岸シヨロンに集中され佛印總精米能力の九割を占めると云はれる。その經營は華僑が殆ど獨占し佛人が一部參加してゐる。精米業は東京の河内、海防、東埔寨のブンペンにも行はれそれ〴〵地方産出の粃の精白に當つてゐる。

醸造業

米を以てするアルコールの製造は佛印工業の重要部門であり近代的な經營技術が採用されてゐる。本業は佛領印度支那醸造會社(資本金一億法)が獨占する所である。

製糖業

大多數は小規模で地方的消費を満たす程度である、近代的工業としては印度支那精糖

會社外二社があり、一九三八年の生産額は一萬五千噸である。

セメント

セメント工業は海防に工場を有する印度支那ポートランドセメント會社（資本金四二七五萬法）が獨占し近年著しい躍進を遂げてゐる、最近三箇年の生産量、國內消費量、輸出量を示せば左の如くである。

セメント生産量

（單位千噸）

	一九三六年	一九三七年	一九三八年
生産量	一四九・〇	二三五・〇	二六六・〇
國內消費量	一〇一・四	一一四・二	
輸出量	五九・二	一二四・五	一四四・六

煙草

佛印の原住民は一般に煙草を好む。煙草製造會社は西貢及提岸に集まりその數四社、四千人の職工を使用してゐるがその生産量は尙國內の消費を満たすに至らない。

纖維工業

紡績工業並に織物業は本國利益中心の植民政策により久しくその發達を阻止されて來た典型的な工業である。同業の創設が許可されて以來多少の發達を遂げたが尙織物、絲類等の本國纖維製品は依然として印度支那の最大輸入品であつた。

綿絲布紡績業

佛領となつた直後は原住民紡績業者が孟買等からの輸入綿絲を原料として手工業的に綿製品を製造し廉價に供給してゐたのでフランス本國の綿製品が喰ひ込む餘地は殆ど無かつたのであるが其後頻繁に關稅の引上を行ふ事により綿絲の輸入を防遏し、原住民による綿製品の製造を驅逐するに至つた。一八九四年以降フランス資本による紡績會社が河内、海防、ナムデインに相次いで設立されたが一九一三年三社合體して現在の東京紡績會社を創設した。東京紡績會社は現在ナムデインに本工場、海防に分工場を有するが兩工場の使用する職工はナムデイン一萬五千人、海防三千人に及びその數佛印の諸工場中第一である。兩工場で一箇月約六千俵の棉花を使用し製絲及び紡績を行ふ。

海防には右以外にも従業員四、五百を數へる小規模の綿絲工場がある。紡績會社の多くは以上の如く東京に集中され交趾支那に於ては西貢紡績會社の小工場があるのみである。尙これ等近代的工場に於ては從來印棉及米棉を使用し少量の佛印棉は主として家内工業に使用せられる。

佛印紡績工業の生産量は一九三七年度に於ては大略綿絲八千噸、覆布七十三萬三千枚、其他綿製品二千三百餘噸と推定される。

併しこれ等は未だ國內消費を充たすに足らず最近まで佛本國より多量の綿絲及綿織物を輸入してゐた有様で自給し得るまでには前途なほ遠い。

絹絲布紡績業 絹物業の發達は綿業に比し更に貧弱である。近代的絹織業の會社としては東京にデリニオン株式會社(資本金六百萬法)、佛安紡績輸出會社(四百萬法)、柬埔寨にフランス印度支那絹布會社がある。何れも労働者の數は千人内外で年々不規則な少量の生産があるに過ぎず、上海より輸入される製品に壓倒されてゐる。

尙絹絲布紡績に於ても綿絲布同様原住民は、原始的方法による家内工業で自家消費を満たしてゐる。

其の他の纖維工業

紡績以外の種々なる纖維工業に就ては從來研究資料に乏しく、佛印に對する我が纖維雜品の輸出促進上これが事情調査を切望されてゐたが當社佛印駐在員より齎らされた調査報告によれば概要左の如くである。

メリヤス 綿メリヤスは主として原住民の消費を對象として二〇番手以下の太番手原絲を以て生産される。人絹メリヤスは佛印

には人絹絲の生産なきため見る可きものに乏しい。併し我がメリヤス製品は原絲安にも不拘、諸掛りが嵩むためこれ等土産の下級品とは採算上太刀打が出来ず、佛人及上級の華僑、安南人の嗜好に應じ得る高級品を以て望む必要があらう。

毛布 毛布製造も下級品を主とし生産高は一箇年ナムデインにて約百萬枚其の他の地方にて二百萬枚と言はれる。下級品毛布は佛印の需要を充たしたる上マダガスカル島方面に若干輸出を見てゐた状態である。我が國よりの輸出は上級品に力を注ぐのが得策である。

タオル タオルの使用は最下層階級にまでも及び本來の用途の外雑多な用に流用されてゐる。主として太番手を使用し各地に於て家内工業又は小工場設備により製造されるが製品は主として生産工程の簡單な無地兩端筋入の手巾、浴巾等である。我が輸出品としては土産品と競合すべき品を避けタオル生地のカウン或は浴巾の中でも花、鳥、紋入等比較的生産工程の複雑なものを研究すべきである。

エスパルト纖維性敷物綱具等 椰子纖維を原料とせるエスパルト製造が最近東京各地で盛に行はれ、この種の労働に従事するもの約千人に及ぶと云はれる。エスパルト纖維性敷物綱具の輸出は一九三八年に於て夫々七四七越、九七七越に及ぶ。

絨 既 海防に輸入原料を使用する手織工場があり労働者六百人を使用してゐる。尙右の外刺繡、レース、漁網、麻絲、ハンモック、衣服地等の小工業が各地に行はれてゐる。

第二節 佛印産業に對するフランス

本國の政策

佛領印度支那の總人口は約二千三百萬人でその中、四萬人足らずのヨーロッパ人(主としてフラ

ンス人)を除く他は總べてアジア人である。このアジア人の人種別構成は總人口の約七二・四%を占める安南族、一二・七%を占めるクメル族、六%を占めるタイ族からなつてゐる。右の外最古の先住民たる數種の原始民族が北部山地に散在してゐるが、これ等の多くは尙未開の域を脱せず、その數も僅少であるから、あまり重要性を持たない。

佛印本來の資源的産業たる農業は前記三種族の從事するところであるが、安南は古くから支那の支配を受けてゐた關係上、支那人の移住者がなくなつた。従つて佛印では支那人並に支那人と安南人及び其の他との混血種族が相當根を張つて居る。彼等は約三十六萬人、佛印總人口の僅か一・四%を占むるに過ぎないが原住民の生活内に深く根を下ろし、佛印産業の中心たる穀の集荷、運搬、精製、輸出等の商業を獨占すると共に土着生産者と歐人購買者間の仲介人として不可缺の役割を果してゐることは既述の如くである。

佛印に於けるアジア民族の歴史は相當古く、その構成も複雑である。かゝる領土に對し、フランスが當初採用した植民政策は極端なる同化政策であつた。同化政策とは植民地をもつて本國の延長と看做す云はゞ極端な本國中心主義の政策であつて之等政策の現はれは佛印産業の上にも明らかに

見られるのである。

即ち住民の九〇%乃至九五%の生業たる農業に於ても技術の改良は殆んど見られず、原住民は狭少な土地を耕作して依然として貧困と窮乏の裡に生活して居る。かくて僅かに興されてゐる鑛業やプランテーション等の近代的企業は悉く佛人資本が之を獨占し、本國産業と競争的關係に立つ一切の産業は極端に抑壓され、資源の開発の如きも未開のまま、残されたものが多い。豊饒なる土地、殊にメコン河流域の沃野千里に互るデルタ地帯の拓植、或は豊富なるべく推定せられる地下資源に至つては多大なる期待が持て加ふるに東京、北部安南には低廉なる賃銀の過剩勞働力が無限に存在してゐるにも拘はらずこれ等産業の開発は完全に停滯してゐる現狀である。

之が最大の原因はとりもなほさずフランス本國の植民政策が本國の利益第一主義を基調とし、植民地をもつて、本國工業の原料品獲得市場並に本國工業製品の販賣市場と考へ、この本國への隸屬的關係を持続することにより植民地經濟の獨立的發展の方途を封じて來たからに外ならないのである。

右の政策は佛印自身が古き傳統と文化をもち、宗教が日常生活を規制する共同社會に於いては法

律と道徳も未だ分化されない状態にある爲め、其處には多くの矛盾が見出されるに至ることは當然である。即ちその政策の強行過程に生ずる幾多の弊害が認められるや佛本國に於ける社會思想の發展と共に、こゝに反省が向けられ、それ以後の植民政策は原住民社會の傳統と文化を尊重すべしとする保護主義的基調をも加味せねばならぬと云ふ風潮を生ずるに至つた爲め同化、保護の兩政策を堅持して之を佛印に適用するに至つたのである。

然し乍ら、この政策は佛印の原住民に對する同化政策の止揚ではなく、資本主義的植民地經營と云ふ一貫した搾取性の變貌に外ならない。即ち末期資本主義に於ける資本自らの保身の爲の、植民地經營と云ふ要請にその基礎をおいた同化政策の修飾に過ぎなかつたのである。

然るに第二次歐洲戰の勃發するや、獨逸の佛國に對する壓倒的勝利によつて、當然佛本國の勢力はその植民地たる印度支那より後退すべく必然的運命を餘儀なくされ、茲に佛印に於けるアジア民族は過去五十年に互る歐米依存から脱却して、民族本來の使命たる經濟的自立を達成し大東亞共榮圈の偉大なる經濟的流れに合流し、新たる姿を以つて世界經濟の展開に臨み得ることとなつたのである。

第二章 佛印貿易の本質と其の變遷

印度支那の産業發展の程度及びその形態は貿易の構成によく現はれて居る。即ち輸出に於て毎年食料品、原料品が大部分を占め、その残り僅かが工業精製品の諸物資であるに對し、輸入に於ては全く逆の状態を示し既製品を主として居る。此等よりして印度支那貿易の構成の主要特徴は食料品原料品を輸出し、工場精製品を輸入して居る點にあつて、依然として資源供給國としての貿易の型を脱して居ない。

之等の事情は次表により尙一層明らかとなるのであらう。

即ち一九二九年より一九三九年間の平均比率によれば輸出側に於て食料品六八・九%、工業原料品二七・七%、計九六・六%に達し既製品は僅か三・四%のみである。之に反し輸入側は既製品六〇・一%で大半以上を占めて居る。

要するに印度支那の貿易形態は前章に於て屢々述べられた如くフランス本國の植民政策により極端なる本國中心主義の制壓を受け、本國工業の原料品獲得市場、本國工業製品の販賣市場として

佛印輸出統計表

(單位百萬法)

本國への隸屬關係を構成すべく強要され、本國との競争國に對しては極度に排他的政策がとられ來つたがために佛印經濟の健全なる向上發展を阻止され、貿易部門に於ても前述の如き偏倚せる形態を餘儀なくせしめられて居るのである。

今下表により、佛印貿易の變遷を概括的に

年次	輸出				輸入			
	食料品	工業原料品	既製品	合計	食料品	工業原料品	既製品	合計
一九二九年	三〇六五	四四九	九八	三六二二	五〇六	五九六	一、四四八	二、五五〇
一九三〇年	一、四四八	三三三	六六	一、八四七	二、三〇〇	四二五	一、二一八	一、八〇三
一九三一年	八〇八	二六四	四八	一、一二〇	一九八	三〇四	七〇四	一、二〇六
一九三二年	七九〇	一九五	三三	一、〇一七	一六三	二二七	五三九	九三八
一九三三年	七四五	三三三	三七	一、〇七一	一六二	二二六	五五九	九一一
一九三四年	九三七	二六一	四二	一、二〇一	二二五	二三四	五五五	九一四
一九三五年	一、一九九	三三三	三八	一、五六一	二二〇	二二〇	五六六	九〇一
一九三六年	一、七三三	四六三	四七	二、二四三	二四五	二四五	六〇〇	九七五
一九三七年	一、七三三	八〇一	六〇	二、五九四	一九一	三六三	九八八	一、五六三
一九三八年	一、七三三	一、〇三三	八五	二、八五二	二二九	四九九	一、〇二八	一、九四七
一九三九年	一、九二二	一、三九〇	一九三	三、四九五	三〇四	七四二	一、三三六	二、三八三
一九二九—三九年平均	一、二八五	五二〇	六八	一、八七三	二二五	三七一	八四四	一、四七一
輸出總額に對する比率	六八・九%	二七・七%	三・四%	一〇〇%	一四・六%	二五・三%	六〇・一%	一〇〇%

觀察すると一九三〇年より一九三四年までは、世界恐慌の餘波をうけ貿易は沈滞の底にあり、一九三五年、一九三六年は幾分恢復に向ひ更に一九三七年頃より世界情勢騒然として來り之がため世界各國共、國防資源確保に狂奔せる結果、逐時向上線を辿り一九三九年歐洲に於て遂に戦亂の火蓋を切るに至つて佛領印度の貿易も急激な變化を見るに至つた。

即ち最も不振だつた一九三二年及一九三三年と、一九三九年度を比較すれば、貿易額は三倍以上に増加して居る。

更に之を細部に互つて検討するに輸入に於て食料品は約二倍餘、工業原料品は約三倍、既製品は約二倍餘の増加を示して居り、輸出に於ては食料品二倍半餘、工業原料品は約六倍餘、既製品も又六倍餘の増加を示し、大體に於て輸出の増加が輸入の増加に比してより急速度に進行して居る。

亦世界不況時前の好調時代たる一九二九年と一九三九年度とを比較すると、一九三九年の食料品並に既製品の輸入は減少してゐるが工業原料品物資の輸入が増加を示してゐる。更に輸出側に於ける製品輸出の急増とを併せ見れば印度支那國內工業に於ける若干の躍進を察知することが出来る。且つ食料品の輸出は減少してゐるが工業原料品(ゴム礦物等)の輸出は顯著な増加振りを示してゐる

る。以上の様な諸點よりして一九三九年度の貿易は從來の舊殻を脱し新なる方向へ進みつゝあることを示してゐる。

第一節 輸出品の構成

第一章に於て述べた如く佛印は主として農産物、礦産物を産し従つて之等商品が主要なる輸出品となるのであるが今一九三七年から一九三九年の間の輸出状況を見るに左表の通りである。之によれば依然として米及其の副産物は第一位で一九三九年度に於ては輸出總額の三九・七%を占めてゐる。護謨は一九三八年玉蜀黍を抜いて第二位となり一九三九年度に於て二七・四%を占むるに至つた。

第四位は石炭で四・四%、第五位は水産品二・七%、第六位は植民産品一・九%、以下錫、ニッケル、セメント、果實及種子等であり、その他の金額は極めて僅少である。

以上の如く大體米、ゴム、玉蜀黍、石炭、その他礦産物が、主たる輸出品となつて居り、これらは一九三九年度に於ては總輸出額三十四億九千四百七十萬法中二十九億六千二百萬法に達し比率に於て約八四・七%を占めてゐる。

佛印輸出表

(單位千法)

種別	一九三九年	一九三八年	一九三七年	種別	一九三九年	一九三八年	一九三七年
動物性産品	六二,〇〇〇	五三,四〇〇	四三,六〇〇	石炭	一五,八八〇	一一,八六〇	八,七〇〇
水産品	八六,五九〇	八一,五〇〇	七五,二〇〇	錫	五,八八〇	三,三一〇	三,四〇〇
玉蜀黍	三,四四,八一〇	五二,四〇〇	四六,五七〇	亜鉛	五,六八〇	四,五〇〇	三,四〇〇
米及製品	一三,八五,八八〇	一〇,一九,八〇〇	一〇,三三,八〇〇	ニッケル	三九,九四〇	四〇,二二〇	三〇,二四〇
其他穀物	六,七三〇	一八,五三〇	一五,三二〇	タンゲステン	一一,三二〇	一一,〇一〇	九,九五〇
果實及種子	二五,五九〇	二六,九三〇	二九,四五〇	其他金屬	一一,三三〇	九,六三〇	二,七〇〇
(内 コブラ)	(一六,五〇〇)	(一七,一四〇)	(一〇,九〇〇)	織物	三三,九六〇	二〇,五五〇	一七,六七〇
植民産品	七九,六九〇	五九,二二〇	五〇,七五〇	家具木細工	一四,三六〇	一〇,五〇〇	四,九六〇
(胡椒、肉桂、茶)	九九,六九〇	六六,〇八〇	四九,四四〇	スパルト細工	一三,九八〇	一四,七七〇	一一,三七〇
樹液、植物油	(九,五九〇)	(三,〇七三)	(四,五九〇)	各種細工	一三,四九〇	一一,八二〇	七,九三〇
(内 ゴム)	(九,五九〇)	(三,〇七三)	(四,五九〇)	金	一一,七四〇	二八,六五〇	一五,九一〇
一般材料	一七,〇〇〇	一一,六〇〇	七,一五〇	其他ヲ合ム合計	三,四四,七三〇	二,八四,三八〇	二,五九,四一〇
繊維等	一一,三三〇	九,七九〇	一〇,八三〇				
織物	二七,一三〇	二四,〇三〇	一九,〇三〇				
セメント	三六,五三〇	二五,二八〇	一九,四七〇				

今如上主要輸出品の對外的地位竝に變遷に付き概略的に觀ると

米

佛印の輸出米は世界米輸出品の約四分の一を占め、ビルマ、泰國と共に世界三

大米輸出國の一に數へられてゐるが、その輸出の變遷は大體次表の通りの率に於て一九二九年、一九

佛印米輸出統計

年次	輸出價格(百萬法)	總輸出額に對する比率
一九二九年	二、六一二	六五・三%
一九三〇年	一、八四〇	六五・一%
一九三一年	一、一二八	五四・三%
一九三二年	一、〇一九	五九・二%
一九三三年	一、〇一四	四七・一%
一九三四年	一、〇六一	四二・五%
一九三五年	一、二九八	五一・三%
一九三六年	一、六八二	四五・八%
一九三七年	二、五八九	四二・二%
一九三八年	一、〇二〇	三五・九%
一九三九年	一、三八六	三九・七%

三〇年を境として沈滞又は下降氣味で殊に一九三七、三八、三九年と近時その地位の低下著しきものが見られる。これは主として、ゴムの地位の躍進と戦亂によるフランス本國及び支那(香港を含む)の輸出市場を失つた事によるもので、一九三九年には英領印度及び蘭印等を恢復して、僅かに息をついて来たかたちである。即ち當時フランスが日本に對し敵性を示してゐた時であり英、米、蘭への依存によつて佛印の貿易の危機を切抜けやうとして來た努力の跡がうかがへる。

護 謨

護謨は近代工業の基礎的原料として年々その需要を激増しつゝあるが佛印に於ても護謨の生産高も年々躍進的增加を示し、即ち左表の如く一九二六年には八千噸に過ぎなかつたのであるが一九三

九年には六萬五千噸に達し、約八倍餘の増加を見てゐるが之等は殆んど全て輸出されてゐる。(上表

佛印護謨生産輸出統計

(單位噸)

年次	生産量	輸出量
一九二六年	八、一〇〇	八、九四二
一九二七年	八、九〇〇	九、六二七
一九二八年	九、一〇〇	九、七九三
一九二九年	九、五〇〇	一〇、三〇八
一九三〇年	九、七〇〇	一〇、四五四
一九三一年	一、〇〇〇	一二、〇〇一
一九三二年	一三、五〇〇	一四、六〇二
一九三三年	一七、三〇〇	一七、二一一
一九三四年	一九、六〇〇	一九、八七四
一九三五年	二八、七〇〇	二九、五〇五
一九三六年	四二、八三〇	四一、九三三
一九三七年	四三、四〇〇	四三、一三五
一九三八年	五九、二〇〇	六〇、〇八〇
一九三九年	六五、二一九	六八、八七九

参照。尤も統計の不備から輸出量が生産量を凌駕してゐる)

尙護謨の輸出仕向國の地位を見るに、一九二六年まではフランス本國が輸出量の四分の三を占めてゐたが、一九三一年には、フランスとシンガポールとが輸出量を二等分し、更に一九三二年より一九三五年の間にシンガポールは稍後退して日本、支那、米國が進出して來てゐる。一九三五年から三九年に至る相手國の順位は次の如くなつてゐる。

佛印護謨仕向國別統計

(單位 噸)

輸出國	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
佛蘭西	11,021	11,151	10,913	17,494	21,183
新嘉坡	1,873	2,753	4,311	10,500	9,263
英國	6,955	3,344	3,232	2,868	8,677
獨逸	1,747	2,104	5,149	2,103	4,666
白耳義	6,822	3,556	1,594	2,934	1,014
日本	2,833	5,219	4,648	1	4,551
支那	5,566	1,005	6,688	4,033	4,551
米國	10,119	1,738	1,639	3,504	2,938

即ち一九三六年以降米國が佛印の最大顧客となり、一九三八年以後はシンガポールが著しき進出を見せてゐる。一九三七年以降は事變の影響を反映するもので、この間米、英が佛印ゴムの買付に大童になつてゐることを示してゐる。

玉蜀黍

は從來より生産量が殆んど輸出され、

玉蜀黍生産輸出統計

(單位 千 噸)

年次	生産量	輸出量
一九三五年	四一七	四一三
一九三六年	四七六	四六七
一九三七年	五七五	五七五
一九三八年	六五〇	五五七

近時佛本國に變り吾國にも相當輸出されて居り生産は全く輸出に依存され居る状態にあると云へる。

石炭

は重要輸出品たる鑛産物中、特に群を

抜き全鑛産額中の七割乃至八割を占めてゐる。而し

て之が生産竝に輸出は年々増加を示し、即ち一九三一年の生産量百七十二萬六千噸に對し一九三九年には二百四十五萬五千噸に達し、約五十%の増産を見、又その輸出量は生産量の六〇%を占め、一九三九年には、百七十六萬八千噸となつてゐる。

佛印石炭生産輸出統計

(單位 千 噸)

年次	生産量	輸出量
一九三五年	1,775	1,505
一九三六年	2,186	1,718
一九三七年	2,308	1,542
一九三八年	2,019	1,689
一九三九年	2,455	1,769

ヨロッパにて失はれた市場を東亞に於て回復しつつあるものと云へる。

錫

は次掲表の如く錫鑛の生産量、逐年累進し、一九三〇年と一九三八年度と比較するに約四三%増加し、二、七二九噸に躍進してゐる。而して之等生産量の全ては輸出されてゐる(統計の不備より輸出量の方が大となつてゐる)、即ち近時軍需資材としての錫は輸出相手國の需要により刺

載されて、生産され居る状態で全く輸出に依存し、之等は總て英領馬來に出されてゐる。

以上のものが常に輸出の大宗をなし、一九三九年度に於ける輸出總額に對して、農産物は十七億三千八百法餘で四九・五%、護謨産物九億九千六百萬法餘で二七・四%、鑛産物二億七千三百萬法餘で七・九%、之等合計八五%となり、この様に主要輸出商品が之等三種に集中されてゐることは、佛印の農業國及鑛業國たることを端的に物語つてゐる。

第二節 輸入商品の構成

佛印の輸入状態は次表の如く殆んど完成品を主として居り、更に之等の内容に於ては、大體主要商品の變遷には變化なく、その中、約十種商品を以つて全輸入の七二%を占めてゐるから佛印輸入も相當大なる集中性を持つて居ると云へる。而かもその内の約三分の一即ち全輸入の二二%は織物

年次	生産量	輸出量
一九三〇年	一、九〇四	一、一七二
一九三一年	一、六八八	一、六〇九
一九三二年	一、六九四	一、七〇六
一九三三年	一、八六九	一、九五六
一九三四年	二、〇八八	二、〇四九
一九三五年	二、三六〇	二、五五四
一九三六年	二、四一六	二、四四二
一九三七年	二、六〇二	二、六三一
一九三八年	二、七二九	二、六七四

四〇

類を以て占められ、これが常に佛印輸入の首位を占めてゐる。織物類に次ぐものは、金屬加工品、金屬類等であるが、之等は何れも全輸入の一〇%程度に過ぎず、それ以下の商品類は大體全輸入の五%程度、又はそれ以下に過ぎず、多數の商品に分散されてゐる。

佛印輸入表

(單位千法)

	一九三九年	一九三八年	一九三七年		一九三九年	一九三八年	一九三七年
動物及製品	三、八二〇	三、〇八〇	三、二七〇	其他絲類	八、二七〇	二、九四〇	一、五九〇
食料澱粉	六、五三〇	六、四六〇	四、四三〇	黃麻袋	一、〇七五	六、一七〇	五、九三〇
牛乳、煙草類	一〇〇、七六〇	九、五八〇	七、六六〇	綿織物	三、〇八〇	二、七〇〇	一、八六〇
生葡萄酒他飲料	一〇三、〇〇〇	七、九一〇	五、三九〇	人絹織物	五、三二〇	七、〇八〇	五、四三〇
石屬油	一、五三〇	五、〇〇〇	四、一七〇	其他織物	九、二五〇	七、七五〇	七、七二〇
金屬類	二、九一〇	一、三二〇	九、九七〇	衣服類	二〇、五八〇	一、五四〇	九、〇七〇
化學製品	六、六三〇	四、八七〇	四、九三〇	紙類	七、三〇〇	七、一三〇	六、五三〇
醫藥品	六、〇七〇	四、七三〇	三、八七〇	金屬製品	三、七二〇	三、六九〇	一、五八〇
陶磁器	四、〇七〇	二、九四〇	三、六三〇	自動車、貨車	三、三三〇	一、六七〇	一、七六〇
綿絲	三、九八〇	三、三六〇	一、五四〇	其他ヲ含ム合計	二、三二〇	一、九四〇	一、五二〇
絹絲	五、七三〇	四、四一〇	四、五二〇				

以上の如く

佛印輸入力の重點は、織物類(メリヤス類をも含む)にある、尙當商品は日、佛印經濟協定成立後吾國としては相當密接

なる關聯を有して居り、之が研究は特に要望されるところであらう。
 織物類の輸入額は逐年増加の傾向を辿り、一九三七年は三億七千萬法、一九三八年は四億二千七百萬法、一九三九年には五億三千六百萬法に達してゐる。併しながら輸入總額に對する比率は大體に於て變化なく二・三%を上下してゐる。

種別	一九三七年			一九三八年			一九三九年		
	價格	比率	價格	價格	比率	價格	比率	價格	
織物類	三、三〇〇	三・三%	四、二七〇	五、三〇〇	三・三%	五、九〇〇	三・三%	八、一〇〇	
金屬加工品	一、六五〇	一・六%	三、六九〇	三、八七〇	一・一%	四、一〇〇	一・一%	七、〇〇〇	
金屬類	一〇五	一・〇%	一一六	一一〇	一・〇%	一一〇	一・〇%	一一〇	
土、石、燃料	一三、七三〇	一三・七%	一三、二一〇	一三、九〇〇	一三・九%	一三、九〇〇	一三・九%	一三、九〇〇	
鐵物	八〇	〇・八%	九〇	九〇	〇・九%	九〇	〇・九%	九〇	
各種絲類	七、四八三	七・五%	九、七三二	一〇、八七七	一〇・九%	一〇、八七七	一〇・九%	一〇、八七七	
植地產食料品	七、六六三	七・七%	九、五三三	一〇、〇七二	一〇・一%	一〇、〇七二	一〇・一%	一〇、〇七二	
合計	一〇、〇〇〇	一〇・〇%	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇・〇%	一〇、〇〇〇	一〇・〇%	一〇、〇〇〇	

尙織物類のうち最も重要なものは、綿織物で左表に示す如く一九三九年には約三億法に近く織物類の五〇%以上を占めてゐるが、人絹及ジュートを加へると約九〇%を占めることになる。

更に綿織物のうちでも生地ものよりも晒、及び染色ものゝ輸入多く、即ち一九三九年度に於ては染布一億二千五百萬法餘綿織物のうち四三・二%晒布は八千六百萬法餘、

種別	輸入價格(單位千法)		織物類に於ける比率	
	一九三八年	一九三九年	一九三八年	一九三九年
綿織物	二、四五、五二三	二、九〇、九六二	五八・〇%	五四・三%
絹織物	五、三一三	六、二七一	一・二%	一・二%
人絹織物	八七、〇四〇	六八、〇一〇	二・〇%	一二・七%
交織物	七、七五六	四、四九四	一・八%	〇・八%
麻類織物	四、四六〇	六、六三六	一・〇%	一・二%
ジュート織物	六五、五四三	一三、八、六九七	一・五%	二五・八%
毛織物	九、八五一	二、三、一九四	二・三%	四・三%

二九・八%、生地は三千七百萬法餘で二・八%を占めてゐる。

人絹織物 は一九三九年度の全織物輸入中の二・七%を占め六千八百萬法に達するが、その中六二・五%即ち四千二百五十萬法は密織物であり、その八八・三%は晒染色ものである。之に次いで重要な人絹織物は、タレープで二八・六%を占め、その八〇・四%は晒染色もので、之等二種をもつて

人絹織物の九割以上を占めてゐる。

ジュート織物、ジュート(黄麻)は絲、布袋として輸入せられ、米穀輸送用の麻袋となるものであるから、佛印にとつては重要な生産用品である。一九三九年に於ける輸入は一億三千八百法以上に達し、綿織物に次いで輸入織物中の第二位を占めてゐる。ジュート織物の大部分はジュート袋でジュート輸入の九八%を占めてゐる。

尙織物輸入については綿織物、人絹織物、ジュート織物の外に年額約六百萬法に達する絹織物、四百萬法を超える交織物等がある。

以上織物類のうち従來その七〇%までは佛本國より輸入されてゐた。而して吾國は僅か二%内外約百萬圓足らずであつたが歐洲戰亂勃發するや佛本國よりの輸入杜絶と共に佛本國に代り我國が供給を爲すべきであり、我國の對佛印輸出貿易も織物類を中心として促進されねばならぬと思はれる。

第三節 貿易相手國の構成と其の推移

佛印の貿易相手國は第一次大戰後暫くの間は東洋市場がフランス市場に代位してゐたのであるが

輸出相手國別統計表

國別	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	金額	百分率	金額	百分率	金額	百分率
佛本國	1,167,000	33.1%	1,500,200	46.9%	1,195,500	46.1%
リユニオン	433,000	12.1%	212,100	6.3%	226,000	8.5%
佛領西アフリカ	514,800	14.5%	311,400	9.3%	1,130,000	42.4%
佛領東アフリカ	96,000	2.7%	96,000	2.9%	96,000	3.6%
其他佛領	1,000	0.0%	1,000	0.0%	1,000	0.0%
日本	1,000,000	28.3%	876,000	26.2%	1,086,000	40.2%
支那	1,200,000	34.1%	2,500,000	75.0%	1,386,000	50.7%
雲南	500,000	14.1%	1,210,000	36.3%	5,300,000	194.8%
香港	100,000	2.8%	1,210,000	36.3%	2,270,000	83.4%
蘭印	2,211,000	62.5%	2,211,000	66.4%	2,270,000	83.4%
比賓	2,211,000	62.5%	2,211,000	66.4%	2,270,000	83.4%
和律	2,211,000	62.5%	2,211,000	66.4%	2,270,000	83.4%
ドイ	1,810,000	51.4%	3,300,000	99.0%	3,300,000	121.7%
米	1,810,000	51.4%	3,300,000	99.0%	3,300,000	121.7%
シンガポール	357,700	10.1%	2,720,000	81.2%	1,958,000	71.8%
其他ヲ含ム合計	3,577,000	100%	2,838,000	100%	2,591,000	100%

一九二九年のキルシュ關稅の實施により爾來フランス本國の佛印貿易上に占むる地位は輸出入共に急速に回復し、大體輸出に於て約五〇%、輸入に於て約六〇%内外は佛本國並にその獨領の占むる所となつた。

今、一九三七年より一九三九年迄の佛印貿易に於ける各國の地位を示せば上記の通である。即ち輸出に於ては佛本國と其の屬領を合すればその總額に對する比率は一九三七年五〇・一

輸入相手國別統計表

%、一九三八年四九・二%、一九三九年三五・二%、輸入に於ては一九三七年五五・五%、一九三八年五四・三%、一九三九年には五七・八%で共に第一位を占めてゐる。尙輸入側の地位は一九三七年の五五・五%から一九三九年の五七・八%に上昇してゐるが、輸出側は一九三七年の五〇・一%より三五・二%に低下してゐる。之は歐洲戦争の影響によると共に緊迫せる國際狀勢を反映し東洋諸國竝にアメリカ等よ

	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	金額	百分率	金額	百分率	金額	百分率
佛本國	1,333,650	56.0%	1,077,930	53.5%	855,500	53.5%
アルゼリア	435,400	1.8	394,700	2.0	310,000	2.0
日本	401,100	1.7	555,300	2.8	482,000	3.0
日	412,900	1.7	360,100	1.9	311,000	2.1
泰	28,270	1.2	233,100	1.2	257,900	1.6
白	67,350	2.8	62,400	3.3	333,500	2.1
英	18,400	0.9	18,300	0.9	101,100	0.6
和	17,110	0.8	15,400	0.8	5,900	0.0
瑞	106,100	1.5	142,900	1.4	118,000	1.6
支	166,500	1.5	1,434,000	1.4	1,350,000	1.6
香	110,310	5.0	55,400	2.8	43,700	2.9
英領印	104,510	4.4	84,500	4.1	68,600	4.4
蘭領印	100,510	4.2	57,700	2.9	58,000	3.9
新嘉坡	99,360	4.1	97,860	5.0	52,000	3.3
米	2,212,260	100.0	1,927,100	100.0	1,767,100	100.0
其他ヲ含ム合計						

りの佛印資源に對する需要増大によるものと見ることが出来る。
次に支那(香港を含む)は、一九三七年には佛印輸入總額の二六・五%、輸出總額の二六・八%を占めてゐたものが、一九三九年には輸入一一・五%、輸出二二・二%に低下し、米國、シンガポール等に急追されつゝも辛うじて第二位を維持してゐる状態である。之は支那への主要輸出品たる米、護謨が事變の影響を受けて著減したことに依るものであり、此處にも佛印の輸出市場の顯著なる推移が見られるのである。

以上佛印輸出市場の受けた打撃は同期間に於けるアメリカ、シンガポール、蘭印、英領印度、及イギリス等への進出によつて償はれた。即ち一九三七年に於て、佛印輸出總額の六・九%で第四位であつたアメリカは、一九三九年には一二%となり、第二位の支那に肉薄してゐる。これは主として佛印からアメリカへの護謨の輸出増加によるものである。
又シンガポールは一九三七年七・六%、一九三八年九・七%、一九三九年一〇・二%と躍進してゐる。之等は主として護謨、錫鑛等の需要増加のためである。

從來佛印の輸出相手國として重きをなしてゐなかつた蘭印は、一九三七年に於て僅かに〇・二%であつたものが一九三九年には七・五%と一躍して第五位になつて居る。これは主として米の需要増加によるものである。之に反しドイツは一九三七年には二・五%であつたが、一九三九年には〇・五%に著減し、同年九月獨佛開戦後は、遂に佛印輸出市場から姿を消してしまつた。

次に一九三九年までの佛印輸入相手國の地位の變遷は前掲表にて明かなる如く、佛本國及同植民地が五七・八%を占め、依然として佛印市場を獨占してゐる。次に第二位を占めてゐる支那は一九三七年一六・五%、一九三八年一四・六%、一九三九年一一・五%と、漸時減少の傾向を辿つてゐる。之は從來支那より輸入されてゐた織物その他原住民の日常生活用品及食料品が支那事變の影響で輸入困難になつたことによるものである。その他日本、泰國、蘭印等は漸減し、之に反して英領印度は一九三七年二・九%、一九三八年二・八%、一九三九年には五%に進出し、同年の地位は第三位に飛躍した。之は主として織物類の輸入の著増によつてゐる。次いでシンガポール、アメリカ等は何れも夫々若干年ら向上を辿つてゐる。

然るに一九三九年九月に勃發した第二次歐洲戦争は、佛印貿易に多大の變化を與へた。即ち從來より佛印貿易に對して巍然として王座を保つてゐた、佛本國並に同植民地は左表に見らるゝ如く次第にその牙城の搖ぎを見せるに至つた。

一九三八年

單位(數量千瓩、價格百萬法)

に於ける佛印貿易總額に對する佛本國並に同植民地の地位は、輸出佛本國、四六・九%、同植民地二・三%計

四九・二%、輸入佛本國五二・三%同植民地二・〇%、計五四・三%であつたものが一九四〇年七月よ

國 別	輸 出		輸 入	
	數量	價格	數量	價格
自一九四〇年七月至一九四一年四月	二、六一六	二、七〇五	二九七	一、二六七
自一九四〇年七月至一九四一年四月	二一	一二三	三二	二六三
佛本國	九	一四七	一二五	三四
佛國植民地	四四	七四六	三三	二〇一
米 國	五八〇	三二七	三一	一八三
香 港	六九	三七四	二三	一六一
支 那	一三二	二二六	一七	八〇
新嘉坡				六・三
計				

り一九四一年四月に至る同比率は輸出佛本國四・五%、同植民地五・四%、計九・九%、輸入佛本國二〇・八%、同植民地二・七%、計二三・五%に激減してしまつた。

即ち從來の本國依存の貿易形態はこゝに於て大轉換を餘儀なくされ、日本を主としたる東亞及アメリカ方面に向けられるに至つた。この點についてはカトルの聲明にても斷言せる如く、日本が佛印の經濟的危機を救つたとも云へるのである。對日關係に就ては章を改めて詳論することとするが其後の對米貿易關係を見るに數字の示す所に依れば、數量的には左程ではないが、價格の上では相當の増大を示して居る。佛印よりアメリカへの輸出品目は運賃の關係上單價の高い少數の商品に局限されてゐる。

商品別では先づ護謨が首位で一九四〇年七月—一九四一年四月の十箇月間に四萬噸價格七萬法、次いで錫、タングステン等の金屬類である。對米輸入は多くはマニラを経て多量の米國商品が輸入されてゐる。對米貿易の帳尻は常に佛印に有利で該期間の出超は五千萬法を超えてゐる。尙、香港及支那の貿易も再び増加して來た。香港は支那貿易の中繼港としての役割より見て、之を支那に加算する時、支那の占むる地位は最も重要な相手國となつてゐる。新嘉坡も減少傾向を辿つてゐる

が概して安定を維持してゐる。

以上一九三九年九月以降佛印貿易は、世界情勢の推移に伴ひ本國との經濟的關係は次第に稀薄となり、而も昨年末大東亞戰爭の勃發するや、皇軍の赫々たる戦果は大東亞共榮圈建設に着々その成果を擧げつゝあるが、米、英、蘭諸國が佛印より全面的に後退するに至つては、佛印の貿易も日本を中心とせる東亞共榮圈内の貿易としての新しい形態に於てのみ發展の餘地を見出すべきものと云ひ得る。

第四節 佛印に於ける輸入機構

(一) 佛印輸入統制組合

一九四〇年十一月勃發した泰、佛印間の紛争は翌年二月所謂東京會談に於て調停されることゝなつたが此の前後より佛印は會談成立後に於ける邦人商社の進出を豫想し、これに對する防遏手段として邦品輸入を統制すべく同年(昭和十六年)四月佛印輸入統制組合を結成したのである。同組合の

結成は同年二月十二日發布の「佛印輸入組合及聯合會設定並ニ輸入許可ニ關スル總督令」を以て公示されたが、同令に依れば以下述べるが如く組合員の資格は一九三九年九月一日以前より佛印居住の輸入業者に限定された爲邦人商社の進出は阻止されることとなり、且輸入割當は各組合に一括下附され個々の組合員への割當は組合の掌握する所となつたので第三國人、特に邦人組合員の立場は甚しく不安なものとなつた。

總督令の概要を抜萃すれば左の通りである。

組合員の資格

國籍の如何を問はず個人及法人は一又は數個の組合に加入することを得るも、一九三九年九月一日以前より輸入業者として印度支那に居住してゐることを明白に證明し得られる者であることを要する。

輸入許可と組合の割當

輸入許可は各輸入組合に一括交付され組合はこれをその組合員に分配する。右の分配は全會の一致を以つて各組合員間に行ひ、全會一致がない場合は一九三七、一九三八、及一九三九年間

に於ける當該物品の輸入總額に比例して之を行ふ。割當決定に付紛争あるときは經濟通商事務局が自ら最終割當の決定を爲す。

組合の種類

- 第一組合 織物、纖維品、服装用品、皮革
- 第二組合 金屬及機械、金物、家具、電氣器具、硝子化學品、肥料、鑛產物
- 第三組合 紙、書籍
- 第四組合 食料品
- 第五組合 藥局用藥品、眼鏡及寫真機
- 第六組合 自動車及部分品
- 第七組合 タイヤ
- 第八組合 オートバイ及部分品
- 第九組合 礦油
- 第十組合 其他雜品

尙、参考までに輸入組合加入の邦人商社及佛印の有力商社を擧ぐれば大體左の通りである。

邦人輸入商社

三井、三菱、大同、兼松、又一、日綿、東綿、三興、岩井、江商、安宅、大南、永島洋行、下村洋行、府上洋行、菊池洋行、齋藤漆店、山田歌朗、大和商會、森瀨商會、保田洋行、鹽田洋行

外國有力商社

デスクール・エ・カポー(西貢、海防)

創立 一九一三年

資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇法

取扱品 金屬製品、建築材料、其他雜貨

支店、出張所 佛蘭西、南米、北阿弗利加、支那

ドニ・フレイル・インドシネ(西貢、河内)

創立 一九二四年

資本金 一、三〇〇、〇〇〇印度支那弗

取扱品 一般輸出入商品

支店、出張所 海防、河内、ナムデン、ブノンベン、カムボ、ペンタイ、クインホン

カムパニ・オプトルグ(西貢)

創立 一九一九年

資本金 三三、七五〇、〇〇〇法

取扱品

綿、羊毛、絹製品、洋酒、化學製品(輸入)
米、豚毛、玉蜀黍、外土産品(輸出)

支店、出張所

海防、河内、ウイニ、ツौरラン、ブノンベン、ユナンフウ、上海
馬來オプトルグ、(シンガポール・香港)、ハンドルマスシヤビイ、オプトルグ、(パタビア、スマラン、ス

關係商社

ラバヤ)

ム・オグリアストロ・シ・(西貢)

創立 不詳なれど古し

資本金 一〇〇、〇〇〇印度支那弗

取扱品 綿布(主に印度より輸入)、雜貨

P & O 汽船會社代理店

エタプリセマン・デヌマルセ・インドシネ(河内)

創立 一九二〇年

資本金 八、〇〇〇、〇〇〇法

取扱品 綿、綿織物、絹織物、玩具、金物、外一般輸出入商品

支店、出張所 西貢、ブノンベン、海防

ユニオン・カマーシアル・インドシネ・エ・アフリケーヌ・(西貢)

創立 一九〇四年

資本金 四二、〇〇〇、〇〇〇法

取扱品 一般輸出入商品

(二) 佛印日本人輸入同業會

日・佛印經濟協定の成立を轉機として、我が國に於ける對佛印貿易統制機構は急速に整備された。之が経緯に關しては後述せんとするところなるも、その綜合的統括機關としての南洋貿易會の設立、更にその下部機構としての各商品別輸出入調整機關の指定、延ては輸出代行制度の實施等、對佛印貿易の萬全を期すべき之等機構の完備を見るに至つてゐる。之に對し佛印側に於ける邦商商權網は極めて微々たるものであり、將來に於ける日佛印貿易の發展上、萬全なる成果を期待することは至難なる状態なるを以つて、現地佛印に於ても内地の輸出統制に即應し、輸入商社の活動を圓滑ならしめ、右統制の趣旨を確保すると同時に、華僑其の他外國商權網に對し、邦商の活動を強化推進せしむべく、佛印在住日本商社を打つて一丸とする輸入同業會の組織を結成するの運びとなつたのである。

右輸入同業會は内地に於ては南洋貿易會、現地に於ては帝國政府機關の推進連絡の下に組織さる

ることになり、現地帝國政府機關は右結成の要項として

イ、同業會は總領事監督の下に内地の輸出統制に準據し邦人の活動を推進せしむることを目的とする

ロ、同業會は近く派遣さるべき南洋貿易會出張員を常務理事又は事務局長として南洋貿易會の下部組織たるの特務を與ふること

ハ、同業會は南部に中心を置き南部、北部より成るべきこと

ニ、同業會は總領事の指示に従ひ會員相互間の輸入「クォーター」の配分、變更、其の他圓滑なる取引の運営を確保し、且邦人商社の商品賣込先、賣込條件等の統制に當ること

ホ、内地に於て輸出統制に違反し又は現地に於て邦人の協調を亂すものに對しては總領事より同業會よりの除名を命じ「クォーター」を剝奪することある可きこと

等を示し總領事館と連絡の上、結成の準備を進め、更に佛印北部側と聯絡を採り、最終的打合せの後、結成創立するの運びにまで立ち至つたのであるが、各商社に對する輸入割當定期日の關係上邦人商社の取引開始を迅速にするため、佛印側と談合の結果、暫定的措置として、取り敢へず左記

の手續を執つたのである。

- (一) 在西貢日本總領事より新舊商社の加入すべき組合部門を佛印側に通告し佛印側之に基き加入を許可すること
- (二) 各商社より提出すべき輸入許可申請書は西貢又は河内日本總領事館の査證を受くることを條件とし右に對し佛印側は直ちに許可を發給すること
- (三) 輸入數量については不取敢本年度邦人輸入數量の三分の二迄とすること
尙、邦人各商社に對する取扱數量配分に付ては差當り重要商品を取扱ふべき商社を定むること
- (四) 内地輸出代行制に服する商品に付ては代行者（又は代行者の一と特殊關係を有する現地邦商）は當該代行者の輸出割當の三分の一以下、其の他の現地邦商は見込に依り多少の取扱量を許すこと
- (五) 非代行商品に付ては日本人輸入總量の一部（約五割）を取扱商社間に均分したるものを基礎取扱量となし、見込に依り追加取扱量を與ふること
- (六) 佛印南北双方にて輸入される商品に付ては大體南二對北一の割合にて輸入をなさしむるが

特殊品は除外すること

以上の暫定的措置を基礎として、輸入割當數量の配分を實施しつゝあつたが八月二十六日に至り、前記邦人輸入同業會が結成創立され、茲に現地輸入統制の圓滑を期し得るに至つた譯である。今其の大意を擧ぐれば次の如くである。（定款附録參照）

事業

- (一) 南洋貿易會との連絡協調に關する事項
- (二) 輸入割當の決定並に變更に關し總領事の諮問に應じ達言をなす事項
- (三) 販賣價格並に取引條件の協定に關する事項
- (四) 外商側機關との連絡協調に關する事項
- (五) 經濟事情の研究調査に關する事項
- (六) 其の他本會の目的達成に必要な事項

會員

會員を甲、乙の二會員に分ち、所定の手續を採れば資格を有する限り何人も加入が出来る。

甲會員 佛印輸入組合加入者
 乙會員 右以外の者で日本よりの商品賣込に従事する者

役員

- 會長 西貢總領事
- 南部副會長 一名 三井物産
- 北部副會長 一名 三菱商事
- 南部評議員 六名 三菱商事、大南公司、三興會社、東洋棉花、又一會社、日本棉花
- 北部評議員 五名 三井物産、大南公司、保田洋行、日本棉花、岩井商店
- 監事 南部一名 岩井商店
- 北部一名 大同貿易

(三) 佛印に於ける陸上貿易

佛印の輸入貿易形態を見る上に於て海上貿易のみならず陸上貿易についても考慮する必要がある

勿論佛印は大陸の諸國に接してゐる關係上、古くから陸路による交易の行はれ來つたことは容易に想像の出來るところである。これが重要性は遙かに海上貿易に及ばず、貿易總額の數パーセントを占むるに過ぎないが、佛印に於ける陸上貿易として特に吾々の注意を惹くものは泰國よりする輸入と云ふ點であつて、一九三九年度に於ける泰國よりの輸入額は四千百萬法に上り、同年日本よりの四千萬法を凌駕して居りその取扱商品に就て見るも特に檢討する餘地があると思はれる。今泰國より輸入された主要商品を擧ぐれば左の如くである。

泰國よりの佛印主要輸入品表

(單位千法)

佛印輸入品 (泰國輸出品)	一九三八年		一九三七年		一九三六年	
	輸入額	比率%	輸入額	比率%	輸入額	比率%
良材	一八、六〇四・二	五一・六	二四、七九五・〇	七四・九	七、八三〇・〇	五二・一
米及副産物	六、九四〇・〇	一九・三	九三一・四	二・八	五四〇・五	三・六
綿織物	三、六一六・八	一〇・一	二、三〇八・〇	七・〇	一、九一七・〇	一二・八
綿絲	一、三七六・八	三・八	七〇〇・一	二・一	五二五・八	三・五
各種金屬製品	一、三一八・六	三・七	一、二八五・〇	三・九	六〇五・一	四・〇
衣服	三七・八	一	一八・八	一	一、一四七・〇	七・六

上掲表に於て見らるる如く、主要輸入品として高率の數字を示してゐる良材

米及副産物は生産力の發展過程を同じくせる農業國間に於ては奇異なる現象ではあるが隣接國相互の特種接觸面に於ては輸入商品が自國の生産中心地より獲得する商品の價格より低廉なる場合、當然起り得る現象であつて、これは同商品が少量ながら佛印側からも泰向輸出されてゐる事實を以つてしても明らかである。

次に良材、米に次いで比較的主要な地位を占めるものとして綿織物、綿絲及金屬製品等があげられてゐるが之等商品に於ても、兩國産業の性質上、特殊條件下に於てのみ輸入されてゐるものと見ねばならぬ。

即ち工業品輸出國に非ざる泰國よりの之等商品の輸出は當然再輸出と見ねばならず、その必須條件たる價格差の點に於ても佛印側に於て遙かに物價高の状態にある場合にのみ起り得る現象であつて、かゝる關係の現在猶繼續されることとするならば泰、佛印に對して實施されつゝある吾國の輸出調整計畫も再検討の要ある可く、弊社に於ても之が事情調査中のところ佛印駐在員より左記の如き報告を得るに至つたが將來に於ける泰、佛印向輸出調整上、一指針となし得るであらう。

泰、佛印陸上交易に關する件

結論よりすれば現在に於ける泰、佛印陸上交易は某理由により全然不可能なり、尙某氏の紹介にて當地に於ける安南人の曾ては陸上交易に經驗を有する商人につき諮したる所眞僞の程は不確實なるも大體の概念を掴み得たり。

(イ) 運賃

當社取扱品の如きは大體に於て製品の價格の五分に相當するものを要すること
理由として陸上交易によれば一人の苦力の輸送負擔力を約七貫目として、延日數一梱につき約二十日を要し右苦力の日當七〇仙とすれば一梱につき一四比弗となり、製品價格を一貫目につき大略四〇比弗と假定すれば一梱二八〇比弗となり、之に對する苦力賃一四比弗は約五分となる。

(ロ) 次に抜荷其の他の天災による消耗を一割と見積らる

(ハ) 陸上交易の口錢は大體二割―二・五割見當なれ共最低二割と見て

(ニ) 税金又は之に類似する費用(密輸の場合)約一・五割程度

(ホ) その他諸雜費五分

右合算なす時は五割五分の口銭費用となるため、泰國より佛印に對し陸上交易の可能なる場合に於ても上記の如き五割五分以上の値開きのなき限り旅行者の携帶品の程度のもは別として、大量物資の移動は考へられず、尙現在に於ては全然陸上交易の爲され居らざるは事實なり。

(四) 佛印に於ける華僑の地位

輸入商社の手を経て輸入せられた商品は問屋、小賣商の段階を経て一般大衆の購買消費に至るのであるが、問屋はユダヤ人、インド人、華僑の一部、小賣商は殆んど總て華僑に據つて占められてゐる。佛印配給部門に於ける華僑の地位はその取扱價格、取扱數量に於て絶對的のものと思はれる。ユダヤ人、インド人、佛蘭西人等は土地の言語も理解せず、慣習にも慣れてゐないため、原住民と直接の取引を行ひ得ない。又安南人、カムボヂア人、ラオス人等はその性行消極的なるため商業に適しない。此處に於て(獨特の商才を持つ)華僑の小賣商部門に於ける壓倒的勢力が伸長したのである。

都市、村落を通じて華僑雜貨店はあらゆる種類の雜貨を取扱ひ、土産の米、酒も佛國産の葡萄酒

も、トゥルコワンの絹、罐詰、茶、煙草、皿、小鉢の類迄雜然と竝べ立て、現住民の需要と歐洲人の需要と、そして華僑自身の需要とに兼ね應ずる準備が具つてゐる。このやうにして支那小商人は原住民と歐洲人との間に無くてはならぬ仲介者の地位を占め、尙亦、支那行商人は印度支那各地にその足跡を伸ばしてゐる。

尙華僑雜貨商は亦多く親の仲介人をも兼ねて居り、米の取引に於ける華僑の勢力は既述せる所である。

其の外、綿、砂糖、香料、絹、茶等の取引にして華僑の支配的經營下にないものはなく、輸入に於ても日支事變前は日本商品の六割は直接間接華僑の手を経てゐた。

斯くて歐人大商社を除き佛印配給部門の中樞は悉く華僑の掌握する處である。

第五節 佛印に對するフランス本國の 關稅政策と關稅制度の變遷

(一) 關稅政策

屢々述べた如く佛印に對するフランス本國の植民地政策は佛印貿易の上に於ても、極端なる本國中心主義を基調とする關稅政策としてあらはれて居る。

この政策は一八九二年フランス植民地關稅制度に關する法律の發布によつて確立され、翌年一月より佛領印度支那に實施されたのである。即ちこれは佛印の關稅を佛本國と同様に取扱ひ、佛本國品の輸入は無税とし、外國品の輸入については、佛本國の輸入稅率を適用することを原則とせるものであつて、無條約國に對しては最高稅率、條約國に對しては最低稅率を適用するものであるが例外として、佛印原住民又は居留支那人の生活に必要な物品又は原料品に對し、或は佛印寄留の佛人又は其他の白人の生活必需品、嗜好品等に對して特別低率の關稅率を認めてゐるのである。

右の關稅原則は佛印では第一次大戰までは殆んど變更されなかつたが、大戰後、本國に於ては屢々

々關稅改正が行はれ、その都度佛印にも波及した。この事實は上掲表を見るも明らかであるが、頻々として稅率の引上げを行つて居る。特

々として稅率の引上げを行つて居る。特に一九二九年四月のキルシエ特別關稅の實施に至つては、その課稅品目を増加し或品目に對しては佛本國の最高稅率よりも高率にすることを内容とせるものである。斯の如き急激なる關稅の引上げは佛印の輸入状態に於て、佛本國よりの輸入より支那及日本等の東洋諸國よりの輸入が増進する傾向を有する爲、運賃及勞働賃銀のハンディキャップを補ふ意味に於て高率關稅を課さねばならぬと云ふキルシエ稅關局長の意見によるものであつた。

歐洲大戰以後對本邦佛印關稅率改正表

年 度	關 稅 改 正
1914	世界大戰勃發
1919	媾和條約成立
1921	六月 綿布關稅(增加計數五)引上げ
1922	七月 本國品輸入増進のため全面的關稅引上げ
1923	三月 部分的關稅引上げ
1926	十月 三割附加稅實施
1927	居住、航海議定書成立、通商交渉不成立
1928	七月 新關稅率實施
1929	四月 キルシエ特別關稅率實施、日本米穀法制定
1931	爲替補償法、割當制度實施
1932	五月 暫定關稅協定成立
1933	} 個別的關稅引上げ
1936	
1937	日支事變勃發
1938	
1939	

このキルシエ關稅の適用によつて、從來無條約狀態に置かれてゐた東洋諸國特に日本が對佛印貿易に於て更に不利な地位に置かれた事は説明を要しない。

尙佛印に於ては、從來佛本國關稅法規の一部、植民地關稅法規、佛印固有の關稅法規等が存してゐたが一九三一年十二月の大統領令によつて總て統一法規となり、この稅率は其の後に於ても我が國との間に後述の如く暫定的關稅協定の成立もあつたが依然として引上を實施しつゝ、一九三九年まで續いたのである。

然るに第二次歐洲大戰に於て慘敗せる佛本國は、其の後樞軸陣營に加擔すると共に、日本との經濟的提携への促進を企てざるを得ない必然的根據に基き、我が國との間に日佛印經濟協定の締結を成すに至つたのである。この協定の成立によつて、佛印に對するフランス本國の關稅政策も自ら大轉換をなして東亞共榮圈の一翼としての佛印たらしむべき方向にのみ展開さるべき時機に立ち至つたと云ふべきである。

(二) 關稅制度

フランスの植民地關稅制度は一八九二年一月十一日發布の法律をもつて、その基礎が確立されたのであるが、佛印は同法第三條の規定によつて、同化植民地の部類に編入され、従つてその關稅制度も自ら同化政策を基調とする關稅制度が適用されたことは言ふまでもない。この制度は同化植民地共通のものであつて、輸出入品に對し左の輸入稅、輸出稅、埠頭稅の三種の關稅が課せられるものである。

一、輸入稅

輸入稅については

(イ) 佛本國よりの輸入品に對する輸入稅

(ロ) 他の佛領植民地よりの輸入品に對する輸入稅

(ハ) 外國よりの輸入品に對する輸入稅

の三つに區別することが出来る。

(イ) 佛本國よりの輸入品に對する輸入稅は佛本國の生産品竝に佛本國に於て關稅を支拂ひその國籍を有するに至つた外國品はいづれの國旗の下に輸送せられるかを問はず植民地へ直航すること

を條件として無税をもつて輸入せられる。

(ロ) 他の佛領植民地より輸入される物品即ち佛領植民地間相互の輸入品に對しては輸入税を賦課しないことを原則とする。この原則は最初は絶體的であつたが其の後多少の例外が設けられ、佛印の産品は一九〇四年四月十九日から最惠國と同率の輸入税が賦課されるに至つた。

(ハ) 外國よりの輸入品に對する輸入税

同化植民地へ輸入される外國品は、佛本國へ輸入せられる場合と同率の輸入税を課せられるのであるが關稅法實施以後一箇年以内に於て特別の命令を發してその例外を設けることが出來、尙佛印に於ては土人消費用の支那産品及製造品は例外として低率輸入税の特典を附與せられたことは前述の如くである。

二、輸出税

輸出税については佛本國と植民地との間に多大の相違が設けられ、佛本國に於ては一八六三年以來輸出税は撤廢されてゐるに對し、同化植民地に於ては依然として輸出税が賦課されたのである。この輸出税には左の三種の區別が設けられた。

一、は財政的性質の輸出税にして仕向地の如何を問はず總ての輸出品に對して賦課せられるもの

二、は外國へ輸出する商品に對してのみ賦課せられるもの

三、は代替的性質の輸出税即ち直接税の代用として賦課せられるもの、三種である。

佛印に於ては右三種の中、一八九八年までは單純な財政的性質の關稅が採用せられたのであるが一八九八年九月二十九日の布告により、それ以後は佛本國及佛領植民地へ直接輸出せられる貨物及佛印の一港より他港へ積出される貨物に對しては輸出税の免除が認められ、外國仕向品に對してのみ輸出税が賦課せられることになつた。

尙佛印では同國を通過する外國貨物に對しては前記の外通過税を賦課して居り、其の率は輸入外國品に對する關稅額の五分の一とされた。

三、埠頭税

佛領植民地に輸入せられる貨物に對しては總て埠頭税が賦課せられる。

以上が同化植民地一般に設けられた關稅制度の原則であるが

(一) 佛領印度支那に輸入される本國及植民地の商品であつてもその性質によつては從價二・三

一五%の内國一般税、アルコール及酒類、煙草、礦油、鹽、花札、燐寸に對しては消費税及流通税が課せられ、そのほか統計税がある。

また互惠的に佛領印度支那の原産品で本國及アルゼリーに輸入される場合には直接輸送及原産地證明の二つを條件として關税を免除される。この規定は一九二九年三月施行のキルシエ關税以前には定められてゐない。それ以前は印度支那原産品で本國及アルゼリーに輸入される場合は外國品と同じ率、若くは幾分それを輕減した關税率が課せられたのであるが、かくてはあまりに本國本位に失し、植民地産業を保護助長する所以にあらずとする印度支那産業團體の意向が反映した爲めに直接輸送及原産地證明の二條件を充す場合に無税を規定するさきのキルシエ關税となつたのである。

(二) 佛領印度支那に輸入される外國商品に對しては印度支那の特別税を課せられるものゝほかはフランス本國へ輸入されると同じ關税が課せられる。

即ち外國商品に對しては、一般(最高)税率及最低税率の複關税法が適用され無條約國よりの輸入品に對しては一般税率、條約國よりの輸入品に對しては、それとの協定に基いて最低税率の一部、

または中間税率が適用される。一般税率は農産品に對しては最低税率の二倍、工業品に對しては同じくその四倍の高率で、フランス本國本位主義貿易政策が印度支那をその消費市場として獨占せんとする意圖は極めて明らかである。

いま最高税率が適用される國と中間税率が適用される國をあぐれば左の如くである。

A、最低税率を適用せられる國

(イ) 商品全般に適用せられる國

英國、白耳義、和蘭、メキシコ、ノルウェイ、パナマ、アルゼンチン、ルーマニア、瑞典、ユーゴスラビア、ウルグアイ、コロンビア、埃及、エクアドル、丁抹、ルクセンブルグ、モロツコ、アンゴラ、アデン、ドミニカ

(ロ) 數種品目を除きその外の商品全般に適用される國

伊太利、ブラジル、セイロン、ギリシヤ、香港、シンガポール、印度、ジャマイカ、リベリア、サルバドル、泰國、瑞典、ザンジバル

(ハ) 多數品目の商品に適用される國

獨逸、土耳其

B、中間稅率を適用される國

(イ) 米國(最低稅率の十%から三十%増の稅率が課せられる。)

(ロ) 日本(一般稅率の二十%から五十%減の稅率が課せられる。一般稅率は最低稅率の四倍で

あるから日本は米國よりも著しく不利であるわけである。)

然るに一九二九年のキルシエ新關稅法が實施されるや日本品に對しては特に不利となり、日本品の歐洲品若くは支那品に對する輸入上の差別的待遇、特に支那品に對するそれは餘りに甚しいものとなつてゐるのである。

日本品に對するこの差別的最高稅率の賦課は輸出不振を來すこと夥しく、これを打開せんとしてわが方による數次の交渉の結果一九三二年五月の關稅協定の取極めが成立した。これによつて輸入農産品の大部分につき最低稅率を、また工業品の大部分につきその最高稅率からの輕微な引下を協定したのであるが、この協定成立後フランス側において、最低稅率及最高稅率を通じて引上げを行つたために右の關稅協定は有名無實となつて失つたのである。

然るに屢説の如く第二次歐洲戰に於ける佛本國の敗退によつて佛印の經濟狀勢は一變するに至つたのであるが佛本國は之が狀勢に即應せしむべく、一九四〇年十月、佛印に對し關稅自主權を賦與せざるを得なくなつた。茲に於て日、佛印關係も從來の障害より脱却して飛躍的發展を遂げ得るに至るべく、其の後締結されたる日佛印經濟協定に於ける相互の關稅協定も東亞民族共同の使命たる大東亞共榮圈確立の經濟的礎石をなすべきものと云ふべきである。

第三章 日・佛印貿易の現狀

第一節 吾國との貿易概觀

從來日本對佛印の貿易は常に日本貿易の不利なる状態にあつた。即ち左表の如く、日本は連年の入超となつて居る。最高は一九二五年の四千四百六十九萬二千圓、最低は一九三二年の三百三十四萬八千圓の入超である。これは佛本國と競争的立場にある廉價良質なる我國商品の進出を阻まんとするフランスの貿易政策によるものである。

日、佛印貿易統計表

(單位千圓)

年次	日本より輸出	佛印より輸入	貿易 尻
一九二五年	四、〇二七	二四、七〇〇	二三、六四五
一九二八年	四、一一二	二〇、三〇〇	一六、一八八
一九三〇年	二、四一二	七、八八七	五、四七五
一九三一年	一、七〇九	六、三八〇	四、六七一
一九三二年	二、三四三	五、六九一	三、三四八
一九三三年	三、六八〇	九、九〇九	六、二二九
一九三四年	二、六五四	一〇、六二〇	七、九六六
一九三五年	四、〇二〇	一五、〇一〇	一〇、九九〇
一九三六年	四、六九七	二〇、一五一	一五、四五六
一九三七年	四、六二四	二七、〇一二	二二、三八八
一九三八年	三、一八二	二〇、三〇一	一七、一一九
一九三九年	一、九八一	二六、六五一	二四、六七〇

日本は日、佛印貿易の調整について努力を續けて來たのであるが、漸く一九三二年に至り、日佛通商條約が締結され、この結果佛印に輸入される日本品の一部は最低乃至中間税率の適用を受くることになつた。

然るに佛印は幾何もなく日本商品の多數に亘り連續的に税率を引上げる等不當なる壓迫を加へて來た爲め、依然として我國商品の進出は阻まれて來

た。更に日支事變勃發するや、米英と共に援蔣行爲を敢てし、日本の東亞新秩序建設を妨害せんとした。従つて事變以來三箇年間の日、佛印貿易は何等の好轉をも見せず寧ろこの間、佛印は日本向鐵鑛及びマンガン鑛の輸出禁止を命じ一方日本の輸出品に對しては原產地證明を要求する等の處置

に出たのである。

斯くの如き狀勢の下に日本は事變下三年に亘る戰時體制化の進行に順應し、輸入竝に輸出品目の變化も餘儀なくせしめられてゐる。今一九三七年より三九年来に至る重要輸出入品を觀るに左表の通りである。

佛印より日本へ

(單位數量、價格千法)

即ち日本からの主要輸

品目	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
玉蜀黍	九六、九九九	六八、七五七	一四、一一一	一一、二六四	—	—
白米	七、七二五	九四、五九	二〇〇	二二、	一、三三九	九七
漆	一、一六五	八、九四三	一、一九三	九、八九三	一、一六九	七、一一〇
生ゴム	二、八五	三、五五〇	一、一九八	一一、四九二	五、〇三四	五、〇七三
珪砂	五、二五六	五、七四	六、八〇五六	七、三九	一、五、五五七	一、五八
石炭	六、七三九三	五、一〇、一五	六、七三、〇四六	四、一七、七六	八、〇七、八〇〇	四、〇、五四七
マンガン	二、七五〇	七、六一	四、八〇	七、九	三、一六	二、四
食鹽	四、一九五	三、九七六	六、五、三三九	三、一八四	七、八、九四七	一、九五九

出品は馬鈴薯、生綿、石炭(主として煉炭)、ピッチ、陶磁器、ガラス製品、生絲、絹織物、木製品等で一九三九年度は何れも二、三百萬法に過ぎずして顔料、生絲の没落と織

物類の連年の萎縮とが認められる(尙生綿は首位を占めてゐるが之は米綿で横濱經由西貢に送られ

日本より佛印へ

(單位數量、價格千法)

品目	一九三九年		一九三八年		一九三七年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
馬鈴薯	一、八三三	二、三六六	三、〇一九	二、八〇三	二、三九四	一、三九六
林檎	三三三	一一九	一三三	二四二	二九九	三五六
茶	三三三	四八四	八二	九二八	二五八	一、五八三
生糸	一、八〇九	一、四六八	一、三九二	一、三〇三	一、三六九	八、二九二
石炭(普通品)	一、二四五	二、五三三	一、五四五	一、三三三	一、九七三	八、〇〇〇
鹽酸	一一〇	二三八	七五二	六四〇	五九一	五、四四五
硫酸	六六七	九四三	二四二	三〇二	一〇〇	七
ビツ酸	五、七一〇	二、八一三	八、八〇〇	三、九六九	一、六八三	二、九五六
陶磁器及ガラス製品	八、五五	三、一〇七	九、三三	三、二一八	一、六二二	四、一〇三
生絲	三三	二、六三八	八五	七、一〇〇	一、六二二	四、一〇三
絹織物	七	一、〇四九	二〇	二、八四四	四四	五、二七三
木製品箱類	一、六八一	三、八八四	二、一〇二	五、六四〇	二、七九二	四、三〇三

九月に勃發した第二次歐洲戰の影響も尠からず織込まれてゐるが、これを契機として佛印の貿易状態は急變するに至つた。その最も顯著なる變化は言ふまでもなく佛本國の後退と我國の躍進である。

七八
たもので實際は日本よりの輸入品として認むべき性質のものではない)之に反して佛印よりの輸入は玉蜀黍、石炭、白米、漆、生護謨、食鹽等何れも二百萬法を超え、殊に玉蜀黍は七千萬法に達して居り、その著増が注目される。

以上の内には既に同年

即ち一九四〇年に於て既に永年第一位を占めて來た佛本國への輸出は半減し、これに代り一九三九年度には僅かに七位を占むるに過ぎなかつた我國が五倍急増し一躍第一位となつた。かゝる我國の躍進は我國が佛本國に代り佛印の米、玉蜀黍、護謨等を大量輸入したことに依るものであることは論を俟たない。更に一九四一年に至つては佛本國は三九年度の一〇%に減じ我國は更に飛躍を遂げた。

一方佛印に對する我國からの輸出は輸入面の驚異的躍進に反し尙停滯的狀態を脱し切れず、未だ目覺ましい躍進を見るに至らなかつた。

併しながら佛印が日本商品に對する依存度を全面的に高めつゝあることは極めて明かであり、この事實は一九四〇年七月佛印前總督カトルの發せる左記聲明に依つても充分に窺はれる所である。

佛領印度支那經濟ニ最大ノ關係ヲ有スル穀類ニ關シテハ、我々ハ極東ニ於テ新シキ、或ハ再開セラレタル一販路、即チ日本ニ遭遇スルノ幸運ヲ有シ、日本トシテモ亦甚ダ都合好ク佛蘭西本國ニ代ハルコトヲ得タリ。
一九三九年一月ヨリ八月マデニ佛領印度支那ニ於テ一萬法ニ價スル米穀十二越ト、二千五十萬法ニ價スル玉蜀黍二萬三千越トヲ買付ケタル日本ハ、同年九月ヨリ翌年四月マデニ三億五百萬法ニ價スル米穀四萬五千越ト七千六百萬法ニ價スル玉蜀黍十一萬一

千越ヲ買付ケタリ。

此ノ日本市場ノ参加ハ特ニ佛領印度支那ノ玉蜀黍栽培事業ヲ其ノ崩壊ヨリ救ヒタリ。日本ハ今ヤ佛領印度支那ノ主要顧客トナリ、一九四〇年ノ初メ四箇月間ノ購入總額ハ三億四千八百萬法ニ達シタリ。日本ハ支那ト共ニ、穀類以外ニ東京炭ノ最大顧客ニシテ、尙東京ノ漆、鐵礦、海鹽等モ引續キ買付中ナリ。其ノ他ノ生産物ニシテ、日本ニ販路ヲ見出シ得ベキモノハ、ゴム以外ノ適當ナル例ハ、金屬亞鉛ト燐酸鹽ナリ。

金屬亞鉛ハ八年乃至十年前ハ全部日本ニ輸出セラレタリ。又燐酸鹽ハ毎年日本ニ七十乃至八十萬越輸入セラレ、且ツ老開ノ燐灰、石鐵脈ノ開發ハ佛領印度支那ヲシテ其ノ輸出ヲ可能ナラシムベシ。

然シナガラ、佛印ノ對日輸出貿易ノ發展ハ、當然日本ヨリノ輸入ノ増進ニ對應スベキモノニシテ、然シテ之レハ協調通商政策ニ依リ支持セラレザルベカラズ。

今ヤ佛本國ヨリ印度支那ヘノ供給不足ヲ告ゲントスル時ニ當リ、當植民地トシテハ、糧食ノ補給ヲ確保スルト同時ニ、其ノ商品ノ販路ヲ維持シ且ツ之レヲ擴張セシムル見地ヨリ、斷乎日本ト通商協定締結ノ舉ニ出ヅルヲ至當ナリトス。

食料生産品ニ關スル限り、日本ハ佛領印度支那ニ對シ莫大ナル供給ハ爲シ得ザルベシ、此等ノ生産品中ニハ殊ニ馬鈴薯ト茶トヲ指摘セザルベカラズ。

然シナガラ日本ガ、暫時衰退ノ佛蘭西ニ代行シ得ルハ、實ニ其ノ製造品ノ領域中ニ於テナリ。ソレ等製造品中ヨリ我々ハ綿織物、絹織物、人造絹布、硝子製品、化學製品及ビ雜貨ヲ指摘スベシ。

絹織物——佛印ニ於ケル綿布ノ供給ハ、外國品ノ輸入ニ對シ嚴格ナル割當ヲ行フコトニ依リ、佛本國ニ保留セラレタルモノニシテ、佛印輸入品ノ第一位ヲ占メ、一九三八年ニ於ケル輸入額ハ二億五千萬法ヲ示セリ。

然ルニ日本ニ於テハ紡績事業極メテ隆盛ニシテ、毎年四億圓即チ千五十億法ヲ輸出ス。此ノ輸出ノ大部分ハ英領印度及ビ蘭領印度ニ向ケラレ、此レ等兩國ノ日本綿布ノ需要ハ佛領印度支那ノ需要ト伯仲ノ間ニ在リ。

絹織物及人造絹布——佛印ニ於テハ絹織物及人造絹布ノ生産ガ發達セルニモ拘ラズ（尤モ生絲ヲ初メ原料ノ殆ンド全部ハ輸入ニ

持ツトハ云ヘ）リオン製絹布ヲ益々多量ニ輸入シ居リタリ、而シテ日本ハリオンニ代ル供給者タリ得ベシ。
陶器及硝子器——此ノ製品ノ輸入ハ一九三九年ニハ四千萬法ニ達シ、其ノ大部分ハ佛本國ヨリ輸入セラレタリ、日本ハ其ノ第二位ニ在ルモ、恐ラク著シク其ノ供給量ヲ増加スルニ至ラン。
化學製品——日本ノ化學製品ハ佛領印度支那ニ對シテモ種々ナル點ヨリ例ヘバ硫酸、鹽黃、硝酸曹達、硫酸アンモニア等ヲ供給シ得ベシ。

以上の如く日、佛印間の經濟的提携は愈々促進さるべき状態となつたが、遂に一九四一年五月日佛印間に經濟協定の成立を見るに至り爾後兩國間の貿易は、新たな基礎の上に、再發足することとなつた。今次の大東亞戦争が兩國の關係を一層緊密不可分のものたらしめたことは云ふまでもない。

第二節 日・佛印經濟協定の成立

日、佛印間の地理的接近、經濟的相互補足性にも拘らず從來の日、佛印貿易は極めて不振に止まつた。それはフランス本國が、日本と同様工業國なる爲め、特に競争相手として日本工業品の佛印進出を怖れた佛本國の貿易政策に因るものであつたことは事實である。

勿論、日佛間の關係に於ては既に一九七〇年の日佛宣言によつて、兩國民の身體及び財産の保護

に關し、相互的に最惠國待遇を約してはゐるが、これはたゞこの點に關するのみであつて、何等通商條約内容には觸れて居らず、一九一一年八月(明治四十四年)に至つて、始めて日佛間互惠的待遇を認めた通商條約が締結されたのである。然しこの條約に於ても、日本側では本土の外總べての植民地及び屬領地へ之が適用を認めたるに拘らず、佛國側では前述の如く、日本品の進出を怖れて佛印への適用を除外したのである。

斯くして日佛間に於ては、佛印に關する限り無條約状態を持續し日、佛印間の經濟的關係は何等見るべき進展もなく加ふるに一九二九年のキルシエ關稅率の設定は、特に日本商品の佛印への輸入を禁止するにも均しいものであつた爲め、兩國の接近は益々困難にならざるを得なくなつたのである。恰も日本に於ては米穀法の制定あり、これに基いて西貢米の日本輸入を禁止する等キルシエ關稅に應酬し佛印に對する貿易政策の強硬なる態度を示し、こゝに日佛印通商は永久に暗礁に乗上げるかの感があつたのである。

然るに其後佛國側の申し入れにより度々交渉を重ねた結果一九三二年五月十三日(昭和七年)日佛間に於て佛印貿易に於ける條約國並の特惠待遇を享受し得るの通商條約が成立したのである。本條

約によつて從來、高率關稅に惱まされてゐた日本の輸出貿易が若干有利となつた事は事實であるがフランスは其後に於ても關稅引上を實施し爲替低落國からの輸入品に對し、爲替補償附加税を賦し其他割當制度又は輸入許可制度を設定する等種々なる輸入制限方策を採用するに至つた爲め、流石の邦品も發達の餘地なく日本は常に片貿易の不利なる状態に置かれて來たのである。加ふるに日支事變の勃發するや、佛國は英米と結んで援蔣行爲を持續し、彼等と極東防備の作戰を共同にし、日本の東亞新秩序建設を妨害すべく、佛印に對して、日本向鐵礦及マンガン礦の輸出禁止を命じ又日本の輸出品に對しては原產地證明を要求する等、日本品の佛印への進出を防止せんとしたことは周知の事實である。しかも偶々、第二次歐洲大戰の勃發とともに輸出入全般に亘り禁止を行ひ、輸出入に對して繁雜な手續を要求するやうになつたが、獨逸に對する佛本國の慘敗は佛印狀勢を一舉に轉換せしめるの結果を招來したのである。即ち佛印の援蔣拋棄、我國の監視員派遣、皇軍の佛印平和進駐にまで發展して我國と佛印との關係は全く新たな基礎の上に再建せらるべき時機に立ち至つたのである。斯くて一昨年十月(昭和十五年)我國より松宮大使を團長とする經濟使節團を佛印現地に派遣して日、佛印相互の經濟提携の實を擧げる爲め、佛印政廳と直接具體的交渉に當らしめ

ることゝなつた。使節一行は十月二十日海防に乗込み、同月二十二日ハイノに於て佛印代表クーズン財務監察長官との第一回會談を開始したのである。

爾來二十五日、二十八日、二十九日、十一月六日と會談を開き折衝を續けたが佛印側が日本の經濟進出を極度に警戒せる爲め交渉は行惱みとなり兩國は會談を東京に移すことゝなつたのである。

日・佛印東京交渉

日、佛印通商問題に關する日佛交渉は豫備的折衝ともいふべき河内會談に引きつゞき東京において行はれることゝなり、これに出席すべき佛國代表部は、首席代表アルセーヌ、アンリー大使、佛本國より派遣された特派使節團團長ロバン名譽總督並に副團長クーズン佛印財務長官以下をもつて構成され、十二月三十日の第一回會談を皮切りに本格的討議に入つた。我方は松宮大使、齋藤南洋局長、澁澤事務總長が専ら交渉の衝に當り佛側はルネ、ロバン名譽總督が交渉の矢面に立つて數次の會談を重ね、五月六日(昭和十六年)圓滿妥結を見、居住、航海條約及び關稅、貿易、支拂の廣汎なる諸協定に正式署名調印を了するに至つたのである。

右經濟協定は

- 一、佛印に關する日、佛印間居住航海條約
- 一、日、佛印間の關稅制度、貿易及びその決済の様式に關する日、佛印協定
- 一、交換公文

を内容とするものであるが之が通條協定文は別に収録しあるも今その概貌を示せば次の如くである。

一、居住航海條約

(イ) 日、佛印間相互に入國、居住、各種課稅の賦課については内國民待遇を許與した。これは一九二七年の居住航海議定書で原則として最惠國待遇を許與することを約したに比し非常な進歩である。またこれによつて日本人が佛印において佛本國人と同様の待遇を受けるやうになつたことは日本人にとつては非常な特權と云ひ得る。

(ロ) 動産、不動産の所有および使用、商工業の經營、日、佛印双方の會社の待遇等の所謂經濟的活動に關して最惠國待遇を相互に許與することは前議定と變りない。

(ハ) 船舶については從來内國待遇又は特惠待遇を興ふることを規定せるに對し、原則として自國船待遇を規定した。即ち佛印籍船舶は夫々日本及佛印において、自國船待遇を受ける。

(ニ) 有効期間は五箇年であるが條約滿了一年前に何れか、廢棄通告をせねば條約はそのまま効力を繼續する建前となつてゐる。

一、關稅、貿易決濟に關する協定

全文三十一箇條より成り輸出入品目、數量、價格等を規定した尨大な附屬文書がある。即ち

(イ) 關稅

一、相互に最惠國待遇を約する。

二、原則として最低稅率を課する。これはさきの暫定協定が日本國產品に對し一般稅率の輕減率を認め、或は最低稅率の適用を規定してゐるのに比し格段の進歩である。

三、佛は食糧其の他必需品四十數品目に對しては全然課稅せぬ。

四、佛は日本より輸入する綿布、雜貨類百三十餘品目については現行最低稅率より更に二割乃至五割方の輕減を認める。

五、佛は四百數十品目については最低稅率の据置きを約した。即ち從來の如く佛國によつて勝手に最低稅率の引上げを行ふことが出来なくなつた。

六、日本も亦主要佛印產品五十數品目について現行の無稅特權を据置く旨保證した。

(ロ) 貿易

一、佛印より日本への輸出に對しては各品目を通じて、最少限を規定し日本より佛印への輸出については最高割當數量を決定し佛印側の確保を圖つた。しかしてこれにより、双方とも輸出入許可の義務を負ふことゝなつた。

二、佛印の對日輸出品目は米、石炭、玉蜀黍、生漆、鐵鑛、マンガン鑛、磷灰石、亞鉛、タングステン、硅砂、牛皮、鹽、松脂、胡椒等でおよそ佛印產品にして日本の必要とするものは佛國の必要量を除いては殆んど全部が優先的に日本に供給されることゝなつた。

三、日本の對佛印輸出品目は絹布、人絹、雜貨類等五百品目によつてゐる。

四、輸出入の品目及び量數は一箇年毎に協定する。

(ハ) 決濟様式

一、原則として第三國通貨(實際上は米ドル)を仲介とせず、圓とピアストルによる清算制度を採る。即ち横濱正金銀行、印度支那銀行内に夫々相手國の當座勘定を設け、双方の帳尻決済にする清算は三箇月毎に行ひ、決算尻が五百萬圓を超える毎に相手國の要求する外貨(主として米ドル)で超過金額を支拂ふ。

二、日本の買付ける佛印米の支拂ひについては佛印側は日本に一箇年の延拂ひを認めた。

三、この清算制度は日、蘭印の貿易決済が正金とジャバ銀行同志の話し合ひによることき場合と異り日佛政府の協定に基く點が特長である。

四、有効期間は昭和十八年末迄で六箇月の豫告期間で廢棄し得るが、かゝる通告なき場合は自動的に効力が繼續する。

一、條約協定以外の取極め

(イ) 日本商社の組合加入問題

從來実績あるもの數社を除いては佛印輸出入組合への日本商社加入は不可能であつたが今回原則的に數社を制限して加入が承認せらるゝこととなつた。輸入組合のメンバーになれば日

本品の輸入割當が與へられる。但し輸出組合については佛印では米その他許可制によるもの以外は輸出を統制して居らぬので輸出組合加入の問題は重要でない。

(ロ) 資本參加問題

佛印に置ける鑛業、電氣、電燈、交通等の利權に日本資本が參加することは從來阻止されてゐたが今回はこれを改善して日本の企業參加を正式に認め、その形式は合辦と云ふことになつた。

(ハ) 日本人學校の開設

日本人子弟教育の爲め國民學校の開設が認められた。

(ニ) 定期經濟會議

今後の日、佛印間一般經濟問題の諮問機關として定期經濟會議を開催することとした。同會議には双方の民間代表者を入れ官民合同の下に開發、鐵道企業資本投下等の根本的問題につき審議し、或は政府の諮問に應じ或は政府に參考意見を具陳する道を拓いた。

以上によつて明らかなる如く、今回の日、佛印經濟協定は從來日本にとり不利であつた點を補つ

て餘りあるもので、その廣汎にして内容充實せる點においては勿論、我國が曾つて外國と締結した通商協定中その比を見ざるの浩瀚なる協定である點に於ても亦記録的なものである。

第三節 貿易政策の轉換と南方地域の動向

第二次歐洲大戰の長期化とこれに伴ふ世界各國の二大交戰國家群への分裂、對立、三國同盟の締結等に依つて我國の輸出入貿易の環境は質的な變化を示して來た、加之我帝國の至上命題である大東亞共榮圈確立の緊急なる事は必然的に從來の輸出振興外貨獲得第一主義的貿易政策の再檢討を餘儀なくせしめた結果、輸出入貿易の綜合計畫化に基く必需物資の輸入確保といふ點に重點が置かれた。即ち英米の對日經濟攻勢に依り日、滿、支、佛印及泰を打つて一丸とする自給自足の經濟を確立する事である。

元來佛印始め南方地域は英、米、佛の植民地的傾向にあり、換言せば之等歐米諸國に對する原料供給地としての地位にあつた爲、我國との貿易關係も絶えず低い地位にあつた事は否めない事實であり、之が詳細に互つては上述せるところである。然るに第二次歐洲戰爭の擴大化に伴ひ、南方地

域に於ける狀勢は變化し、就中、佛印に於ては佛本國の敗退に依り諸般の事情は急角度に變化した。加ふるに、英米兩國の我が國に對する經濟的壓迫は事毎に我方の企圖する東亞共榮圈の確立を防碍し、之が敵性化は凡ゆる部面に露骨に表はれて來たのであるが、我國の東亞に於ける地位を認識せる南方地域は從來の歐米依存より東亞依存へと逐次移行するに至り、かかる事情は單に佛印のみに限らず他の南方諸地域にも共通の概念となつて來たのである。かかる機運は恰も我國の歐米依存から脱却し東亞共榮圈を確立せんとする時機と合致し、相互に物資の交流を計畫化し、所謂有無相通の機運が濃厚になつて來たのである。偶々我國の斡旋に依り泰、佛印國境紛争の調停成立するや、引續き日、佛印經濟協定の交渉着々と進捗し前述の如く昭和十六年五月六日其の圓滿妥結を見たる結果、佛印に關する限り、大東亞共榮圈の一環として新なる發足をなす事となつたのである。

第四節 南方地域に對する輸出調整方策

かくて大東亞共榮圈内に於ける物資を確保し我が國策を遂行する爲には積極的な外交交渉の先

行を必要とするのである。特に佛印に對しては我國の泰、佛印國境紛争の調停に次ぐ日、佛印經濟協定後の對佛印貿易の圓滑を期する必要あり、加之共榮圈内部に於ける有無相通の關係を持続する爲には從來の自由主義的な取引形態に於ては不可能である。特に貿易業者の獨自的立場に於て不統一なる取引をなすことは市場の健全なる發達を阻止するものであり、國家目的遂行上妥當ならざるを以つて當然之が再検討の必要を生じ、遂に昭和十五年十二月二十九日商工省令第百十五號「南洋ニ對スル貿易ニ關スル件」が制定せられ、翌一月十五日より施行せられたのである。同時に本令の施行地域として佛印が指定せられたのである（昭和十五年十二月二十九日商工省告示第八百九十八號）が更に一月十五日商工省告示第十一號を以て本令第一條の規定に基き指定輸出品及輸出調整機關が指定せられたのである。（附録參照）

かくして佛印向輸出は輸出調整機關の統制を受ける事となつたのであるが、更にこの指定輸出品及輸出調整機關は本年七月十一日の告示改正（商工省告示第六百七號）に依り相當の追加變更を見て現在に至つてゐる。

（一）南洋貿易會の設立

上述の如く南洋貿易調整令に於ては、第一次的直接の輸出入調整機關として、輸出部門に於ては商品別の輸出統制會社及各商品別輸出組合等を指定し、又輸入部門に於ては商品別の輸入統制會社商品別輸入組合及商品別配給機關等が指定されてゐる。かくの如く輸出入の調整には商品別に輸出入調整機關を採用したる結果かゝる多數の調整機關が個々に夫々の目的に向つて活動する事も勿論可能ではあるが此等の機關を統一的に連繫せしめる方が南洋貿易の計畫的遂行上より能率的である事は勿論である、即ち今後増大を期待される南方貿易に關する實行計畫の設定及其の遂行、南洋貿易の振興及調整方策の決定等各種の施策を強力に且つ迅速に遂行せしめる爲、四月十七日南洋貿易會が設定せられたのである。而して南洋貿易會は所謂經濟新體制に謂ふ指導者原理を基調としたる實踐的統制團體であつて貿易統制令の魁をなすものである。

しかし乍ら南洋貿易會は南洋貿易に對する中樞機關ではあるが、法人格が附與されてゐない爲、其の構成要素である各調整機關に對する統制力は只政府の行政的措置に依存するの外なき状態であ

つたので七月十二日附、政府は右省令を改正し南洋貿易會をして輸出及輸入の調整機關を指定せしめるの權限を與へたのである。

斯の如くして南洋貿易會は南洋貿易に關する各般施策を一元的に措置し得る中樞機關となり日、佛印經濟協定の成立と相俟つて戰時貿易の計畫化に發足したのである。

(二) 代行商社の指定

日、佛印經濟協定に伴ひ我が國と、佛印との貿易關係は急速に増進される事になつたが從來の如く、輸出業者の濫賣、不當競争があつては南洋貿易會の企圖も水泡に歸する虞れあるを以て商工省を始め南洋貿易會に於ては之が對策を考究の結果、昭和十六年五月九日南洋貿易會評議員會に於て重要商品に付ては輸出代行制を採用する事となり翌六月二十七日各商品別の代行商社を決定する運びとなつた。之に依ると綿絲布十九社、毛絲五社、毛織物七社、人絹織絲十社、人絹織物十二社、スフ織物四社、罐詰二社、白色セメント一社、タイル一社、染料五社、工業藥品六社、玉葱、馬鈴薯八社、砂糖練乳四社、爆發物二社、薄荷油四社、スフ絲八社、タイヤ及チューブの三社等合計百

一社となる。右の中には二つ以上の商品指定を獲得した重複會社があるから結局九十五社の獨立商社となるわけである。

即ち各代行會社の指定に依り、佛印向輸出の有資格者は雜品を除いて之等代行商社に限られる事となつたわけである。

斯くて貿易新體制下に代行商社に指定せられた者は次の如き義務を負ふわけである。

- 一、代行者は原則として計畫貿易達成の責任者として、一定の義務輸出數量を負ふと共に右數量の確保に必要な方法を講ずる事
- 二、代行者は不良品の輸出防止、品質の向上に務め其の責に任ずる事
- 三、代行者は相互に緊密なる協力の下に協定したる價格其の他の取引條件の確保に務むる事
- 四、統制を亂し又は不良品の輸出をなし其の他代行者として不適當と認めらるゝに至りたる者に對しては直ちに代行者たる資格の取消其の他必要なる制裁をなす事
- 五、代行者たる期間は原則として一箇年とし再指名する事を妨げざる事

(三) 纖維製品に對する指定商制度

右代行商社は主要輸出品取扱業者であるが代行制を採用せざる其の他商品に付ては

- 一、各輸出調整機關をして嚴重なる價格統制を實施せしめる事
- 二、調整機關は價格統制實施の圓滑を期する爲、業界専門家の意見を徴する等適當なる方法を講ずる事(例へば價格審査委員會の設置等)
- 三、價格統制に付ては佛印に於ける市場價格を基準として決定する事
- 尙右價格決定困難なる場合は輸出の際適當なる調整料を徴收し各機關は、南洋貿易會の爲に之を積立つること
- 四、輸出數量の統制を要するものに付ては申請割當の方法に依り割當を受けたる量に關しては各業者をして適當なる方法に依り責任を負はしむること
- 五、輸出品の品質に關しては價格と睨み合せ、各機關に於て統制し不良品の防止及品質の向上に付其責に任ずること

以上の要項に基き夫々の調整機關をして嚴重なる指揮監督の下に輸出統制を實施せしめる事となつたのである。従つて弊社に於ては右決定事項を骨子として、佛印に對する輸出調整方法を業務委員會に諮問し數次に亘り審議せる結果、「南洋ニ對スル貿易調整ニ關スル件」第二條の規定に依り「佛領印度支那向指定輸出品買受及販賣規程」を制定し、同規定に基き佛印の輸出調整を爲す事になつたのである。

左に之が具體的調整方法を擧げるならば

- 一、指定商制度を採用すること
- 指定商は各商品別業務委員會に諮問し、可及的多數に且左記條件を具備したる輸出商の中より選定せられたのである。
- イ、第三國向輸出の大實績を有する者
- ロ、南洋地區に對し輸出實績を有し實情を認識せる者
- ハ、當該商品に關し専門的智識を有する所謂專業者
- 尙指定商となつた者は上述の代行者と同様の義務を負ふわけである。因みに各商品別指定商の

數は左の如くである。

1	タオル、毛布、敷布	十名	5	敷物	三名
2	莫大小	十名	6	帽子	九名
3	雜品	五名	7	布帛	十九名
4	加工絲	十名	8	漁網	五名

二、佛印に對し弊社の取扱品として指定せられたる商品の佛印に於ける実績は花苳を除き皆無の現状なるを以て特に指定商制度を採用したのであるから、之等指定商に對する第一回割當は原則として當該期に於ける協定量を均分に割當てる事になつたのである。

三、保證金の供託

前述の如く指定商は業界に於ける真に貿易國策に協力し得る者を選定したのではあるが、特に協定量を確實に輸出せしむる爲めにはこれが方法として或一定の責任を負はしむべく、割當數量により算出したる割當價額の一割五分に相當する金額を保證金として供託せしめたのである、従つて輸出責任量を輸出し得ない時はそれに該當する保證金は沒收せられる事となるのである。

ある。

四、輸出調整金は南洋貿易會の指示に従ひ徴收する事となり、之の率及額に付ては業務委員會に諮問して決定する事になつたのである。

斯くて弊社に於ては昭和十六年七月二十二日商工大臣に依る前記佛印向規程の承認と共に佛印に對する輸出調整の實踐に入つたのである。

次に輸入物資についても輸出部門と同様、輸入代行制が實施せられ一品種毎に數社を指定せられたが、輸入代行者が斯く一品種、數社に限定せられた事は一層貿易統制の強化を物語るものとして刮目に値する。

斯くて佛印貿易は輸出入ともに、完全なる統制機構が確立され、典型的な計畫貿易が實施される事になつたのである。

第五節 對佛印貿易の現状

日・佛印經濟協定の成立は、佛印に對する輸出調整方法の決定と相俟つて、對佛印貿易を形式的

には一應軌道に乗せたことにはなるが佛印は屢説の如く、フランス本國の政策により、我が商品の販賣市場としては、所謂處女地に等しき地域であり、加之佛印側の態度にも後述の如く釋然たらざる點もあり現實の問題として對佛印貿易の將來は一層の努力を要すべき状態である。この間の事情を知る一端として、試みに昭和十六年第四期に於ける弊社關係取扱品の受注状況を見るに協定數量を超過して注文を受けたものとしては綿ブランケット、綿布帛、花筵、ゴム紐類にして、約半數の受注をなしたるものは小賣用綿撚絲、純なる及交織の羊毛布帛及同製品の二品種に過ぎず、其の他メリヤス、レーヨン布帛、帽子帽體等は尙一層少量であり、漁網に至つては受注皆無の有様であつた。これを弊社關係品の協定總數量に就て見るも受注量は三四%、其の輸出状況に至つては僅に一四%程度に過ぎない有様である。

斯の如き取引状況の微々たる直接の原因については、次ぎの如く弊社現地駐在員よりの調査報告によつてその一斑を知ることが出来る。

1 佛印當局の協定輸入數量割當の件

日・佛印協定に依り佛印に輸入せらるべき協定數量は、周知の如く佛人輸入組合員に $\frac{2}{3}$ 、邦人

のそれに對しては $\frac{1}{3}$ となり、之等は一應條約の上に於ては確定してゐるものであるけれども事實上、實行の點に於ては邦人の輸入ライセンスの取得には事毎に理窟を附し容易に許可せざる事情に在る爲め商談の機會を逸し折角當地輸入組合に加入し居り乍ら、其の業務を殆ど停止してゐるものも尠からずこれが實例を示せば次の如くである。

イ、佛印當局は輸入ライセンスを許容するに先立ち、總領事館に對し、邦人側に於て協定品目全般に對する品種別、商社別、割當豫想數量の提出を求め、提出なきものに付ては許可をしない旨の通牒を出したる事は、明かに事前に於て個々の輸入業者の取扱量を決定する事に依り其の活動を極度に窮屈ならしめ、其の活潑なる商取引を阻害せんとする意圖に出づるは明瞭である。

ロ、佛人竝に佛印當局の敵性行爲

皇軍進駐以來稍々緩和されたりと雖も現在に於ても尙、在留邦人の日常生活其の他の行爲に付ては常に監視の眼を怠らず、邦人の自由なる營業、交通、連絡等を制限しつゝある現状である。要之佛人特有の陰險なる殖民地政策の結果に外ならぬ。(此の點については特に大東亞戰爭に於ける皇軍の

赫々たる戦果を見るに至り、其後大に親日的態度に變りつゝある様子である。）

1011

2、爲替協定に依る決済の件

日、佛印經濟協定に基く貿易決済の細目に關しては其の後兩者に於て協議の結果、圓竝にピアストルに依る清算制度とし正金と印度支那兩銀行に双方の當座勘定を設け相談決済方法を採用する事になつて居り、佛印側に於ける爲替決済はこの協定に基き當然ピアストルにて決済せらるべきにも拘らず、佛人大商社を中心として殆んど圓小切手にて支拂をなし、正金銀行のピアストル貨の取得を妨害し、恬然として恥ぢないのである。

3、日、佛印貿易に於ては「C」付取引を絶対條件とするにも拘らず之に對しては輸入業者竝に佛印銀行が申合をなし「C」の發行をなさず飽くまでも日貨排斥の舉に出でる。

4、佛印當局の物價政策の件

佛印當局は卸賣價格と輸入價格との率を價格統制令に依り嚴格に規定するに至つたことは、佛人輸入業者が日本内地取引先の事情比較的不案内に依て、邦人仲介の要ある場合、佛人より邦人商社に輸入仲介口錢の支拂に際し、右法令によつて制約されることとなり、その結果取得すべき口

錢の減少を來す事となつた。

5、日、佛印協定品目以外は如何なる事情あるも輸入許可を與へない。

以上之を要約すれば佛印當局が本國敗退の今日に於ても尙且、英米依存から抜け切らず且つ日本の東亞に於ける地位を過小評價すると共に其の有する傳統的植民地政策たる排他性を拋棄し得ざる點にあると云へる。

以上は佛印側より見たる現状につき述べた所であるが、之を日本側より見て日・佛印協定の實施第一年度の結果に付き尙考究すべき餘地なきや一瞥する必要がある。即ち

一、在佛印邦人輸入同業組合と其の運用

現地に於ける邦人輸入同業會の構成については、既述の如くであるが該輸入同業會は結成に日尙淺く加之日・佛印經濟關係の不安定は其の運用に關し所期の目的を達成する事能はず種々改善策が講究されてゐる現狀である。

即ち例へば弊社取扱品の如きは佛印輸入組合の第一部に屬し、この内許容さるべき輸入ライセンスの或商社に於ては、全然取扱はないものもあり加之ライセンスの讓渡は認められない状態にあ

るを以つて、或るライセンスを有せざる輸入業者は経験ある者の仲介に依りC・I・F買を爲すべきか或は割當を抛棄せざるを得ない状態となる爲、豫め取扱ふべき商品を基準として各商品別に部會を設立し取引の圓滑及び輸入ライセンスの完全なる使用を期す必要を痛感するのである。

二、在佛印邦人商社と内地に於ける指定商との連繫

前記邦人同業會の改善と關聯して内地に於ける指定商制度の資格決定に付て、再検討を爲し現地の實狀に合致した方法を採用すると共に、現地邦人輸入同業會員との連繫をより一層緊密ならしめ、與へられたる協定數量の輸入に最善の努力をなす事が刻下の最大急務なりと思はれるのである。

以上の如く彼我双方に於て日・佛印經濟協定の經營上夫々の缺陷を有してゐることになるのであるが、之を要約すれば弊社駐在員も報告せる如く佛印側に於ては傳統的植民政策を抛棄して排日的感情を完全に清算し、凡ゆる施策に於て東亞新秩序建設の大業に参加すべきであり、又日本側に於ても佛印の特殊の事情を認識し、所謂東亞共榮圏に於ける指導者たるの地位に鑑み、佛印に對する政治的、經濟指導方策を確立する事であり、特に各調整機關に依り指定せられた輸出商は從來の個

人的行動を中止し飽くまでも、國家目的遂行の一員として國策に協力する事が要請せられるのである。

第六節 佛印市場に於ける纖維製品需要狀況

以上によつて明らかなる如く、對佛印貿易の現段階に於ては、尙種々なる惡條件の錯綜せるを見るのであるが之等も大東亞共榮圏建設の作戦進展と共に、やがて解決され得べく其の曉に於ては、東亞共榮圏内に於ける自給自足體制の完備による佛印の主要物資提供に呼應し、當然我方よりも佛印の要望せる物資を輸送せねばならぬ。かかる場合に於ては當局も言明せる如く、弊社取扱の纖維製品は主要なる佛印向輸出品としての地位を占める事になるであらう。

今現地よりの通信に基き佛印市場に於ける之等商品の需要概況を述べれば左の如くである。

1. 綿メリヤス及同製品

大衆向品は現地製のもの多く、我方よりの輸出は大して期待を掛ける事は出來ないが三十番手以上のものに付ては從來上海、香港方面より輸入して居たのが現在輸入杜絶の状態であるから、此

の種優良品に力を注ぐ事が必要である。特にメリヤス肌衣の内人絹製のものについては、婦人シユミーズに全力を盡し、型、仕立等は歐洲向のものに基準を取り研究する事が緊要である。

尙佛印に於ける物價は、物資の缺乏と共に漸次昂騰の一路を辿つてゐるから輸出調整金等を考慮し、晒糊付ランニング、シルケット晒長靴下、ソクレット等が有望である。この他鹿の子織折襟カッター(輸入品)等も相當高價に販賣せられ居る状態よりして、三〇、四〇兩面の生地を以つて製したのものにより當地に於ける需要の程度を諮す要ありと思はれる。

2. タオル及同製品

メリヤス同様安物に在つては大抵現地製のもの幅を利かしてゐるから上物紋織タオル、タオルビジャマ及ビジャマ生地のタオル地等に對し研究する事が得策である。尙柄は草花、鳥等のものが多く販賣せられてゐる。

3. 毛布

綿製下級品は佛印に於て相當量製造せられ居る状態であるから、現地の原材料の關係に依り將來値段の昂騰を見る時は別であるが内地品は到底競争困難である。

従つて上海方面より輸入せられてゐた綿製上級品は其の輸入杜絶に依り特に重點を置く必要があると思はれる。

4. 布帛製品

(イ) 捺染ビジャマ

柄は輸出品と大體同一で色は主として青、茶に限られ、これまでは上海方面から輸入してゐたものであるから現地に於ける小賣値の漸騰に伴ひ、輸入價格も内地の市場價格を以つて充分に輸出し得る可能性あるものと思はれる。小賣價格は大體八・八〇比弗であるが其の後二割方騰貴してゐる。

(ロ) ポブ級ジャンパー、及半パンツ

南佛印等に於ては氣候の關係上相當の需要あるものと思はれる。

主として生地を仕入れシヨロン市に於て加工して居るが小賣價格は五・〇〇比弗前後である。

(ハ) 子供服

ジャンパー、半パンツと同様生地を仕入れて加工するもので小賣價格は其の後騰貴し五・〇〇

比弗見當である。子供服としては女兒用よりは寧ろ男兒用セーラー服（生地は上衣ポプリン晒又はクリーム、ズボンにはDポプ程度の厚きもの、紺又は水色のものの方が賣行がよい）。

(ニ) ポプリン晒半シャツ折襟半袖

この級のもは捺染織込のもの相當あるが、全部生地を上海方面より輸入しシヨロン市に於て加工し、南部地方に小口卸賣をなすも特に佛印の傾向として既製品の高級なるものを輸入せず生地儘にて輸入し、自己の勞力と手數を掛け安價に然も身に合ふものを作り得る譯であるからこの點を考慮に入れて置く必要がある。従つて既製服類の輸出には相當の困難を伴ふものと云ふべきである。

(ホ) 其他手巾、縐帶等綿布帛は相當賣行が良好であるから、價格其他に注意するならばより以上の期待を掛け得られるであらう。

特にハンカチーフは在佛印邦人輸入同業會員としては其の取扱に自信を有してゐるものゝ如く大量の取引を期待し得るのである。

尙テーブルカバー、テーブルセンター等は無地布帛の上に手刺繡を施したるもの相當賣行あり

特に意匠を凝らし且、安價に提供されてゐる現状にては内地よりの輸出は相當の困難を伴ふかと考へられる。

従つて之等に對抗する爲には結局無地染又は柄捺染のものを以つてする以外途なきと信ずる。

(ヘ) 龜甲紗蚊帳地

一年中を通じて蚊帳を使用する佛印に於ては蚊帳地としての龜甲紗の需要は莫大である。従つて邦人輸入業者もこの方面には特に力を注ぎつゝある状態で、從來の上海、香港方面よりの輸入は杜絶して居り此の點を考慮し、指定商は輸入業者と緊密なる連絡をなし見本等を送附する事が肝要である。

右の如き状態なるを以つて布帛製品の輸出に付ては指定商に於ても極力佛印の事情に精通すると共に、輸入業者との連絡を密にし、以つて佛印在住民の嗜好に適する製品又は生地は輸出に全力を盡すべきであり指定商は國策遂行の爲には少々の犠牲は之を覺悟してやるべきであらう

5. 帽子

佛印に於て販賣せられる帽子の大部分は、晒クリーム及綠色のヘルメット帽子でこの外バナマ帽

子の代用として布帛製帽子が相當の賣行あるに鑑み、之等の事情を考慮して指定商は輸入業者に見本等を送付する事が必要である。尙この種商品に限らず折角送付の見本にても荷造不完全なるためその型も崩れ商品の有する價値の半分も表現されて居ない點多々見受けられることは遺憾である(ハノイ見本市にて所見)この點荷造包装にも充分の留意を要する。

6. 雜品

佛印に於ては人絹、ゴム紐の賣行が多く、近時わか國からも相當輸出されてゐる。之は内地に於ける當該商品の輸出價格が佛印に於ける市場價格に比較して廉價なることによるのである。

7. 漁網

受注狀況の極めて悪い漁網は大體河川沿岸の小漁業には一般にコ、アの纖維を細かに裂きて之を紡ぎ漆を塗布して漁網とし、或はラミーの輸入をなし之を加工して漁網に仕上げる等至極家内工業的のものが多い結果、漁網其のものよりも漁網絲の遠洋漁業用を對象とせるものに重點を置く方が得策と思はれる。

此の外敷物(花莖)は弊社關係商品中で唯一の實績を有するものであるから省略する事にする。

以上佛印に於て要求する弊社關係商品の概況に付て述べたのであるが、尙佛印に於ける物價については戦争に對する懸念増大と佛本國、米國等よりの輸入杜絶並に前記諸事情による邦品の佛印市場進出のテンボの鈍さ等に關聯して一般輸入品、物價上昇の速度は可成り早く、左記の物價指數を見るところの概況を察知し得るであらう。

尙目下佛印への物資供給者は日本並に上海であり、殊に上海よりの輸入品の勢力は侮り難きものがあり、之が又物價の動きに大きな影響を與へて居ることは見逃せぬ事實である。

佛印に於ける物價指數

年 度	一般物價	食料品	其他ノモノ	植民地ニ於テ産出スル物	輸入品
1925	100	100	100	100	100
1926	98	100	69	100	96
1927	109	114	105	105	114
1928	111	118	104	112	110
1929	116	126	108	116	117
1930	116	122	111	110	125
1931	98	97	99	86	115
1932	88	90	88	77	106
1933	80	78	81	66	99
1934	73	70	75	59	94
1935	71	69	73	60	89
1936	74	73	75	65	89
1937	100	97	103	85	123
1938	116	120	112	100	140
1939	123	117	128	100	158
1940	158	146	168	115	223

本物價指數は1925年を基準(100)とせるものなり。

かゝる時機に於て指定商は在佛印輸入業者と一層連繫を緊密にし、其の個人的立場を離脱して國

策に協力し、東亞共榮圏内に於ける自給自足の經濟體制確立に盡力する事が要請せられるのである。

第七節 對佛印纖維製品輸出振興對策

日、佛印經濟協定成立後に於ても佛印の事情は既述の如く我方にとり猶樂觀を許さないものがあつたがそれにも係らず、其後の客觀的諸狀勢は佛印貿易の對日依存度を益々高めしむるに至つた。かくして日、佛印貿易は必然的に飛躍發展を約束される状態となつたが弊社はかゝる機運に即應し取扱品の對佛印輸出を促進するため左記の如き諸對策を採用した。

一、輸出調整金の引下

現地駐在員よりの通信によれば人絹メリヤス製品については輸入税、消費税合計九〇パーセントであり、人絹絲は無税の爲、土產品に比しても税金だけ割高となるを以つて輸出調整金を從來の二割五分より五分に引下げたのである。その他加工絲に付ても他商品との比率を考慮し二割五分より二割に引下げる等佛印に對する輸出促進策を講じたのである。

二、昭和十六年十一月十日現在に於ける臨時措置

現地よりの報告もあり上述の如く極めて不利の客觀狀勢よりして、當初の輸出調整方法を以つてしては到底協定數量の輸出を完遂する事は不可能なるを以つて十一月十日現在に於て左の臨時措置を講ずる事としたのである。

(1) 昭和十六年十一月十日現在迄に佛印よりの輸出注文に基き弊社と賣買契約成立せる數量を當初の割當數量より控除し、殘數量にして年内に輸出確立なるものに付ては其の割當を有する當該指定輸出商の責任に於て之が割當を留保するものとす。

此の場合所定の期間内に輸出せざりし數量に對しては右に該當する保證金は沒收するものとす
(2) 右以外の殘數量は一應會社に割當返還を爲さしめ、之に該當する保證金は指定輸出商に返還するものとす。

(3) 返還を受けたる數量は日・佛印協定輸入割當制度の定むる所に從ひ、其の部門の全指定輸出商に佛印よりの輸出注文に基く申請に依り割當を爲す事とす。
右割當に對しては所定の保證金を一定期間内に供託せしむるものとす。

(4) 此の場合、輸出口錢が五分を越ゆる時は、一應其の超過金額を本會社に納入せしめ、適當

なる時期に於て其の半額を指定輸出商に返還するものとす。

二、指定輸出商にして自己の割當數量及申請割當數量以上に輸入ライセンスを取得したる者より注文を受けたる場合に在りては之に對し別個に考慮するものとす。

右の措置に基き佛印に對する輸出促進を期待する所大であつたが昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發を見るや、四圍の狀態變化に對處して同月下旬左の如く更に臨時措置を採る事になつたのである。

昭和十六年度に於ける輸出殘量に對する措置

(イ) 年内に輸出確實なるものとして、指定商に保留せられたる割當量にして未だ本會社と賣買契約の締結を爲さざるものは本年十二月末日迄に右契約の締結を爲すこと

(ロ) 年内に輸出不可能となりたるものに對しては、昭和十七年二月末日迄に販賣證明申請の手續を了する事

(ハ) 販賣證明書の交付を受けたるときは最近便船に依り輸出の事

次いで昭和十七年度に入るや左の如く、佛印に對する萬般の具體策を樹立したのである。

(イ) 協定數量の内九割を全指定商に、佛印よりの輸出注文に基く申請に依り割當を爲すものとす。

但し當該指定商の所屬する輸出組合の取扱商品に限る事

右割當に對しては所定の保證金を一定期間内に供託せしむる事

(ロ) 此の場合、輸出口錢が五分を超ゆる時は一應其の超過金額を本會社に納入せしめ、適當なる時期に於て其の半額を指定商に返還する事

(ハ) 指定商にして輸入ライセンスを取得した者より注文を受けたる場合に在りては計畫數量を超ゆるものと雖も之が割當をなす事

以上の如く昭和十六年第四期分に付ては本年二月末日まで其の輸出期限を延長し、尙輸出口錢五分と限定せることは商談の機を逸する場合が多いので之の點五分以上の口錢を認め、極力協定數量の輸出を慫慂する方策を採つたのである。

斯くて内地に於て、其の許され得る範圍内の佛印輸出促進策を種々考究したのであるが結局、現地の事情に通ぜぬ指定商は事毎に不利の條件下に置かれる事になるその實情を調査すべく、特に全

指定商の代表者として市況調査員を派遣する事になつたのである。

即ち、タオル、毛布、敷布、敷物、布帛絹及人絹、布帛綿、漁網、雜品、加工絲及帽子各商品部門より其の指定商代表者として各一名宛、計九名を南洋貿易會に推薦し、其の許可を得て佛印に渡航せしむる事に決定したのである。

然るに大東亞戰爭の勃發に依り便船なき爲そのまゝ現在に至つてゐる状態であるが、之等の代表者が眞に國家的見地に於て其の有する専門的見地より佛印に於ける諸般の事情を調査するに於ては對佛印貿易に付相當裨益する所あるを確信するのである。

第八節 日本貿易會の設立と其の任務

前述の如く米英に依る對日資産凍結後に於ける第三國向貿易の根本的轉換は貿易業の整備再編成を要請し、大東亞戰爭は英米の對日敵性の粉碎であり、同時に東亞共榮圈確立に對する日本の決意と其の嚮ふ所を世界に宣明したものである。

斯る時綜合的計畫經濟の一部門として、物動計畫に基く本邦貿易の基調は、滿、關、支、佛印及

泰並に逐次擴大せらるべき南方占領地域内に於ける物資交流を圓滑に爲し、以つて今後の長期戦に備ふるに在る。従つて之等南方地域よりの主要物資の獲得、或は之等諸地方に對する開發資材、生活必需物資等の供給は之を計畫的に且強力迅速になす必要あり、此の時に當り政府は昭和十六年十二月二十四日附を以つて重要産業團體令に基く貿易統制會の設立命令を發し、昭和十七年二月十日までに之を成立せしむる事になつたのである。茲に於て從來南洋地方に對し統制の衝に當つてゐた前記南洋貿易會は發展的解消をなしこの貿易統制會に吸収せられる事になつたのであるが今、統制會設立要綱の概要を掲ぐれば左の如くである。

一、目的

本會は「經濟新體制確立要綱」の趣旨に基き本邦貿易の綜合的統制運營を圖り且貿易に關する國策の立案及遂行に協力する事を目的とする事

二、名稱

本會は日本貿易會と稱する事

三、組織

本會は左に掲ぐる者にして商工大臣の指定してゐる者を以つて之を組織する事

- (イ) 輸出統制會社
- (ロ) 輸入統制會社
- (ハ) 貿易組合及貿易組合聯合會
- (ニ) 輸出又は輸入の統制を爲す團體
- (ホ) 重要貿易業者

四、事業

本會は其の目的を達する爲左の事業を行ふ事

1. 貿易に關する政府の計畫に對する參畫に關する事項
2. 貿易の實行計畫の設定及遂行に關する事項
3. 貿易の振興及調整方策の決定に關する事項
4. 貿易業の整備に關する事項
5. 貿易に關する調査及研究に關する事項

6. 貿易に關する施設に關する事項
7. 其の他本會の目的達成に必要な事項

五、役員

- 會長 一名
- 理事 若干名
- 監事 若干名
- 評議員 若干名 (内若干名を常任と爲すことを得ること)

六、事務局

▲總務局

總務部(秘書課、庶務課、經理課、監査課)

施設部(内國課、外國課)

情報部

▲企畫局

企畫部(庶務課、計畫課、調査課)

西亞部

アメリカ部

歐亞部

▲東亞局

第一部(庶務課、計畫調査課、特別會計課、運輸課)

第二部(輸出纖維課、輸出機械金屬課、輸出農水産課、輸出化學製品課、輸出雜貨課)

第三部(輸入第一課、輸入第二課)

▲南洋局

第一部(庶務課、計畫課、運輸課)

第二部(佛印課、泰國課)

第三部(第一課(マレー、蘭印)、第二課(フィリッピン、ボルネオ)、第三課(濠洲其他))

▲關西支部

- ▲西貢支部(河内出張所)
- ▲盤谷支部
- 七、其他

外地との連絡を緊密ならしむる爲適當なる方法を講ずること

かくて東亞共榮圈確立に對する諸方策は國策の命する所に従ひ統制令に依り一層有機的計畫的に運営實踐せられる事となるであらう。

第九節 結 語

東亞共榮圈確立への聖戰進捗に伴ひ、我國貿易政策の轉換は必然的に貿易業の整備再編成を必要とし、日本貿易會の設立と相俟つて綜合的貿易計畫の完成は、圓域及泰・佛印並に南方占領地域との物資交流の基礎を確保し以て長期交戦を持續し得べき自給自足經濟の態勢を整備するに至つた。

斯る狀態下に於て爾後佛印に對して執らるべき計畫貿易の實踐化は政治的、經濟的に佛印をして完全に東亞共榮圈傘下に投ぜしむることになるであらうが、かゝる上は日本が從來佛印に於て經濟

的に不利なりし關稅率の撤廢、輸入割當の増大、輸入手續の簡易化等を招來し、加ふるに大東亞戰爭の赫々たる戦果は之が遂行に一大拍車を加ふる事であらう。

然し乍ら右の如き諸問題が解決を見るにしても、佛印に於ける資源を共榮圈相互間に如何に流通せしめるか、之に對する具體的方策は今後に残された重要問題である。即ち第一は佛印の有する石炭、米、玉蜀黍、セメント、鹽、ゴム、木材等の輸送方法であり之に伴ふ船腹の不足を如何なる方法に依り補足するかであり、第二の問題は日・佛印經濟協定の飛躍的改訂であつて之は對佛印輸出調整方法の再検討を意味する。日・佛印經濟協定締結以來一箇年の貴重なる經驗を基礎として如何なる點、如何なる方法を要請するかその一端を例示して一示唆としたい。

一 同一稅番内に於ける協定數量の交流

佛印當局の邦人に對する輸入ライセンスの下附狀況は既述の通りであるが、當社取扱商品に付て見るも同一稅番内に於ける或種のものには當社の輸出割當量を超過して輸入ライセンスを下附されて居るものもある。例へば邦人輸入業者の中にはメリヤスに付當社の割當數量以上に輸入ライセンスを收得して居る者もあるので之等現地の諸事情を考慮し内地に於ても同一稅番内に於ける商品は其

の協定數量を相互に交流せしめるの必要性が生じて來る。

かくて佛印の期待する商品と當方より供給し得る商品の圓滑なる交流を期待し得るのである。尙更に我々の希望する所は右の問題より日・佛印間の物資交流を圓滑ならしむる爲に佛印稅番を本邦稅番に歸一せしむることである。

二 佛印に於ける物資統制令(一九四一年十一月五日附)を廢止する事

既述の如く佛印當局は昨年十一月五日附官報を以て國內に於ける卸賣及小賣價格の最高値を決定發表した爲め

イ、輸入業者の口錢率が限定される事

ロ、CIF 値段の高低に依り口錢率が變動する事

ハ、同一製品が短期間に大變動をする場合佛印市場を混亂に陥れる事

以上の如き弊害あるを以つて之が撤廢せらるべきであるが、右の國內物價の改訂と相俟つて現在の調整金の賦課方法をも再検討する必要がある。

三 指定商制度の再検討

佛印に對する輸出実績は既述の如く花筵を除き皆無の状態なるを以つて指定輸出商制度の採用を見たるも東亞共榮圏内に於ける自給自足體制の確立は必然的に貿易業整備再編成を促進せしめたる結果左記諸點を考慮し現行の指定輸出商制度の再検討を爲す要ありと思はれる。

- 1 貿易業の整備に關聯し弊社と取引資格を有する者にして眞に貿易國策に寄與し得る輸出業者
- 2 現地邦人竝に佛人輸入業者と緊密なる連繫を持つ輸出業者
- 3 取扱商品に付き豊富なる經驗と専門的智識を有する輸出業者

第三は南方地域に對する戰果の擴大と共に、永年フランス本國の桎梏下に喘いでゐた佛印原住民たる安南人等をして其の民族意識を覺醒せしめ、東亞共榮圏建設に對する要請に決然協力せしめる様指導する事である。

以上の諸方策は一面戰闘、一面建設に呼應し佛印當局竝びに在住民をして東亞共榮圏の確立、換言せば世界新秩序建設の大事業に協力して其の有する資源を相互に交流せしめ、以て所期の目的を完遂するに至つてこそ佛印貿易の將來は飛躍的發展を遂げ得るものと云ふべきであらう。(丁)

附 錄

(一) 南洋ニ對スル貿易調整令ニ關スル件 (實一五、一二、二七)

大東亞共榮圈確立ノ國策ニ順應シ南洋諸國トノ貿易ニ關シテハ各般ノ施策ヲ爲シ之ガ増進調整ヲ圖ルコト極メテ緊切ト認メラル、仍テ今般臨時措置法ニ基キ別紙ノ通南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件(省令)ヲ制定シ此ノ際佛領印度支那貿易ニ關シ實狀ニ即應シタル調整措置ヲ實施スルコトトセリ

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

(昭和十五年十二月二十九日)
商工省令第百十五號
改正 昭和十六年商工省令第六十四號

第一條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸出品ト稱ス)ハ南洋貿易會(以下貿易會ト稱ス)ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者、貿易會ノ指定シタル者(以下輸出調整機關ト稱ス)又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ貿易會輸出調整機關ヲ指定シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届ヅベシ第一項ノ輸出調整機關ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條 貿易會又ハ輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

貿易會又ハ輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 輸出代金及委託輸出代金ノ決濟ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

第四條 貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、

輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第一條ノ規程ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

一 御料品

二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品

三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル

自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四 官廳ノ輸出ニ係ル物品

五 手荷物、引越荷物又ハ船用品

六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第六條 貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品

ヲ輸出セントストキハ貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ買受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅

關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第一條第一項但書ノ規程ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントストキハ商工大臣ノ承

認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第七條 貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品

ノ輸出ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ品名價格數量及價額竝ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸出調整機關ニ提出スベシ
貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第八條 關稅定率別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ貿易會ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者、貿易會ノ指定シタル者(以下輸入調整機關ト稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニヨリ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハコノ限ニ在ラズ

貿易會輸入調整機關ヲ指定シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
第一項ノ輸入調整機關ハ商工大臣之ヲ告示ス

第九條 貿易會又ハ輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

貿易會又ハ輸入調整機關ハ前項ノ規程ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコト得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 輸入手續、輸入委託手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 輸入價格、委託輸入價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 輸入代金及委託輸入代金ノ決済ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關スル事項

第十一條 輸入調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十一日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 第八條ノ規定ハ指定輸入品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 第五條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
- 二 官廳ノ輸入ニ係ル物品
- 三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
- 四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品
- 五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十三條 貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ
第八條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十四條 貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル當該指定輸入品ノ輸入ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ品名、價格、數量及價額並ニ輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸入調整機關ニ提示スベシ
貿易會又ハ輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提示アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十五條 第八條第一項、第九條及前二條ノ規定ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約済ノ指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ第一條ノ規定ニ依ル輸出調整機關ハ之ヲ同條ノ改正規定ニ依ル輸出調整機關ト看做ス

第一條第三項ノ規定ハ前項ノ輸出調整機關ニ付テハ之ヲ適用セズ

商工省告示第八百九十八號 (昭和十五年十二月二十九日)

改正 商工省告示第八百九十七號
昭和十六年十月六日

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル地域指定ノ件

佛領印度支那

泰 國

商工省告示第八百九十八號 (昭和十六年十月六日)

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ指定輸出品及輸出調整機關指定ノ件

一 佛領印度支那又ハ泰國ニ對スル指定輸出品及輸出調整機關

輸入稅表番號

品 名

輸出調整機關

一五

麥 芽

日本南洋雜貨輸出組合

二一

豆 類

北海道豆類輸出組合

二二ノ内

澱粉類

日本澱粉輸出組合

三〇	別號ニ掲ゲザル穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
三一	蔬菜、果實及核子(罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ並ニ乾蔬菜類、海藻類、乾棗、馬鈴薯及玉葱ヲ除ク)	同 右
三一ノ内	罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	同
三一ノ内	乾蔬菜類及海藻類	日本海陸產物輸出組合
三一ノ内	馬鈴薯及玉葱	日本馬鈴薯玉葱輸出組合
三二	茶	日本茶輸出組合
四五	菓子	日本南洋雜貨輸出組合
四六	ジャム、フルーツゼリー類(罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク)	同 右
四六ノ内	罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
四七	ビスケット(砂糖ヲ加ヘザルモノ)	日本南洋雜貨輸出組合
四八	マカロニー、ヴアミセリー其ノ他各種ノ麵類	同 右
四九ノ内	罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
五〇	ソース(罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
五〇ノ内	罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
五二	鳥獸肉類	同 右
	二 罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	

五二ノ二	魚介類	日本南洋雜貨輸出組合
	三 其ノ他	
	一 生鮮ナルモノ	同 右
	二 罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
五三	三 其ノ他	日本海陸產物輸出組合
五四	バター、人造バター及ギー	日本酪農製品輸出組合
五五	チーズ	同 右
五五	コンデンスドミルク	同 右
五六	インフアントフード	同 右
五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)	日本南洋雜貨輸出組合
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉	同 右
六〇	礦水、曹達水、其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料	同 右
六三	麥酒	帝國麥酒輸出組合
六七	別號ニ掲ゲザル飲食物(罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ、牛乳及寒天ヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
六七ノ内	罐詰、燻詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合

六七ノ内	牛乳	日本酪農製品輸出組合
六七ノ内	寒天	日本寒天輸出組合
六八	煙草	日本南洋雜貨輸出組合
七一	皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本皮革製品輸出組合
七二	革類	同 右
七二	革製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(二ヲ除ク)	同 右
七三ノ内	帽子用裏革(模造革ヲ含ム)	同 右
八一	獸牙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	纖維製品輸出振興株式會社
八四ノ二	ガット(テニスラケット用ノモノ)	日本貿易振興株式會社
八八	鼈甲製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同 右
九〇	珊瑚製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同 右
九一	眞珠	日本眞珠輸出組合
九二	海綿	日本貿易振興株式會社
九四	皮毛骨角齒牙甲殼類製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	同 右
九五	植物性揮發油 一 芳香性ノモノ(薄荷油、茴香油、カヤブテ油、 チミアン油、白檀油及合成冬綠油ヲ除ク)	日本植物油油糟輸出組合

九五ノ内	薄荷油	日本薄荷輸出組合
一〇七	魚油及鯨油	日本南洋雜貨輸出組合
一〇八	獸脂	同 右
一一〇	ステアリン	同 右
一一五ノ内	燧蠟	日本貿易振興株式會社
一二七	石鹼	日本石鹼輸出組合
一二八	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	日本植物油油糟輸出組合
一二九	香水	日本南洋雜貨輸出組合
一三一	人參	同 右
一四六	ゼラチン	同 右
一四八	硫黃	日本工業藥品輸出組合
一四九	黃磷、赤磷及硫化磷	同 右
一五一	ブローム	同 右
一五二	亞鉛粉	日本南洋雜貨輸出組合
一五四	醋酸	日本工業藥品輸出組合
一五五	乳酸	同 右

一九二 硝酸セリウム
 一九二ノ二 ラヂウム及ラヂウム鹽類
 一九二ノ三 ロヂウム鹽類
 一九三 醋酸石灰
 一九四 アセトン
 一九五 フオルマリン
 一九六 木精
 一九七 酒精
 一九七 變性酒精
 一九七 グリセリン
 一九八 水化亞硫酸ソーダ
 二〇〇ノ内 ナフタリン
 二〇四 龍腦、艾片及人造龍腦
 二〇五 サリチール酸曹達
 二〇六ノ内 ベンゾール、トリユーオール、ザイロール、ソルベントナ
 二〇七 フサ、アンスラゼン、カーバゾール、クレオソート油其
 ノ他別號ニ掲ゲザルコールタル分留物(キシレノール
 ヲ除ク)

日本工業藥品輸出組合
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 同 右
 日本南洋雜貨輸出組合
 右
 日本工業藥品輸出組合

二〇八
 二〇八ノ内
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二四ノ二
 二二七ノ内
 二二九ノ内
 二二九ノ内
 二二九ノ内
 二二九ノ内

コイルタル分留物ヨリ誘導シタル化學的生成品(ベン
 ザルdehyd、ナイトロベンゾール及ナイトロトリユ
 ール以外ノ香料、石炭酸、サリチール酸、ベクタイト及
 醫藥ヲ除ク)安息香酸、クロラミン、ジオキシアントラ
 キノン、フェニールフタレイン、オキシナフトエ酸及其
 ノ誘導體並ニ不溶性アゾ染料ヲ除ク)
 オキシナフトエ酸及其誘導體並ニ不溶性アゾ染料
 ヲケニン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ掲
 ゲザル類似ノ薰香性化學藥
 ヲケニン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ掲
 ゲザル類似ノ薰香性化學藥
 齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ゲザル調製薰香類
 線香
 殺蟲粉
 蠅取紙
 綑帶
 樟腦
 炭酸ソーダ、酒粉、液體鹽素、鹽酸、硫酸、蟻酸、炭酸
 石灰、硫酸、亞硫酸、次硫酸、硫酸、硫酸、硫酸、硫酸
 明礬、鹽化マグネシウム、砒酸、砒酸、砒酸、砒酸、砒酸
 硝酸、鹽化マグネシウム、苦汁、酸鉛、硫酸銅、鹽化鉛
 一ダ、重亞硫酸ソーダ、硫酸アルミニウム、硅化カルシ
 ウム、硫酸鐵及アマモニア明礬
 薄荷腦(薄荷玉ヲ含ム)

同 右
 日本合成染料輸出組合
 日本南洋雜貨輸出組合
 同 右
 同 右
 日本除蟲菊輸出組合
 同 右
 日本貿易振興株式會社
 組織製品輸出振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本工業藥品輸出組合
 日本薄荷輸出組合

二二九ノ内	除蟲菊	日本除蟲菊輸出組合
二三〇	藥材、化學藥及製藥ノ調合品(別號ニ掲ゲザルモノ)(銅ヲ基トシタルモノ以外ノ殺蟲劑及除蟲菊製劑ヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
二三〇ノ内	銅ヲ基トシタルモノ以外ノ殺蟲劑	日本工業藥品輸出組合
二三〇ノ内	除蟲菊製劑	日本除蟲菊輸出組合
二三一	爆發藥	日本南洋雜貨輸出組合
二三五	燐寸	日本燐寸輸出組合
二四二	人造藍	日本合成染料輸出組合
二四三	別號ニ掲ゲザル合成染料	同 右
二四七	ブラツシアンプリュー	日本南洋雜貨輸出組合
二四八	群青	同 右
二四九	鉛白、鉛丹及リサージ	同 右
二五〇	亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)	同 右
二五〇ノ二	硫酸バリウム	同 右
二五〇ノ三	リソボン	同 右
二五〇ノ四	酸化チタニウム	同 右

二五七	ヴァニシユ	同 右
二五八ノ二	コイルタール	同 右
二五九	ビツチ及アスファルト	同 右
二五九ノ二	コイルタール、ビツチ又ハアスファルトノ製品ニシテ道路修築用ノモノ	同 右
二六〇	靴墨	日本貿易振興株式會社
二六一	鉛筆	同 右
二六二	インキ	同 右
二六三	墨及朱墨	同 右
二六四	罌筆及テーラースチョーク	同 右
二六五	アーチストカラー及アーチストペイント	同 右
二六六	ペイント	日本南洋雜貨輸出組合
二六八	封蠟	日本貿易振興株式會社
二六九ノ内	顔料	日本南洋雜貨輸出組合
二六九ノ内	染料	日本合成染料輸出組合
二七〇	別號ニ掲ゲザル塗料	日本南洋雜貨輸出組合

二七二	綿織絲(別號ニ掲ゲザル特殊綿織絲ヲ除ク)	日本綿糸布輸出組合
二七二ノ二	特殊綿織絲	同 右
二七三	綿織及長十メートルノ重量三グラムヲ超エザル綿線	同
二七五	亞麻織絲	同
二七六	亞麻織及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル亞麻線	同
二七七	苧麻織絲及ラミー織絲	同
二七八	苧麻織、ラミー織及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル苧麻織絲及ラミー織	同
二七九	大麻織絲	同
二八一ノ内	大麻織及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル大麻織絲	同
二八三	毛織絲	同
二八四	毛綿織絲(毛ノ含有量一割未満ノモノヲ除ク)	同
二八四ノ内	毛ノ含有量一割未満ノモノ	同
二八七	生絲(撚リタルモノヲ含ム)	日本綿糸布輸出組合

二八八	紡績絹織絲	日本絹人絹糸布輸出組合
二八九	絹 絲	同
二九〇ノ内	人造絹絲ノ内織絲	同
二九〇ノ内	ステープル・ファイバー絲ノ内織絲	同
二九〇ノ内	人造絹絲及ステープル・ファイバー絲(織絲ヲ除ク)	同
二九〇ノ内	ステープル・ファイバー	同
二九一ノ内	綿ヲ混ヘタル織絲(人造絹、ステープル・ファイバー、毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)	同
二九一ノ内	人造絹ヲ混ヘタル織絲(ステープル・ファイバー、毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)	同
二九一ノ内	ステープル・ファイバーヲ混ヘタル織絲(毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)	同
二九一ノ内	毛又ハ麻ヲ混ヘタル織絲	同
二九二	別號ニ掲ゲザル絲(毛又ハ麻ヲ混ヘタル絲及人造テグスヲ除ク)	同
二九二ノ内	毛又ハ麻ヲ混ヘタル絲	同
二九二ノ内	人造テグス	同

二九三
二九六

テグス
別號ニ掲ゲザル線、繩索、組紐及組繩

一 綿製ノモノ

二 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻、マニラヘムブ
ノ一又二以上ニテ製シタルモノ

三 其ノ他(眞田紐以外ノモノニシテ紙、セロファン、
藁、棕櫚、椰葉、蘭其ノ他類似ノモノヲ以テ製シ
タルモノヲ除ク)

三 其ノ他ノ内 眞田紐以外ノモノニシテ紙、セロフ
アン、藁、棕櫚、椰葉、蘭其ノ他類似ノモノヲ以
テ製シタルモノ

綿織物(タオル地又ハ毛布地ノモノ竝ニ日本手拭ヲ除ク)

二九八

二九八ノ内

タオル地又ハ毛布地ノモノ竝ニ日本手拭

二九九

亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻ノ織物、其ノ交織物及此
等ノ纖維ト綿トノ交織物(タオル地ノモノヲ除ク)

二九九ノ内

タオル地ノモノ
毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト綿トノ交織物(毛布
地ノモノヲ除ク)

三〇一

毛布地ノモノ

三〇一ノ内

一四四

日本貿易振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

同 右

同 右

日本南洋雜貨輸出組合

日本綿糸布輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本毛麻糸布輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本毛麻糸布輸出組合

三〇三

三〇三ノ内

絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物(人造絹織物、野蠶
絲布、タオル地又ハ毛布地ノモノ及麻又ハ毛麻ト人造絹
又ハステープル・ファイバートノ交織物ヲ除ク)

三〇三ノ内

野蠶絲

三〇三ノ内

タオル地又ハ毛布地ノモノ

三〇三ノ内

麻又ハ毛麻ト人造絹又ハステープル・ファイバートノ交
織物

三〇四ノ内

綿ト他ノ纖維トノ交織布

三〇四ノ内

毛ト綿及絹以外ノ纖維トノ交織布竝ニ麻ト綿以外ノ纖維
トノ交織布

三〇五

メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否
トヲ別タズ)

三〇六

レース地及網地

三〇七

フェルト地

三〇八

刺繡布(幅十吋以上ノ綿織物又ハ兩耳ヲ有スル幅五吋以
上ノ人造絹織物ニ刺繡ヲ施シタルモノヲ除ク)

三〇八ノ内

幅十吋以上ノ綿織物ニ刺、ヲ施シタルモノ
兩耳ヲ有スル幅五吋以上ノ人造絹織物ニ刺繡ヲ施シタル
モノ

日本絹人絹糸布輸出組合

人絹糸布輸出振興株式會社

日本絹綯輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本毛麻糸布輸出組合

日本綿糸布輸出組合

日本毛麻糸布輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

同 右

日本毛麻糸布輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本綿糸布輸出組合

人絹糸布輸出振興株式會社

一四五

纖維製品輸出振興株式會社
同 右

日本貿易振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

護謨製品輸出振興株式會社

日本輸出自轉車販賣株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

護謨製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

三三八

三四二ノ内

三四二ノ内

三四三

三四三ノ内

三四三ノ内

三四三ノ内

三四四

三四四ノ内

三四五

濾過囊
紙布及ベタリンククロス
乾電池用電包衣(長二一〇耗幅二六五耗以下ニ切斷シタル寒冷紗)

別號ニ掲ゲザル布帛製品(故ノモノ、革布製又ハ護謨引布製ノモノ竝ニ自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷、同フレーム卷及エムパイアチムパイアチユープヲ除ク)

革布製ノモノ(自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷ヲ除ク)及エムパイアチユープ

護謨引布製ノモノ(自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷及エムパイアチユープヲ除ク)

自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷及同ドレスガード

雨衣(護謨引布製ノモノヲ除ク)

護謨引布製ノモノ

シヤーツ、フロント、カラー及カフス(セリユロイド製ノモノヲ除ク)

三四五ノ内

三四六

三四七

三四七ノ内

三四七ノ内

三四八

三四九

三四九ノ内

三四九ノ内

三五〇

三五一

三五一ノ内

三五二

三五二ノ内

フロント、カラー及カフス(セリユロイド製ノモノ)

肌衣(上下ヲ別タズ)(故ノモノヲ除ク)

手袋(革製又ハ護謨製ノモノヲ除ク)

革製ノモノ

護謨製ノモノ

足袋

肩掛及襟卷(毛皮製、毛皮付、羽毛製又ハ羽毛入ノモノヲ除ク)

毛皮製又ハ毛皮付ノモノ

羽毛製又ハ羽毛入ノモノ

襟飾

袴鈞(革製ノモノヲ除ク)

革製ノモノ

衣服用ベルト(布帛製、フェルト製、革製、護謨製又ハ護謨引布製ノモノ、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

布帛製又ハフェルト製ノモノ

セロロイド輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

同 右

日本皮革製品輸出組合

護謨製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

同 右

日本毛皮輸出組合

日本南洋雜貨輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

同 右

日本皮革製品輸出組合

日本南洋雜貨輸出組合
纖維製品輸出振興株式會社

三五二ノ内 革製ノモノ
 三五二ノ内 護謨製又ハ護謨引布製ノモノ
 三五二ノ内 セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ
 三五二ノ内 スリーヴサス(ベンダー)及ストッキングサス(ベンダー)類
 (金屬製ノモノヲ除ク)
 三五三 金屬製ノモノ
 三五三ノ内 帽子及帽體(金屬製又ハ護謨製ノモノヲ除ク)
 三五四 金屬製ノモノ
 三五四ノ内 護謨製ノモノ
 三五五 靴(其ノ他ノ履物(布帛製、フェルト製、メリヤス製、革製、革底、護謨製又ハ護謨底ノモノヲ除ク))
 三五五ノ内 布帛製、フェルト製又ハメリヤス製ノモノ(革底又ハ護謨底ノモノヲ除ク)
 三五五ノ内 革製ノモノ及布帛製又ハフェルト製ニシテ革底ノモノ
 三五五ノ内 護謨製ノモノ及布帛製ニシテ護謨底ノモノ
 三五六 靴 紐(革製ノモノヲ除ク)
 三五六ノ内 革製ノモノ

一五〇
 日本皮革製品輸出組合
 護謨製品輸出振興株式會社
 セルロイド輸出振興株式會社
 纖維製品輸出振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 纖維製品輸出振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 護謨製品輸出振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 纖維製品輸出振興株式會社
 日本皮革製品輸出組合

三五七 鈕 釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)(陶磁製、硝子製、セリユロイド製、類似可塑物製、貝製又ハアイヴオリーナット製ノモノヲ除ク)
 三五七ノ内 陶磁製ノモノ
 三五七ノ内 硝子製ノモノ
 三五七ノ内 セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ
 三五七ノ内 貝製又ハアイヴオリーナット製ノモノ
 三五八 バツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠及珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)(陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)
 三五八ノ内 陶磁製ノモノ
 三五八ノ内 硝子製ノモノ
 三五八ノ内 セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ
 三五九 身邊粧飾用細貨類(陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)
 三五九ノ内 陶磁製ノモノ
 三五九ノ内 硝子製ノモノ

日本貿易振興株式會社
 陶磁器輸出振興株式會社
 硝子製品輸出振興株式會社
 セルロイド輸出振興株式會社
 日本貿易振興株式會社
 陶磁器輸出振興株式會社
 硝子製品輸出振興株式會社

四四一	硝子塊	硝子製品輸出振興株式會社
四四二	硝子粉	同 右
四四三	硝子棒及硝子管	同 右
四四四	硝子板	日本南洋雜貨輸出組合
四四五	金屬ノ線又ハ網ヲ入レタ硝子板	同 右
四四八	眼鏡用硝子(鑄タルモノ又ハ切リタルモノ)	硝子製品輸出振興株式會社
四四九	光學用ノレンズ及プリズム(緣又ハ柄ナキモノ)	同 右
四五一	顯微鏡用オプゼクトグラス	同 右
四五二	寫眞用乾板	同 右
四五三	眼鏡	同 右
四五四	硝子鏡	日本貿易振興株式會社
四五五	硝子珠玉及硝子珠(模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム)(人造眞珠及和泉玉ヲ除ク)	硝子製品輸出振興株式會社
四五五ノ内	人造眞珠及和泉玉	日本貿易振興株式會社
四五六	屑硝子	硝子製品輸出振興株式會社
四五七	別號ニ掲ゲザル硝子製品(魔法燭ヲ除ク)	同 右

四五七ノ内	魔法燭	日本貿易振興株式會社
四六一	鐵(別號ニ掲ゲタル特殊鋼ヲ除ク)(十一及十三ノ甲ノ内甲ノ一ヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
四六二ノ内	線索及撚合線(卑金屬ヲ鍍シタルト否トヲ別タズ)竝ニエ ルポー及ジョイント	日本機械輸出振興株式會社
四六二ノ二	特殊鋼	日本南洋雜貨輸出組合
四六二ノ三	鐵ノ筒及管	同 右
四六三	アルミニウム及アルミニウム合金	同 右
	一 塊、錠及粒	同 右
	二 條、竿及板(ブスバーヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
	三 線及管(平角線、電氣用ヒューズ以外ノ線及ブ スバーヲ除ク)	同 右
	四 箔	同 右
四六三ノ内	ブスバー(管狀ノモノヲ含ム)、平角線及線(電氣用ヒ ューズヲ除ク)	日本機械輸出振興株式會社
四六三ノ二	マグネシウム及マグネシウム合金	日本南洋雜貨輸出組合
四六四ノ内	銅ニシテブスバー(管狀ノモノヲ含ム)、平角線、線及撚 合線以外ノモノ	同 右

四六四ノ内
四六五

ブスバー(管状ノモノヲ含ム)、平角線、線及撚合線
鉛

- 一 塊及錠
- 二 板
- 三 茶鉛
- 四 線、紐及帶
- 五 管

日本機械輸出振興株式會社

一五八

四六六

錫

- 一 塊及錠
- 二 板、線及管
- 三 箔

日本南洋雜貨輸出組合

日本貿易振興株式會社

同

四六七

亞鉛

- 一 塊、錠及粒
- 二 板
- 三 線及管

日本南洋雜貨輸出組合

日本貿易振興株式會社

同

四七一

眞鍮及青銅(青銅線ヲ除ク)

日本南洋雜貨輸出組合

四七一ノ内
四七二

青銅線

日耳曼銀

日本機械輸出振興株式會社

- 二 條、竿及板
- 三 線及管

日本貿易振興株式會社

四七三

鐵(金銀鐵ヲ除ク)

同

四七四

バビツツメタル其ノ他ノアンチフリククションメタル

同

四七六

前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ゲザル形狀ノモノ及別號ニ掲ゲザル金屬(條、線、線索、撚合線、電氣用ヒューズ、ニクロム線及同リボン竝ニ電熱用合金線及同リボンヲ除ク)

日本南洋雜貨輸出組合

四七六ノ内

條、線、線索及撚合線(電氣用ヒューズ、ニクロム線及同リボン竝ニ電熱用合金線及同リボン)

日本機械輸出振興株式會社

四七六ノ内

電氣用ヒューズ、ニクロム線及同リボン竝ニ電熱用合金線及同リボン

日本貿易振興株式會社

四七七

釘、ウツドスクリユー、ボルト、ナット、リヴエツト類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)(銅釘、眞鍮製又ハ青銅製ノウツドスクリユー、ナットヲ有スル碍子用ボルト、ナットヲ有セザル碍子用ボルト及インシュレーチングステイプルヲ除ク)

日本南洋雜貨輸出組合

四七七ノ内

銅釘及眞鍮製又ハ青銅製ノウツドスクリユー、碍子用ボルト(ナットヲ有スルモノヲ含ム)及インシュレーチングステイプル

日本貿易振興株式會社

四七八 ベルトフアツスナー(別號ニ掲ゲザルモノ)
 四七九 金屬網
 四八〇 リヴェツテッドチューブ(鐵製ノモノ)
 四八一 フレキシブルチューブ(フレキシブルコンヂットヲ除ク)
 四八一ノ内 フレキシブルコンヂット
 四八二 鐵道建設用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)
 四八三 電線支柱及電線支架用材料(別號ニ掲ゲザルモノ)(プロ
 テクチングスリイヴ、クロスアーム、ストラツプ、電柱笠
 金及陶磁製懸垂碍子ヲ除ク)
 四八三ノ内 プロテクチングスリイヴ、クロスアーム、ストラツプ及
 電柱笠金
 四八三ノ内 陶磁製懸垂碍子
 四八四 家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料(別號ニ掲ゲザル
 モノ)
 四八四ノ内 天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珞瑯ヲ施シタルモノ又ハエ
 ナメルペーシント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ)
 四八五 瓦斯ホールダー、液體タンク及同部分品(鐵製ノモノ)
 四八五ノ内 壓搾瓦斯填充用鐵製シリンドー

一六〇
 日本貿易振興株式會社 右
 日本南洋雜貨輸出組合 右
 同 右
 日本貿易振興株式會社 右
 日本機械輸出振興株式會社
 同 右
 日本貿易振興株式會社
 日本貿易振興株式會社
 日本機械輸出振興株式會社
 同 右
 日本貿易振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本貿易振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合

四八六 絶縁電線
 四八八 錨
 四八九 鏈(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノヲ除ク)
 四八九ノ内 自轉車用ノモノ
 四九〇 機械用チエーンベルチング
 四九一 懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊粧飾用鏈
 四九二 コツク及ヴアルヴ類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬
 ヲ鍍シタルモノヲ除ク)
 四九三 蝶鍬、ハットフツク及戸、窓、家具等ニ用ヒル金具
 四九四 鎖及鑰(自轉車用ノモノヲ除ク)
 四九四ノ内 自轉車用ノモノ
 四九六ノ内 工匠具(電氣半田鍍、スリイヴ捻轉器、電線接續用手動
 式壓縮機、電線用アーマロッド締付器、同カムアロン
 グ、電線用キーブルクリツプ、同ボンド取付用壓縮器、
 ボータブルハイドロリツクジャツク及ダイスヲ除ク)
 四九六ノ内 農具及同部分品電氣半田鍍並ニスリイヴ捻轉器
 四九六ノ内 電線接續用手動式壓縮機、電線用アーマロッド締付器、同
 カムアロッド、電線用キーブルクリツプ、同ボンド取付
 用壓縮器、ボータブルハイドロリツクジャツク及ダイス

日本機械輸出振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 同 右
 日本輸出自轉車販賣株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本貿易振興株式會社 右
 同 右
 日本輸出自轉車販賣株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本貿易振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本貿易振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本貿易振興株式會社
 日本南洋雜貨輸出組合
 日本機械輸出振興株式會社

四九七	ドリル、ビット、リーマー及スクリユータップ（柄又ハ 杵ヲ有セザルモノ）	日本機械輸出振興株式會社
四九八	スクリユージュヤツク	同 右
四九九	刃物（別號ニ掲ゲザルモノ）	日本貿易振興株式會社
五〇〇	テーパーフオーク及スプーン	同 右
五〇一	コルクスリユール	日本南洋雜貨輸出組合
五〇二	罎口用キャブシユール	日本貿易振興株式會社
五〇三	クラウンコルク	同 右
五〇四	カートリッジケース（金屬製ノモノ）	同 右
五〇五	縫針、編針、留針類（身邊裝飾用ノモノヲ除ク）	同 右
五〇六	筆嘴	同 右
五〇七	コツビープレツス	同 右
五〇八	呼鈴及車用警鈴（自動車用電氣警報器、電鈴、電氣ブザ ー及車輛用電氣サイレン並ニ自動車ベル、同ラツバ、同 タイヤサイレン、同クラクシヨンホーン及リムホーン ヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
五〇八ノ内	自動車用電氣警報器	日本機械輸出振興株式會社
五〇八ノ内	電鈴、電氣ブザー及車輛用電氣サイレン	日本貿易振興株式會社

五〇八ノ内	自轉車用ベル、同ラツバ、同タイヤサイレン、同クラ クシヨン及同リムホーン	日本輸出自轉車販賣株式會社
五〇九	自轉車用唧筒	同 右
五〇九ノ二	消火器	日本南洋雜貨輸出組合
五一〇	ミートチョツパー	日本貿易振興株式會社
五一一	珈琲粉碎器	同 右
五一二	アイスクリームフリーザー	日本南洋雜貨輸出組合
五一四	ストーヴ及同部分品	同 右
五一五	電氣ストーヴ、電氣鍍其ノ他類似ノ電熱器	日本貿易振興株式會社
五一六	ラヂエートル	同 右
五一八	金庫及貨幣匣	同 右
五一九	ナンバリングマシン、デーティングマシン、チエツクパ ーフォレーター、ペンシルシャープナー其ノ他類似ノモ ノ及同部分品	日本南洋雜貨輸出組合
五二一	貴金屬製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製 品（別號ニ掲ゲザルモノ）（自轉車用マークヲ除ク）	日本貿易振興株式會社
五二一ノ内	自轉車用マーク	日本輸出自轉車販賣株式會社

- 五二二 銅製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、自轉車用配線ターミナル、電纜用ストツブデヨイント及同デヨイントボツクスヲ除ク)
- 五二二ノ内 自轉車用マーク
- 五二一ノ内 自動車用配線ターミナル、電纜用ストツブデヨイント及同デヨイントボツクス
- 五二三 アルミニウム製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マークヲ除ク)
- 五二三ノ内 自轉車用マーク
- 五二四 鐵製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マーク、タイヤ、チェーン、グリスガン、電纜用デヨイントボツクス、同エンドボツクス、同油槽、洋傘骨、珙瑯ヲ施シタルモノ竝ニ配電用函、安全閉鎖閉器、安全閉鎖閉器、充電臺、電氣用配線用器具及此等ノ部分品、同附屬品ヲ除ク)
- 五二四ノ内 自轉車用マーク
- 五二四ノ内 タイヤ、チェーン、グリスガン、電纜用デヨイントボツクス、同エンドボツクス及同油槽
- 五二四ノ内 洋傘骨及珙瑯ヲ施シタルモノ竝ニ配電用函、安全閉鎖閉器、安全閉鎖閉器、充電臺、電氣用配線用器具及此等ノ部分品、同附屬品
- 五二九 別號ニ掲ゲザル金屬製品(自轉車用マーク、電纜用デヨ

- 日本貿易振興株式會社
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社
- 日本貿易振興株式會社
- 日本南洋雜貨輸出組合
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社
- 日本南洋雜貨輸出組合
- 日本貿易振興株式會社
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社

- 五二五ノ内 自轉車用マーク
- 五二五ノ内 電纜用デヨイントボツクス、同エンドボツクス、同ストツブデヨイント及自動車用硝子管入ヒューズ
- 五二五ノ内 接地抵抗板、同棒、可熔筒及爪附ヒューズ
- 五二六 懷中時計
- 五二七 懷中時計部分品(ウオッチガラスヲ除ク)
- 五二七ノ内 ウオッチガラス
- 五二八 置時計及掛時計
- 五二八ノ内 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)
- 五二九 ウオッチマンスクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計
- 五三〇 置時計、掛時計、電氣時計、タワークロック及ウオッチマンスクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計ノ部分品(陶磁製ノ置時計ケースヲ除ク)
- 五三〇ノ内 陶磁製ノ置時計ケース
- 五三一 クロノメーター及同部分品(懷中用ノモノヲ除ク)

- 日本南洋雜貨輸出組合
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社
- 日本貿易振興株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社
- 同
- 硝子製品輸出振興株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社
- 同
- 同
- 同
- 陶磁器輸出振興株式會社
- 日本機械輸出振興株式會社

五三二 鉞盤及同部分品

對物レンズ及對眼レンズ

日本機械輸出振興株式會社
硝子製品輸出振興株式會社

五三六

直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリユーピッチゲ
1ジ、シツクネスゲージ、ミクロメーター、プロトラク
ター、キヤリパー、デイヴァイダー、レヴェル其ノ他類
似ノモノ(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノ直尺、曲
尺、卷尺ヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

五三六ノ内

直尺、曲尺及卷尺(セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノ
モノ)

セルロイド輸出振興株式會社

五三七

衡器(錘ノ有無ヲ別タズ)

日本機械輸出振興株式會社

五三八

衡器部分品及錘(硝子製ノ皿、秤棒及錘ヲ除ク)

同 右

五三八ノ内

皿、秤棒及錘(硝子製ノモノ)

硝子製品輸出振興株式會社

五三九

瓦斯計

日本機械輸出振興株式會社

五四〇

水量計

同 右

五四一

寒暖計

日本南洋雜貨輸出組合

五四二

晴雨計

日本貿易振興株式會社

五四三

アムペアメーター、ヴォルトメーター及ヴォルトアムペ
アメーター

日本機械輸出振興株式會社

五四四

ワットメーター

同 右

五四五

壓力計(ヴァキユアマゲージヲ含ム)

日本南洋雜貨輸出組合

五四六

タコメーター、シツプスログ、スチームエンジンインヂ
ケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイク
ロメーター、ペドメーター其ノ他類似ノモノ

日本機械輸出振興株式會社

五四七

電池(蓄電池ヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

五四七ノ内

蓄電池

日本貿易振興株式會社

五四八

電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク)(蓄電池部分品ヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

五四八ノ内

蓄電池部分品

日本機械輸出振興株式會社

五四九

醫療器、オートベヂックインストルメント及同部分品
(別號ニ掲ゲザルモノ)(硝子製、護謨製又ハ陶磁製ノモ
ノ竝ニ齒科用ユニット、齒科用治療臺、配電盤ヲ有スル
齒槽膿漏治療器、壓縮空氣ヲ用フル齒槽膿漏治療器、齒
科用パー及同部分品ヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

五四九ノ内

硝子製ノモノ

硝子製品輸出振興株式會社

五四九ノ内

護謨製ノモノ

護謨製品輸出振興株式會社

五四九ノ内

陶磁製ノモノ

陶磁器輸出振興株式會社

五四九ノ内

齒科用ユニット、齒科用治療臺、配電盤ヲ有スル齒槽膿
漏治療器、壓縮空氣ヲ用フル齒槽膿漏治療器、齒科用パ
ー及部分品

日本機械輸出振興株式會社

五五〇

製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(セリ
ユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

用タイヤ、同チューブ、同部分品並ニサイドカー及同部分品ヲ除ク) 日本輸出自轉車販賣株式會社

モーターサイクル用タイヤ及チューブ 護謨製品輸出振興株式會社

モーターサイクル用部分品並ニサイドカー及同部分品 日本機械輸出振興株式會社

別號ニ掲ゲザル車輛及同部分品(護謨製ノモノヲ除ク) 同

護謨製ノモノ 護謨製品輸出振興株式會社

船 日本機械輸出振興株式會社

汽罐(メカニカルストーカー付テハ分離シテ第五百七十一號ヲ適用ス) 同

汽罐部分品及同附屬品(別號ニ掲ゲザルモノ) 同

メカニカルストーカー 同

フューエルエコノマイザー 同

フイードウオーターヒーター 同

鐵道機關車及鐵道機關車用炭水車 同

蒸汽機關車(軌條ヲ要セザルモノ)及ポータブルスチームエンジン 同

ロールドローラー 同

同 同 同 同 同 同 同 同

右 右 右 右 右 右 右

コンクリートミキサ 五七四ノ三

スチームタービン 五七五

蒸汽機關(別號ニ掲ゲザルモノ) 五七六

内燃機關 五七七

ウオータータービン及ベルトンホイール 五七八

發電機、電動機、廻轉變流機、周波數變換機、廻轉變相機及發電子 五七九

變壓器 五七九ノ二

原動力機ト結合シタル發電機 五八〇

別號ニ掲ゲザル原動力機 五八一

プロツク及チエーンプロツク 五八二

クレーン 五八三

キヤプスタン、ウインチ、ウインドラス其ノ他別號ニ掲ゲザルワインディングマシン 五八四

浚渫機械 五八五

パワーハムマー 五八六

氣體壓縮機 五八七

同 同

右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右

五八八	縫衣機	日本機械輸出振興株式會社	右
五八九	縫衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)	同	右
五九〇	潜水器及同部分品(硝子製ノ部分品ヲ除ク)	同	右
五九〇ノ内	硝子製ノ部分品	硝子製品輸出振興株式會社	右
五九一	唧筒(別號ニ掲ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式會社	右
五九二	インゼクター及エゼクター	同	右
五九三	送風機	同	右
五九四	水壓機	同	右
五九五	ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン	同	右
五九六	別號ニ掲ゲザル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメーカーマシン、モーリルディングマシン、フランヂングマシン、ペンチングマシン、リヴエツチングマシン等ヲ含ム)	同	右
五九七	紡績機械、紡績準備機械、紡績絲整理機械、織布準備機械及撚絲製造機械(ジンニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等ヲ含ム)	同	右
五九八	織布機	同	右
五九九	織布整理機械	同	右

六〇〇	メリヤス機械	同	右
六〇一	絲布染色機械(捺染機械ヲ含ム)、絲布漂白機械及マーゼライジングマシン	同	右
六〇二	製紙機械及製紙準備機械	同	右
六〇三	印刷機械	同	右
六〇四	別號ニ掲ゲザル機械	同	右
六〇五	機械部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(ゴムベルト、ゴムローラー、ゴムボール、航空機用タイヤ及チューブ、ギルデンサー、コーミングレザ、ドラムシートレザ、コンデンサー、捺革、ラツピングレザ、エプロンレザ、カツプリングレザ、紡績用及撚絲用ボビン、製絲用フェルトニシテエンドレスノモノ竝ニ直徑八分ノ一吋ヨリ十分ノ五吋迄ノベアリングボールヲ除ク)	同	右
六〇五ノ内	直徑八分ノ一吋ヨリ十分ノ五吋迄ノベアリングボール	日本輸出自動車販賣株式會社	右
六〇五ノ内	製紙用フェルト(エンドレスノモノ)	日本毛麻糸布輸出組合	右
六〇五ノ内	紡績用及撚絲用ボビン	日本貿易振興株式會社	右
六〇五ノ内	ゴムベルト、ゴムローラー、ゴムボール竝ニ航空機用タイヤ及チューブ	護謨製品輸出振興株式會社	右
六〇五ノ内	ギルレザ、コーミングレザ、ドラムシートレザ、		

- 六〇八 コンデンサー擦革、ラツピングレザー、エプロンレザー
及カツプリングレザー
日本皮革製品輸出組合
- 六〇九 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藁、莞、葦、蔓、楊
條其ノ他ノ類似ノモノ
日本南洋雜貨輸出組合
- 六一〇 コルク及コルク製品
日本貿易振興株式會社
- 六一一 木 材(單板及合板ヲ除ク)
日本南洋雜貨輸出組合
- 六一二 單板及合板
日本合板輸出組合
- 六一三 包裝用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板
同
- 六一四 一 合板製ノモノ
日本輸出木箱統制株式會社
- 二 其ノ他ノ内 包裝用ノ箱ニ仕組ミタル板
日本南洋雜貨輸出組合
- 二 其ノ他ノ内 樽等ニ仕組ミタル板
日本貿易振興株式會社
- 六一五 白熱電燈球用フィラメント
同
- 六一六 乾電池用電極
同
- 六一七 製帽用眞田
同
- 六一八 席(布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタ
ルモノ)花筵、疊表、野草筵、圓蔭及角マツトヲ除ク)
日本南洋雜貨輸出組合
- 花筵、疊表、野草筵、圓蔭及角マツト
纖維製品輸出振興株式會社

- 六二二 麥稈、藁、バナマストロー、椰葉、藁、莞、葦、竹、籐、
蔓、楊條其ノ他ノ類似ノモノノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ、
(竹製品ヲ除ク)
日本南洋雜貨輸出組合
- 六二三 竹製品
日本貿易振興株式會社
- 六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手(硝子製、陶磁製、護謨製、セリ
ユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)
同
- 硝子製ノモノ
硝子製品輸出振興株式會社
- 陶磁製ノモノ
陶磁器輸出振興株式會社
- 護謨製ノモノ
護謨製品輸出振興株式會社
- セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ
セルロイド輸出振興株式會社
- 六二五 傘
一 絹製又ハ絹入ノモノ
纖維製品輸出振興株式會社
- 二 紙製ノモノ
日本貿易振興株式會社
- 三 其ノ他(綿製ノモノヲ除ク)
纖維製品輸出振興株式會社
- 三 其ノ他ノ内 綿製ノモノ
日本貿易振興株式會社
- 六二六 木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(箱、樽等ニ仕組ミタル合板
製ノ板ニシテ釘、棧木等ヲ取捕ヘタルモノ、唐草織並ニ
ブラツシユ用ハンドル及同ブロッツクヲ除ク)
同

- 六二六ノ内 箱、樽等ニ仕組ミタル合板製ノ板ニシテ釘、棧木等ヲ取揃ヘタルモノ
- 六二六ノ内 唐草織
- 六二六ノ内 ブラウシユ用ハンドル及同ブロック
- 六二九 インディアアラツバ1製品及ガタパーチヤ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(内徑ニ耗長ニ米ヲ超エザル管、エポナイト質電氣器具及電氣絶縁用エポナイトヲ除ク)
- 六二九ノ内 内徑ニ耗長ニ米ヲ超エザル管
- 六二九ノ内 エポナイト質電氣器具及電氣絶縁用エポナイト
- 六三一 ヴアルカナイズドフアイバー(竿、板及管ノ類)
- 六三二 セリユロイド及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六三三 ガラリス及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六三四 ブラウシユ及箒
- 六三五 ランプ、提燈及同部分品(自轉車用石油ランプ、布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ及電球以外ノ硝子製又ハ陶磁製ノモノヲ除ク)
- 六三五ノ内 自轉車用石油ランプ
- 六三五ノ内 布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ(スタンドト組合セノモノヲ除ク)

- 日本合板輸出組合
- 纖維製品輸出振興株式會社
- 日本刷子輸出組合
- 護謨製品輸出振興株式會社
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 日本貿易振興株式會社
- 同 右
- セルロイド輸出振興株式會社
- 同 右
- 日本刷子輸出組合
- 日本貿易振興株式會社
- 日本輸出自轉車販賣株式會社
- 纖維製品輸出振興株式會社

- 六三五ノ内 電球以外ノ硝子製ノモノ
- 六三五ノ内 陶磁製ノモノ
- 六三六 寫眞用フィルム
- 六三八 造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品
- 六三九 化粧具匣(セリユロイド製、類似可塑物製又ハ布帛製ノモノヲ除ク)
- 六三九ノ内 セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ
- 六三九ノ内 布帛製ノモノ
- 六四〇 ビリヤード、テニス、クリツケツト、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品(布帛製、フェルト製、メリヤス製、纖維製、護謨製又ハ硝子製ノモノ竝ニピンボール及革製運動用具ヲ除ク)
- 六四〇ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製又ハ纖維製ノモノ
- 六四〇ノ内 護謨製ノモノ
- 六四〇ノ内 硝子製ノモノ
- 六四〇ノ内 ピンボール
- 六四〇ノ内 革製運動用具

- 日本南洋雜貨輸出組合
- 陶磁器輸出振興株式會社
- 日本南洋雜貨輸出組合
- 日本貿易振興株式會社
- 同 右
- セルロイド輸出振興株式會社
- 纖維製品輸出振興株式會社
- 日本貿易振興株式會社
- 纖維製品輸出振興株式會社
- 護謨製品輸出振興株式會社
- 硝子製品輸出振興株式會社
- セルロイド輸出振興株式會社
- 日本皮革製品輸出組合

六四一 器具(硝子製、陶磁製、護謨製、セリユロイド製、類似可塑物製、布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製、モ
1ル製又ハ纖維製ノモノヲ除ク)

六四一ノ内 硝子製ノモノ

六四一ノ内 陶磁製ノモノ

六四一ノ内 護謨製ノモノ

六四一ノ内 セリユロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

六四一ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製、モール製又ハ
纖維製ノモノ

六四六 肥料(油糟、食用ニ適セザル乾魚、骨粉、血粉、鳥糞、
過燐酸石灰、石灰窒素等)

六四七

別號ニ揚ゲザル物品(塊、條、帶、竿、板、管類又ハ粉
末狀ノチツソロイド又ハセリユロイド類似可塑物生地並
ニペークライト製又ハ合成樹脂製ノ電氣器具及同部分品
表示器、雜音防止器、スキッチ、プラグ、ローゼット、コ
ンセント、コンネクター、カットアウト、ホルダー、配
線用ノモノ、セロファン、萬年筆、ペン軸、金屬製眼鏡
縁ニシテセリユロイドヲ卷キタルモノ、擬餌釣針、七寶
スライド・フアスナー並ニ防毒マスク、防毒服、リペヤ
キツトニシテ護謨製ノモノヲ除ク)

六四七ノ内 チツソロイド又ハセリユロイド類似可塑物生地(塊、條、
帶、竿、板、管類及粉末ヲ含ム)

日本貿易振興株式會社
硝子製品輸出振興株式會社
陶磁器輸出振興株式會社
護謨製品輸出振興株式會社
セロロイド輸出振興株式會社
纖維製品輸出振興株式會社
日本南洋雜貨輸出組合

日本南洋雜貨輸出組合
セロロイド輸出振興株式會社

六四七ノ内

ペークライト製又ハ合成樹脂製ノ電氣器具及同部分品並
ニ表示器、雜音防止器、スキッチ、プラグ、ローゼット、
コンセント、コンネクター、カットアウト、ホルダー、其
ノ他配線用ノモノ、セロファン、萬年筆、ペン軸、金屬
製眼鏡縁ニシテセリユロイドヲ卷キタルモノ、擬餌釣針
及七寶

六四七ノ内

スライド・フアスナー

六四七ノ内 防毒マスク、防毒服及リペヤキツト(護謨製ノモノ)

日本貿易振興株式會社
日本スライド・フアスナー輸
出振興株式會社
護謨製品輸出振興株式會社

(二) 日・佛印經濟協定文

一八〇

佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約

第一條 兩國ノ各ノ國民ハ他方ノ領域ノ各地ニ到リ又ハ滞在スルコトニ付家族ト共ニ完全ナル自由ヲ有スベク當該國

ノ法令ニ從フニ於テハ左ノ權利ヲ享有スベシ

- 一 旅行及住居ニ關スル事項ニ付總テ内國民ト同様ニ待遇セララルベク
 - 二 自ラ行フト代理人ニ依リテ行フトヲ問ハズ又單獨ニテ行フト外國人又ハ内國民ト共同シテ行フトヲ問ハズ商業及製造業ヲ營ミ或ニ適法ナル商業ノ目的物タル一切ノ商品ヲ取引スルノ權利ヲ内國民ト同様ニ享有スベク
 - 三 産業、生業又ハ職業ニ從フコト及修學又ハ學術上ノ研究ヲ行フトニ關スル事項ニ付總テ最惠國ノ國民ト同様ニ待遇セララルベク
 - 四 必要ナル家屋、製造所、倉庫、店舗及場所ヲ所有シ又ハ賃借シテ之ヲ使用シ又住居スル爲又ハ商業、産業、農業其ノ他適法ナル目的ヲ以テ使用スル爲土地ヲ賃借スルコトヲ得ベク
 - 五 當該國ノ法令ガ最惠國ノ國民ニ對シ取得シ又ハ占有スルコトヲ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ一切ノ種類ノ動産又ハ不動産ヲ相互條件ニ依リ自由ニ取得シ及占有スルコトヲ得ベク
- 内國民ニ對シテ制定セラレ又ハ制定セララルコトアルベキ所ト同一ノ條件ニ依リ賣買、交換、贈與、婚姻、遺言

其ノ他一切ノ方法ニ依リ右動産又ハ不動産ヲ處分スルコトヲ得ベク又其ノ財産ノ賣得金及總テ其ノ所屬品ヲ自由ニ輸出スルコトヲ得ベク外國人タルノ故ヲ以テ之ガ爲同一ノ場合ニ内國民ノ負擔スル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ税金ヲ課セラルコトナカルベク

六 身體及財産ニ對シテ常ニ完全ナル保護及保障ヲ享有スベク其ノ權利ノ主張及擁護ノ爲自由且容易ニ裁判所ニ申出ヅルコトヲ得ベク内國民ト同様ニ右裁判所ニ於テ自己ヲ代理セシメンガ爲辯護士、代言人其ノ他ノ法律事務取扱人ヲ選擇使用スルノ自由ヲ享有シ且一般ニ司法ニ關スル一切ノ事項ニ付内國民ト同一ノ權利及特權ヲ享有スベク

七 陸軍、海軍、空軍、護國軍又ハ民兵ノ何レタルヲ問ハズ一切ノ強制兵役ヲ免レ且服役ノ代リトシテ課セラルル一切ノ貢納ヲ免ルベシ又平時タルト戰時タルトヲ問ハズ強募公債及軍事上ノ徵發又ハ取立金ニ付テハ不動産ノ所有者、賃借者又ハ使用者トシテ内國民ト均シク課セラルルモノヲ除クノ外一切之ヲ免除セラルベク前記ノ事項ニ關シ兩國ノ各ノ國民ハ他方ノ領域内ニ於テ最惠國ノ國民ニ對シ與ヘラレ又ハ與ヘラルコトアルベキ所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ與ヘラルコトナカルベク

八 内國民ニ課セラレ又ハ課セラルルコトアルベキ所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ課金、租稅、手数料又ハ貢納ヲ其ノ性質ノ如何ニ拘ラズ徵收セラルコトナカルベシ右規定ハ必要アル場合警察手續ノ履行ニ關スル手数料又ハ所謂滞在稅ノ徵收ヲ妨グルモノニ非ズ但シ兩國ノ國民ハ其ノ率ニ關シ最惠國待遇ヲ享有スベキモノトス

九 信教ニ關シ完全ナル自由ヲ有スベク禮拜堂ヲ建設シ所有シ其ノ宗教ノ公私ノ禮拜ヲ行ヒ其ノ宗教上ノ慣習ニ從

ヒ墓地ヲ構築シ所有シ維持シ並ニ教育施設及宗教的、博愛的及慈善的事業ヲ設立スルコトヲ得ベク
十 兩國ノ各ノ國民ガ他方ノ領域内ニ於テ有スル家宅、倉庫、製造所及店舗並ニ之ニ附屬スル一切ノ場所ニシテ適法ノ目的ニ使用セラルルモノハ之ヲ侵スベカラズ内國民ニ對シ法令ヲ以テ定ムル條件及方式ニ依ルノ外之ガ臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿、書類若ハ計算書ノ檢査點閱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 商業、産業又ハ金融業ニ關スル日本國ノ株式會社又ハ其ノ他ノ會社及組合ハ其ノ構成又ハ目的ガ印度支那ノ領域内ノ公ノ秩序ニ反セザル限り印度支那ニ依リ正規ニ存在スルモノト認メラル「フランス」國ノ法令ニ從ヒ適法ニ設立セラレタル商業、産業又ハ金融業ニ關スル株式會社又ハ其ノ他ノ會社及組合ニシテ印度支那ニ住所ヲ有シ且同國ニ於テ業務ヲ營ムモノハ其ノ構成又ハ目的ガ日本國ノ領域内ノ公ノ秩序ニ反セザル限り日本國ニ依リ正規ニ存在スルモノト認メラル

右會社及組合ハ他方ノ國ノ領域内ニ於テ其ノ法令ニ遵由シ其ノ業務ヲ行フニ付最惠國待遇ヲ享有スベシ
右會社及組合並ニ其ノ支店及代理店ハ他方ノ國ノ領域内ニ於テ名稱ノ如何ヲ問ハズ最惠國ノ會社及組合ニ依リ負擔セラルル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ税金、手数料、租税及貢納ヲ課セラルルコトナカルベシ資本、收益又ハ利益ニ基キ計算セラルル租税ニ關シテハ右會社及組合、其ノ支店又ハ代理店ハ租税ノ性質ニ從ヒ該國ニ投資セル資本ノ部分、該國ニ所有スル財産、該國ニ流通スル證券、該國ニ於テ獲得スル利益又ハ該國ニ於テ爲ス業務ニ應ジテノミ該國ニ於テ課税セラルベシ

第三條 兩國ノ一方ノ國民ガ他方ノ領域内ニ於テ死亡シタル場合ニ於テ死亡者ガ判明セル相續人又ハ遺言執行者ヲ死

亡シタル國ニ殘サザルトキハ權限アル地方官憲ハ右死亡ノ發生シタル地ヲ管轄スル死亡者所屬國ノ領事官ニ直ニ右死亡ヲ通知スルコトヲ要ス

權限アル地方官憲ハ領事官ノ要求アルトキハ死亡證明書ノ正規ノ形式ノ謄本ヲ無料ニテ交付シ以テ右通知ヲ補完スベシ

相續權者若ハ其ノ或者ノ不在若ハ無能力又ハ遺言執行者ノ不在ノ場合ニ於テハ領事官ハ權限アル官憲ヨリ相續權者ノ權利ノ承認及保存ニ必要ナル措置ヲ求ムルコトヲ得ベシ

兩國ノ一方ノ國民ニシテ他方ノ領域内ニ財産ヲ所有スル者ガ右領域外ニ於テ死亡シタル場合ニモ亦前記ノ規定ヲ準用ス

第四條 兩國ノ一方ノ國民タル商工業者ハ他方ノ領域内ニ於テ自ラ行フト又ハ旅商ニ依リテ行フトヲ問ハズ見本及雛形ヲ攜帶シ又ハ攜帶セズシテ買入ヲ爲シ又ハ注文ヲ取集ムルコトヲ得ベシ右商工業者及其ノ旅商ハ斯ク買入ヲ爲シ又ハ注文ヲ取集ムルニ當リ總テ最惠國待遇ヲ享有スベシ

前記ノ目的ヲ以テ見本及雛形トシテ輸入セラルル物品ハ其ノ再輸出セラルベキコト又ハ法定期間内ニ再輸出セラレザル場合ニ正規ノ關稅ノ納付セラルベキコトヲ確實ナラシムル爲メ制定セラレタル稅關ノ規則及手續ニ從フニ於テハ兩國ノ各ニ於テ一時無稅輸入ヲ許可セラルベシ

尤モ右特權ハ物品ニシテ其ノ數量若ハ價格ニ徵シ見本若ハ雛形ト認ムルコト能ハザルモノ又ハ其ノ性質上再輸出ノ際同一物ナルコトヲ認識スルコト能ハザルモノニ及ブコトナカルベシ見本又ハ雛形ガ無稅輸入ヲ許可セラルベキモ